

佐久市子ども・子育て支援事業計画

平成27年 3月

佐久市

子育て支援都市宣言



少子化の進行が、21世紀を担う子どもたちの健全育成や日本の将来の社会経済に大きな影響を与えることが懸念される中で、子どもたちを安心して生み、育てることができるようにすることは、都市づくりの基本であり市民の願いであります。

そのために佐久市は、子育て支援を市の重要施策の一つとして位置づけ、児童福祉・保健医療をはじめ、社会教育などの分野がそれぞれ連携を図りながら様々な事業を展開しています。

佐久市では、子どもたちの健全育成を図りながら、子育て支援施策をさらに充実させ、市民が未来に希望を持って、安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくりを目指し、ここに佐久市を「子育て支援都市」とすることを宣言します。



平成18年3月23日

<目次>

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の概要 | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| （1）法的位置づけ | 3 |
| （2）計画体系における位置づけ | 4 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 教育・保育提供区域の設定 | 5 |
| （1）教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容 | 5 |
| （2）事業別の教育・保育提供区域設定 | 6 |
| | |
| 第2章 佐久市の子ども・子育てにかかる現状と課題 | 8 |
| 1 現状 | 8 |
| （1）人口等の状況 | 8 |
| （2）教育・保育施設の現状 | 18 |
| （3）地域子ども・子育て支援事業の現状 | 28 |
| 2 課題 | 32 |
| （1）幼児期の学校教育・保育 | 32 |
| （2）子育て支援サービス | 35 |
| （3）子どもの居場所づくり | 38 |
| （4）子育て相談・情報提供 | 40 |
| （5）経済的支援 | 42 |
| （6）地域の子育て力向上のための支援 | 43 |
| （7）母子保健 | 44 |
| （8）小児医療等 | 45 |
| （9）仕事と子育ての両立支援 | 46 |
| （10）児童虐待防止対策 | 48 |
| （11）ひとり親家庭等の自立支援 | 49 |
| （12）障がい児支援 | 50 |
| | |
| 第3章 計画の基本的方向 | 51 |
| 1 基本理念 | 51 |
| 2 基本目標 | 52 |
| （1）幼児期の学校教育・保育 | 52 |
| （2）多様な子育て支援サービス | 52 |
| （3）子どもと子育て家庭の健康づくり | 53 |

| | |
|----------------------------|------------|
| (4) 仕事と子育ての両立支援 | 53 |
| (5) 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援 | 53 |
| 3 施策の体系 | 54 |
| 第4章 施策の展開 | 55 |
| 1 幼児期の学校教育・保育 | 55 |
| (1) 教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備 | 55 |
| (2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進 | 70 |
| (3) 教育・保育の質の向上 | 73 |
| 2 多様な子育て支援サービス | 78 |
| (1) 多様な子育て支援サービスの提供 | 78 |
| (2) 子どもの居場所づくり | 86 |
| (3) 子育て相談・情報提供 | 91 |
| (4) 経済的支援 | 97 |
| (5) 地域の子育て力向上のための支援 | 102 |
| 3 子どもと子育て家庭の健康づくり | 111 |
| (1) 母子保健 | 111 |
| (2) 小児医療等 | 123 |
| 4 仕事と子育ての両立支援 | 124 |
| (1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し | 124 |
| (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 | 127 |
| 5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援 | 128 |
| (1) 児童虐待防止対策 | 128 |
| (2) ひとり親家庭等の自立支援 | 131 |
| (3) 障がい児支援 | 134 |
| 第5章 計画の推進方策 | 141 |
| 1 計画の進捗状況の点検・評価（PDCA） | 141 |
| 2 計画の推進体制 | 141 |
| (1) 庁内の推進体制 | 141 |
| (2) 計画内容の周知徹底 | 141 |
| (3) 地域社会全体の協働による推進 | 141 |
| (4) 国・県などとの連携 | 142 |
| 資料編 | 143 |

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

【少子化の進行と地域における課題】

国は、平成2年の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子供の数)が過去最低となった「1.57」ショックを契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを社会問題として認識し、平成6年にエンゼルプラン、平成11年に新エンゼルプランを策定し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み、育てやすい環境づくりに向けた対策を進めてきました。

平成15年には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するための「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)と、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」(平成15年法律第133号)を制定し、取り組みを強化してきたところであります。

しかし、その後も少子化の進行は止まらず、平成17年は全国の合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録したことから、少子化対策の抜本的な拡充・強化を図る子育て支援策の検討が進められてきました。

また、地域においては核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て力・教育力の低下が懸念されるとともに、経済状況の悪化、就労形態の変化などにより、共働き家庭が増加し、親の就労状況による幼児期の学校教育・保育の提供体制の違いや、保育における待機児童の増加、仕事と子育てを両立できる環境の整備等が課題となっています。

【子ども・子育て支援新制度の創設】

これらの課題に対処し、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法[※]」が成立し、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」)が創設されました。

新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や確保、地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを推進することとしています。併せて、市町村には、幼児期の教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

【佐久市における取り組み】

本市では、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする「佐久市次世代育成支援対策行動計画(前期計画・後期計画)」を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

※ 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(通称：認定こども園法の一部改正法)」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のことをいう。

今後は、平成27年4月よりスタートする新制度への対応として策定した「佐久市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」）により、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」と併せ、「地域子育て支援の充実」に向けた施策を推進していきます。

推進にあたっては、これまで多様な子育てに関するニーズに対応するため、様々なサービスを提供し、機能的には十分整っているところであることから、新制度への移行に際しても既存の子育て支援施策の内容を継続して実施する方針です。

その中でも特に、サービスを必要とする方の円滑な利用を促進するため、既存の育児相談や保育施設等への入所相談などのサービス提供機能を更に強化する利用者支援事業を実施し、サービスを必要とする方の個々のニーズに対応した、利用者に寄り添うワンストップサービスを提供することにより、本市の更なる子育て支援の充実を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定するものです。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき市町村が策定することができる次世代育成支援行動計画としても位置づけられるものです。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

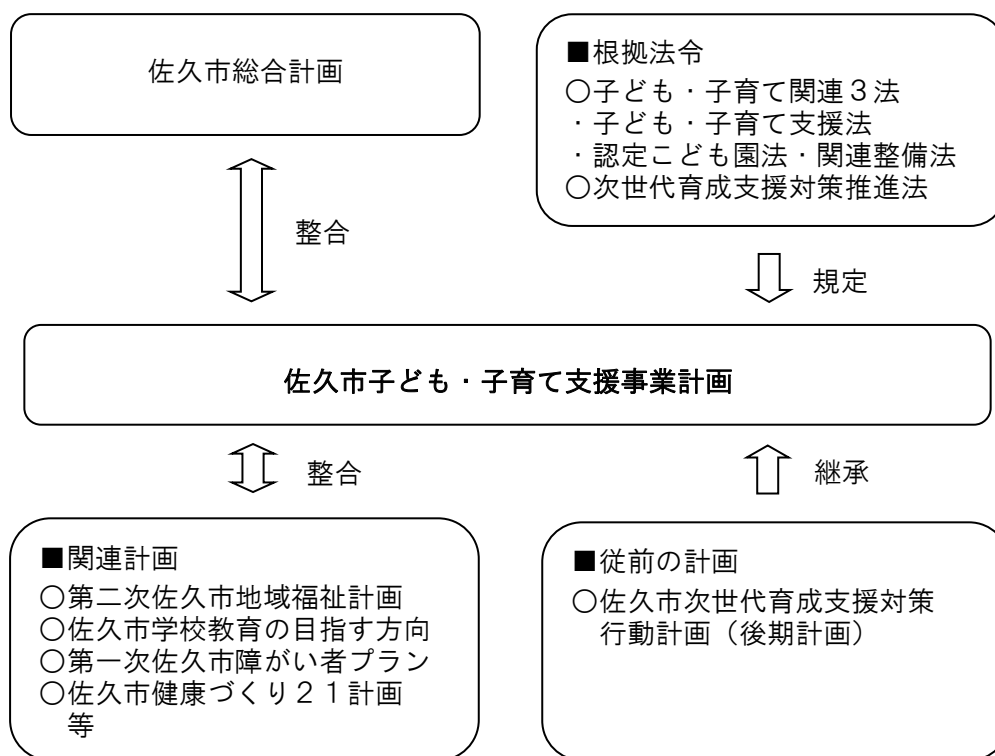
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「佐久市総合計画」における子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、本市における「母子保健計画」を兼ねる計画であるとともに、「佐久市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画として「佐久市地域福祉計画」、「佐久市学校教育の目指す方向」、「佐久市障がい者プラン」、「佐久市健康づくり21計画」等、関連する諸計画と調和を図り策定するものです。

【佐久市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ】



3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、計画に定めた量の見込みが実際の必要量と大きく乖離し、見直しが必要と考えられる場合などには計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 佐久市子ども・子育て支援事業計画 | | | | |
| 進捗評価・見直し | | | | |

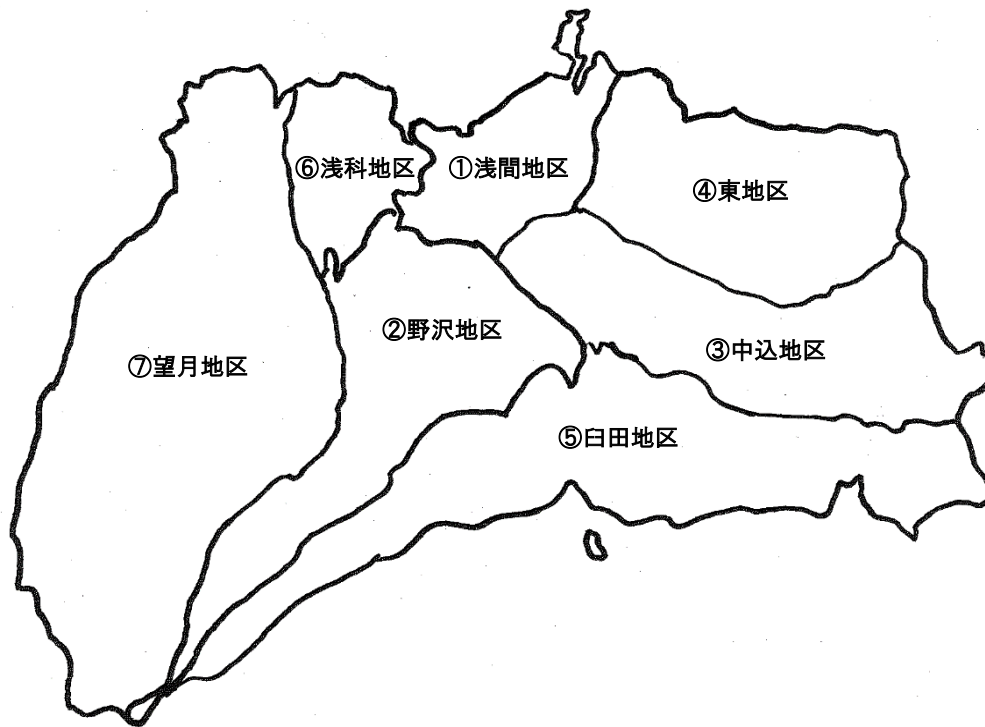
4 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

教育・保育提供区域とは、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するために定めるものです。

本市では、子ども・子育て支援法の基本指針に基づく教育・保育提供区域を7行政ブロックに設定し、この教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の提供する量の見込みと確保方策を設定します。

【本市における教育・保育提供区域】



(2) 事業別の教育・保育提供区域設定

教育・保育提供区域は、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本としていますが、利用の実態により、実態に即した設定を行うことが可能となっています。

本市では、個人のニーズに応じ、広域的に利用ができるように、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定】

| 事業名 | | 区域設定にあたっての理由 | 区域 |
|---------------------------------|--|---|---------------|
| 教育・保育事業 2号認定・3号認定 (保育所部分) | | <p>保育所利用者については、自宅から施設等への移動の利便性や生活圏を考慮し、中学校区の7区域として設定します。</p> <p>これにより、地域ごとの特性や局地的な需要の増減にもきめ細かい対応が可能となります。</p> | 7区域 (中学校区) |
| 教育・保育事業 1号認定・2号認定 (幼稚園部分) | | <p>現在の市内幼稚園の利用実態は、中学校区を超えての利用が一般的です。</p> <p>また、中学校区で区域を設定した場合、幼稚園が存在しない区域もあることから、市全域を1区域として設定します。</p> | 市全域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 利用者支援事業 (新規) | <p>全ての子育て支援サービスの利用調整、情報集約等を広域的に実施するため、市全域を1つの区域として設定します。</p> | 市全域 |
| | 地域子育て支援拠点事業 実施場所：サングリモ中込内、あさしな保育園内、協和保育園内、岸野保育園内、小雀保育園内 | <p>現在の利用状況が、居住地域以外での利用も一般的になっていることから、市全域を1つの区域として設定します。</p> | 市全域 |
| | 妊婦健康診査事業 | <p>希望する医療機関にて受診する事業であり、細かな区域設定に馴染まないため、市全域を1つの区域として設定します。</p> | 市全域 |

| | | |
|---|--|---------------|
| 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | 市より担当職員が対象者の居宅に訪問する事業であるため、市全域を1つの区域として設定します。 | 市全域 |
| 養育支援訪問事業 | 市より担当職員が対象者の居宅に訪問する事業であるため、市全域を1つの区域として設定します。 | 市全域 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を保護するという事業の性質上、細かな区域設定が馴染まないため、市全域を1つの区域として設定します。 | 市全域 |
| ファミリー・サポート事業 “ほっとホット” (ファミリー・サポート・センター事業) | 佐久市社会福祉協議会において実施しており、現在の利用状況と同じく、市全域を1つの区域として設定します。 | 市全域 |
| 一時預かり他事業 | 保護者の通院や不定期の就労及び子育てに伴う負担軽減等のための一時的な利用であることから、市全域を1つの区域として設定します。 | 市全域 |
| 延長保育事業 | 保育所において提供する事業であるため、保育提供区域と同様に設定します。 | 7区域 (中学校区) |
| 病児・病後児保育事業 | 現在、市内一か所ずつで実施しており、現在の実施状況を勘案して市全域を1つの区域として設定します。 | 市全域 |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 本市では、放課後児童健全育成の主要施策として、自由来館制の児童館を各小学校区に原則1施設ずつ整備しているが、現在、2か所の民設児童クラブが広域的なニーズに対応していることを踏まえ、市全域を1つの区域として設定します。 | 市全域 |

計画期間の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域毎の計画期間における、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と、それに対応する「確保方策」については、第4章「施策の展開」に記載しています。

第2章 佐久市の子ども・子育てにかかる現状と課題

1 現状

(1) 人口等の状況

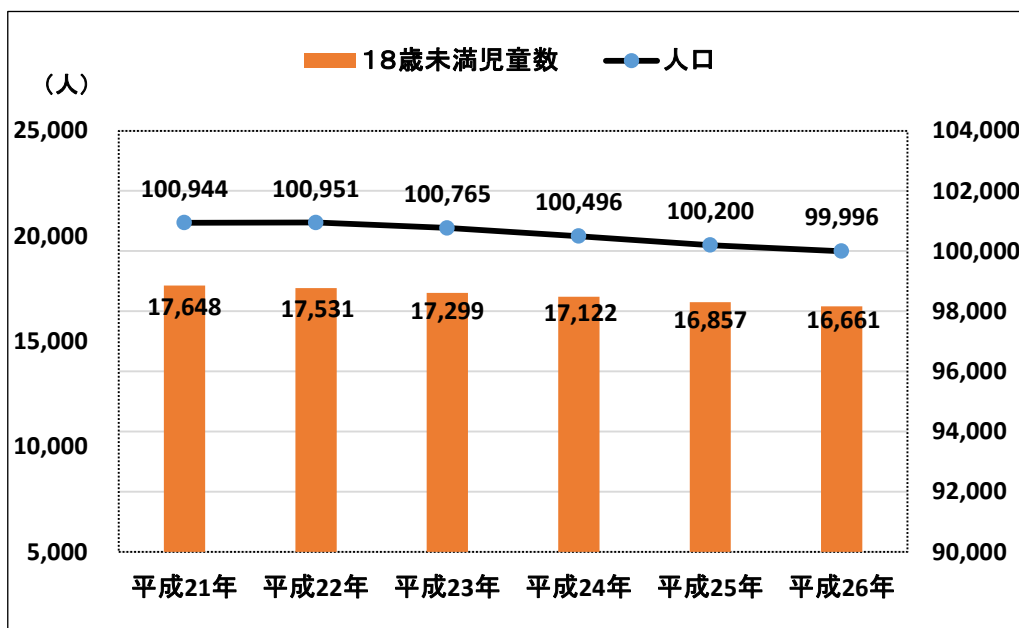
① 過去の人口等の推移

【児童数の推移】

児童数の推移をみると、総人口の減少に伴い、18歳未満の児童数も減少傾向で推移しています。

就学前児童数は、近年は減少傾向で推移し、平成26年では5,897人となっており、小学生数についても、減少傾向で推移しており、平成26年では5,585人となっています。

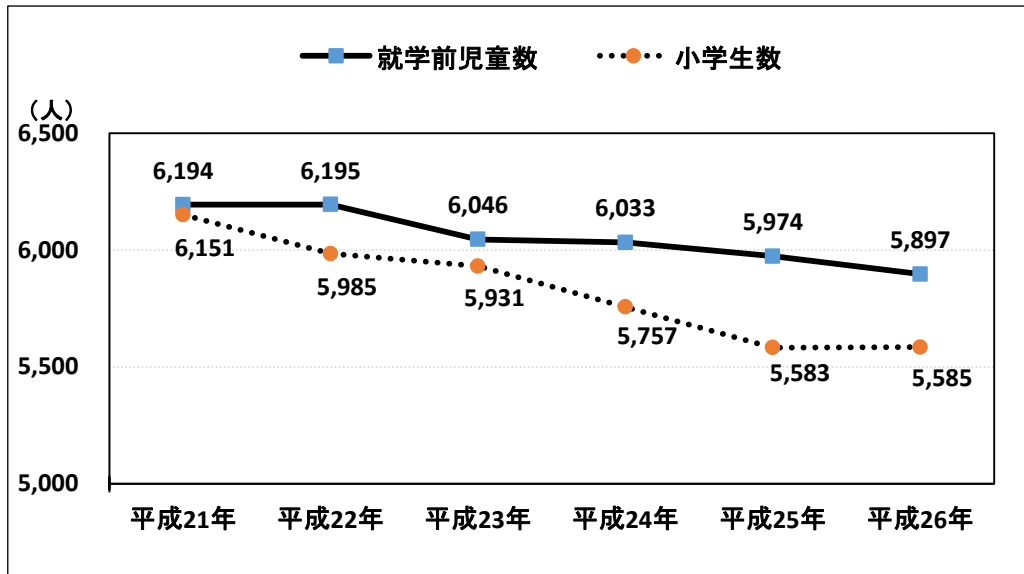
■人口・18歳未満児童数の推移



各年3月31日現在

出典：住民基本台帳

■就学前児童数・小学生数の推移



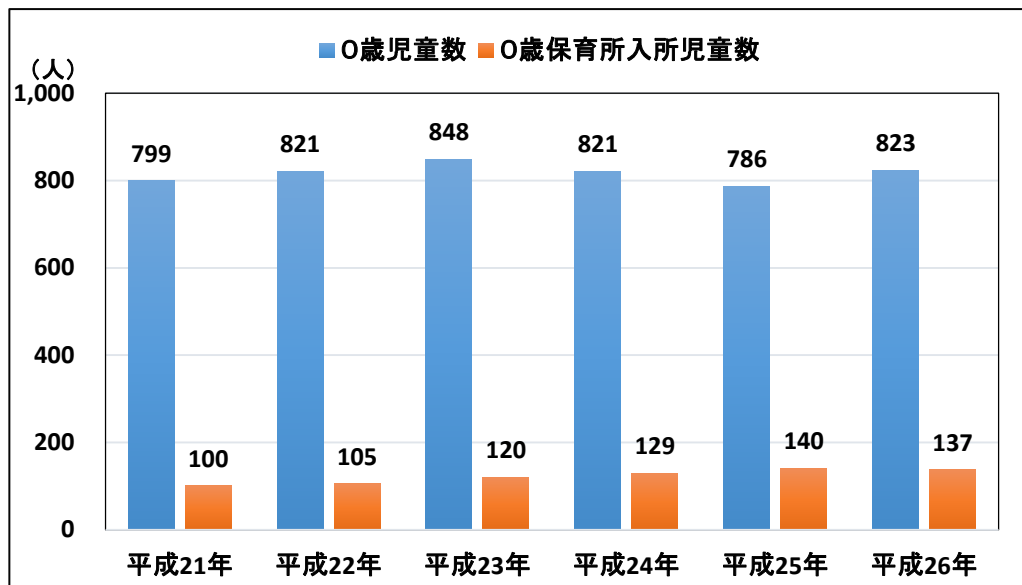
各年3月31日現在

出典：住民基本台帳

【0歳児童数の傾向】

0歳の児童数は平成23年以降、減少傾向で推移していますが、平成26年には増加に転じています。保育所入所児童数は増加傾向で推移しています。

■0歳保育所入所児童数の推移

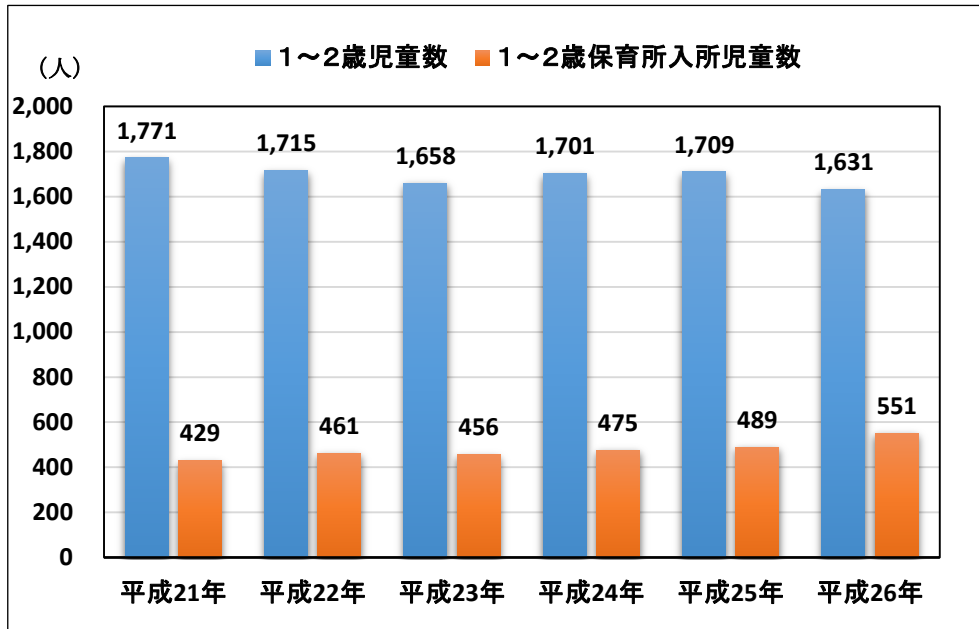


各年3月31日現在

【1～2歳児童数の傾向】

1～2歳の児童数は一時的な増加はあるものの、減少傾向で推移しています。
一方、保育所入所児童数は増加傾向で推移しています。

■ 1～2歳保育所入所児童数の推移

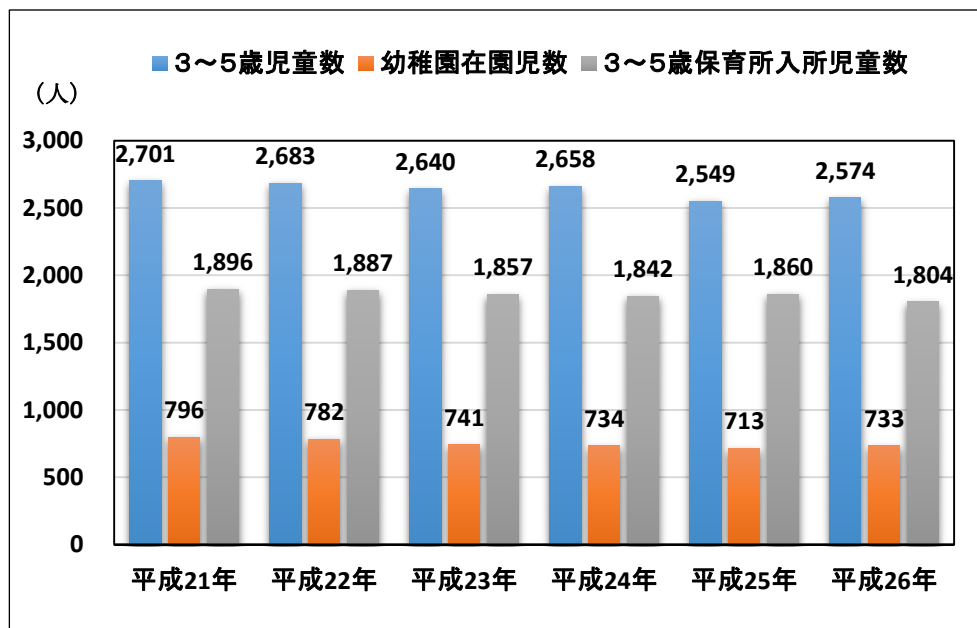


各年3月31日現在

【3～5歳児童数の傾向】

3～5歳の児童数は一時的な増加はあるものの、減少傾向で推移しています。
また、幼稚園在園児数、保育所入所児童数ともに減少傾向で推移しています。

■ 3～5歳幼稚園在園児数・保育入所児童数の推移

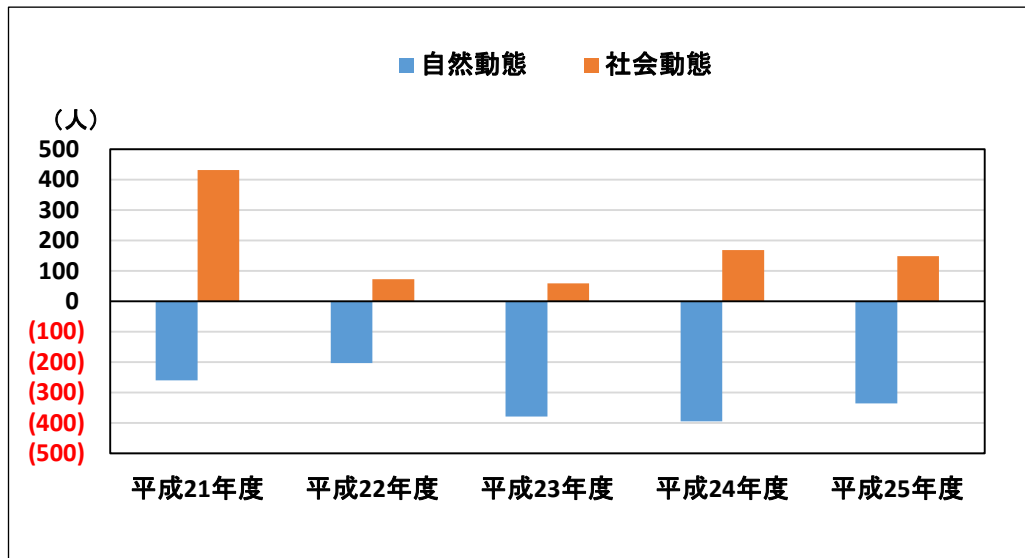


各年3月31日現在（幼稚園在園児数は「学校基本調査」各年5月1日現在）

【人口動態】

自然動態（出生数と死亡数の差）は、死亡数が多く、減少傾向にあります。社会動態（転入数と転出数の差）は、転入数が多く、増加傾向にあります。全体で見ると、自然動態による減少数が大きく、人口は減少傾向となっています。

■人口動態の推移



単位：人

| 年度 | 自然動態 | | | 社会動態 | | |
|------|------|-------|------|-------|-------|-----|
| | 出生 | 死亡 | 増減 | 転入等 | 転出等 | 増減 |
| 21年度 | 816 | 1,076 | △260 | 3,531 | 3,100 | 431 |
| 22年度 | 865 | 1,068 | △203 | 3,278 | 3,206 | 72 |
| 23年度 | 833 | 1,212 | △379 | 3,229 | 3,170 | 59 |
| 24年度 | 793 | 1,188 | △395 | 3,163 | 2,995 | 168 |
| 25年度 | 830 | 1,166 | △336 | 3,238 | 3,090 | 148 |

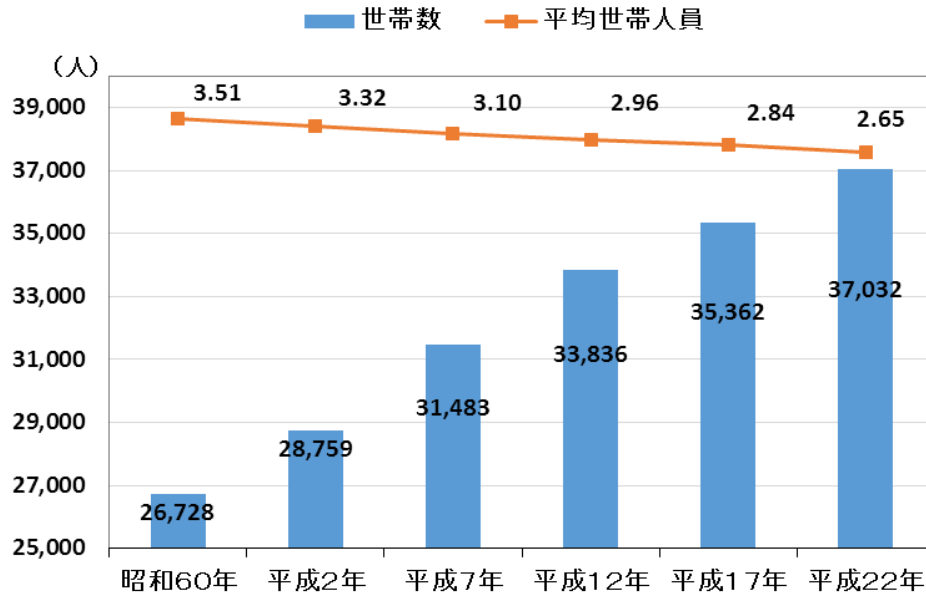
出典：住民基本台帳（日本人のみ）

【世帯数】

本市の世帯数は年々増加し、平成22年には37,032世帯となっています。世帯数が増える一方で、1世帯あたり人員は減少し続け、昭和60年には3.51人でしたが、平成22年には2.65人となっています。

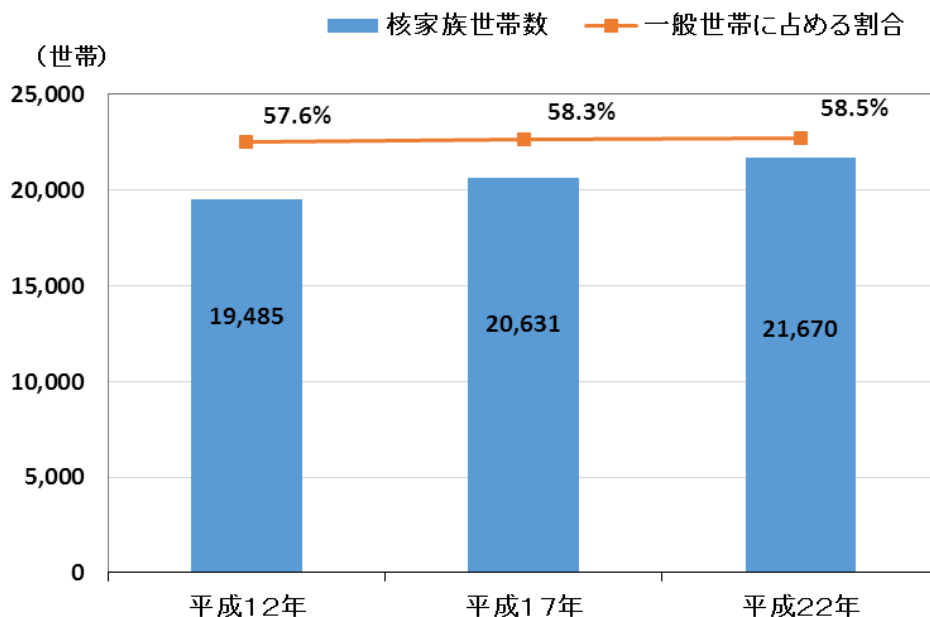
また、平成12年から平成22年の10年間では、核家族世帯が増加し、一般世帯数に対する割合も増加傾向がみられます。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：国勢調査

■核家族世帯数及び世帯数に対する割合の推移

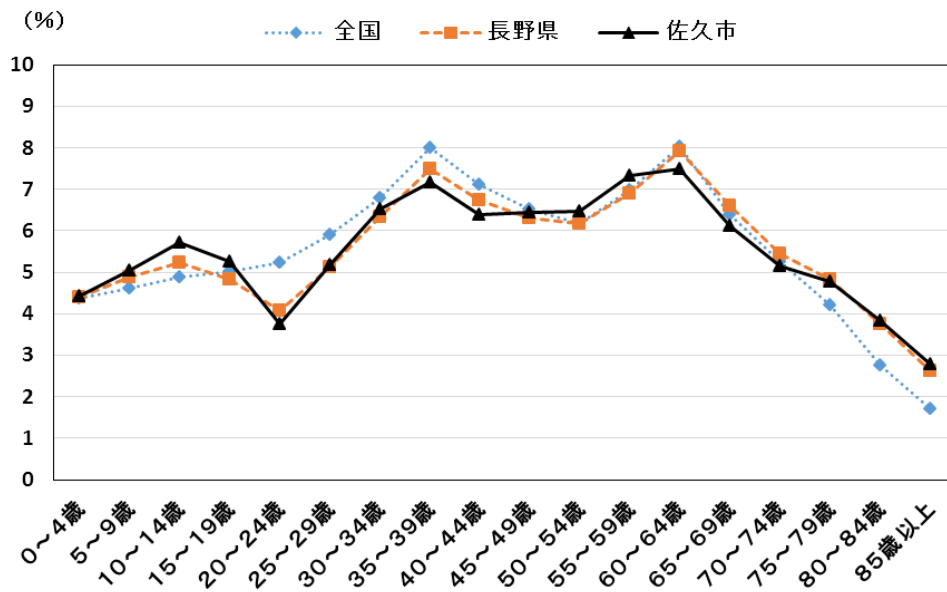


出典：国勢調査

【性別年齢別人口比率】

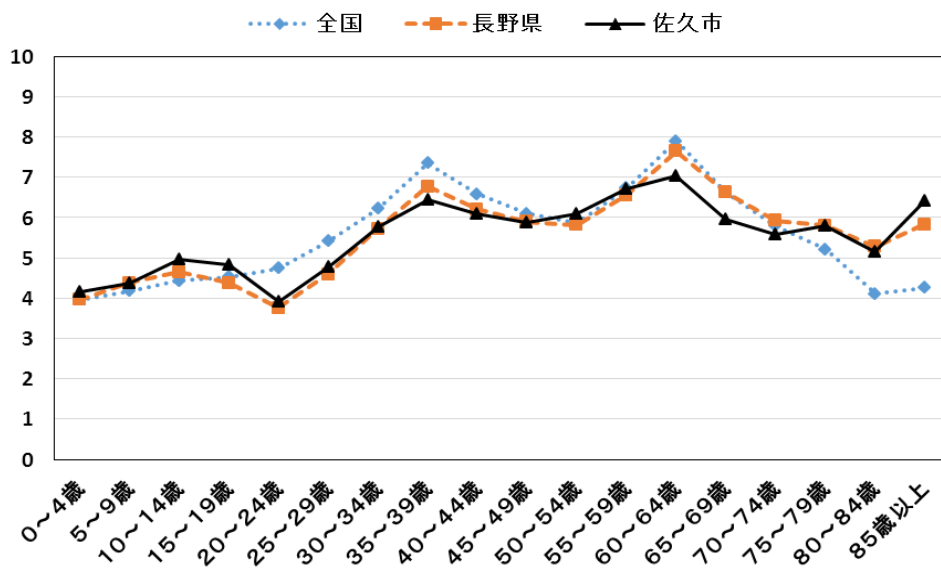
本市の性別年齢別人口をみると、男女ともに長野県の性別年齢別人口比率に近い状態となっています。全国と比較すると、男女ともに20～44歳までの人口が全国水準よりも低くなっている一方、75歳以上の人口比率は全国平均を上回っています。

■男性の年齢階層別人口比率



出典：平成22年国勢調査

■女性の年齢階層別人口比率

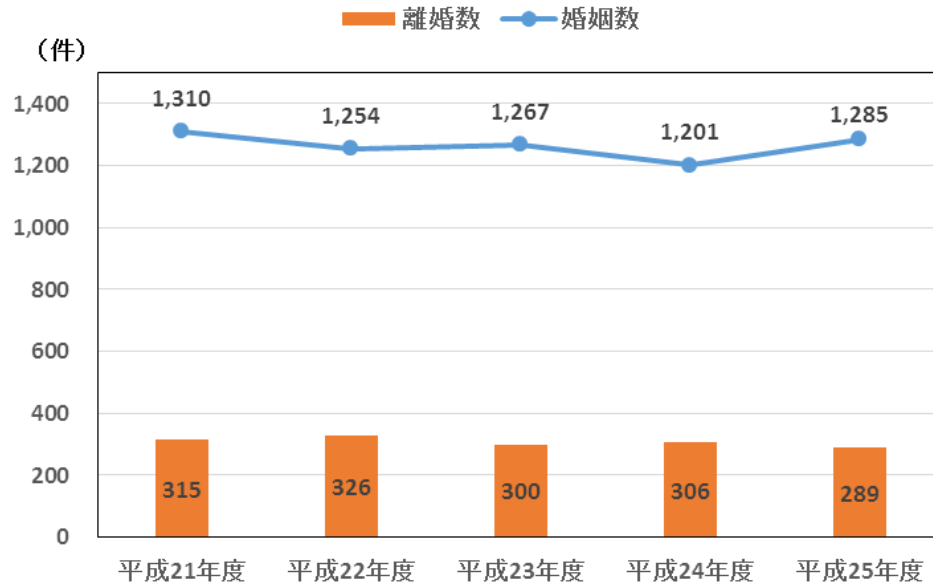


出典：平成22年国勢調査

【婚姻・離婚件数】

婚姻件数は、減少傾向で推移してきましたが、平成25年度には増加に転じ、1,285件となっています。離婚件数はほぼ横ばいで推移しています。

■婚姻・離婚件数の推移

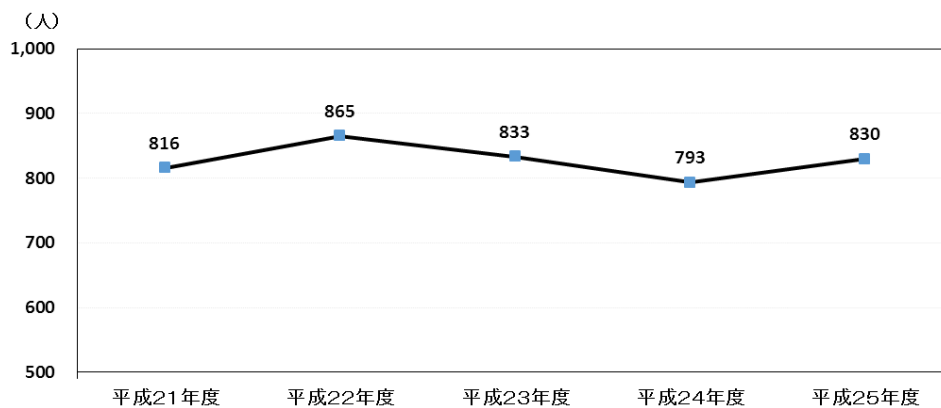


市民課資料

【出生数】

出生数は、年間800人台で推移してきましたが、平成24年度には700人台に減少しています。平成25年度は再び800人台に回復し、830人となっています。

■出生数の推移

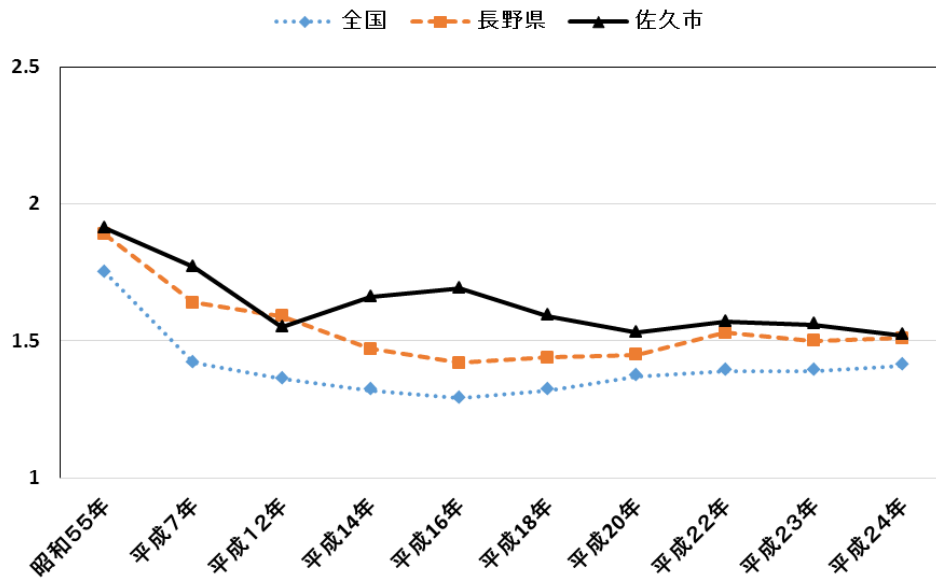


出典：住民基本台帳（日本人のみ）

【合計特殊出生率】

本市の合計特殊出生率をみると、平成24年は1.52で、現在の人口を維持するのに必要とされる人口置換水準※である2.07に対して大きく下回っているものの、全国平均や長野県の平均を上回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移



| 年度 | 全国 | 長野県 | 佐久市 |
|-------|------|------|------|
| 昭和55年 | 1.75 | 1.89 | 1.91 |
| 平成7年 | 1.42 | 1.64 | 1.77 |
| 12年 | 1.36 | 1.59 | 1.55 |
| 14年 | 1.32 | 1.47 | 1.66 |
| 16年 | 1.29 | 1.42 | 1.69 |
| 18年 | 1.32 | 1.44 | 1.59 |
| 20年 | 1.37 | 1.45 | 1.53 |
| 22年 | 1.39 | 1.53 | 1.57 |
| 23年 | 1.39 | 1.50 | 1.56 |
| 24年 | 1.41 | 1.51 | 1.52 |

出典：人口動態統計

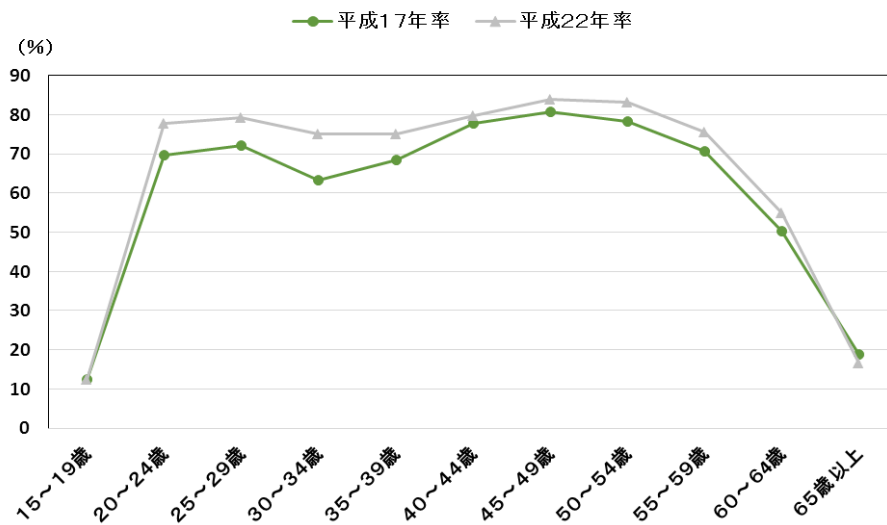
※ 人口置換水準：日本における平成24年の値（国立社会保障・人口問題研究所算出）は2.07となっている。

【女性の労働力率の推移】

本市の女性の労働力率は、出産・子育て年齢である30歳代で労働力率が下がる、いわゆるM字カーブとなっていますが、平成17年から平成22年の推移を見ると、ほぼすべての年代で労働力率が上昇しており、30歳代の労働力率も上昇傾向にあるため、カーブは緩やかになっています。

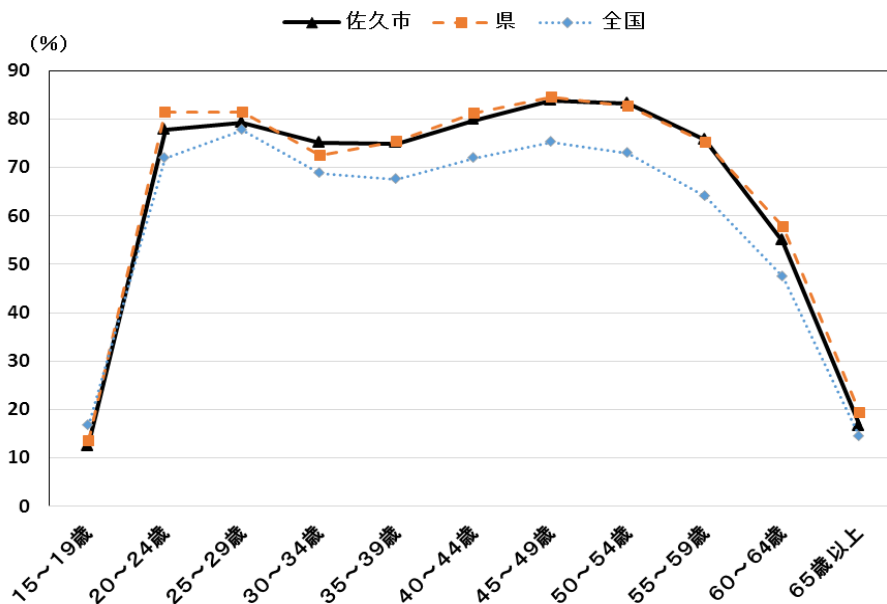
また、全国・長野県と比較すると、長野県の数値に近い水準となっており、全国と比較すると、20歳以上の各年代で、全国の数値を上回る水準となっています。

■女性の労働力率の推移



出典：国勢調査

■女性の労働力率の比較



出典：平成22年国勢調査

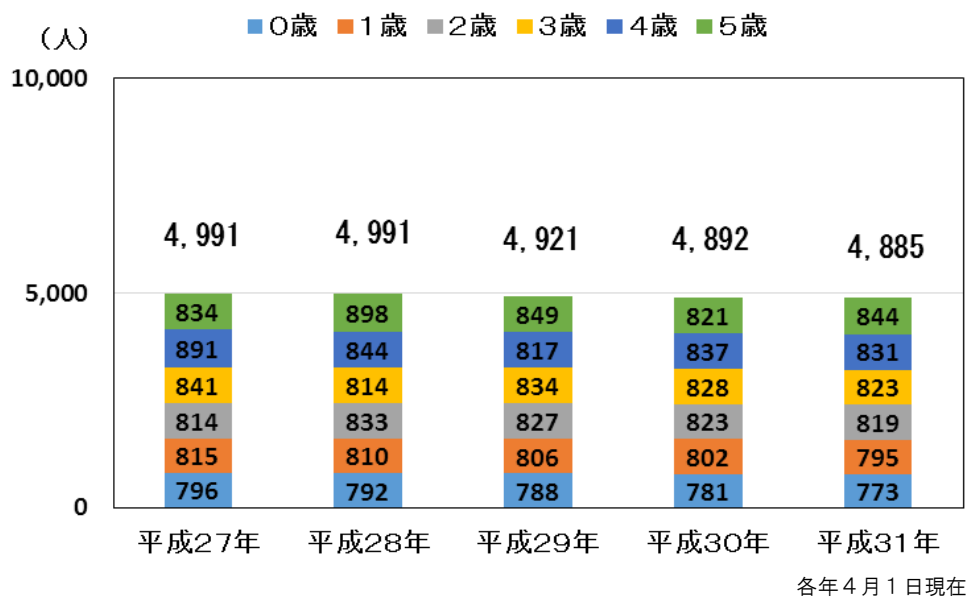
② 今後の児童数の推計

【就学前児童数・小学生数の推計】

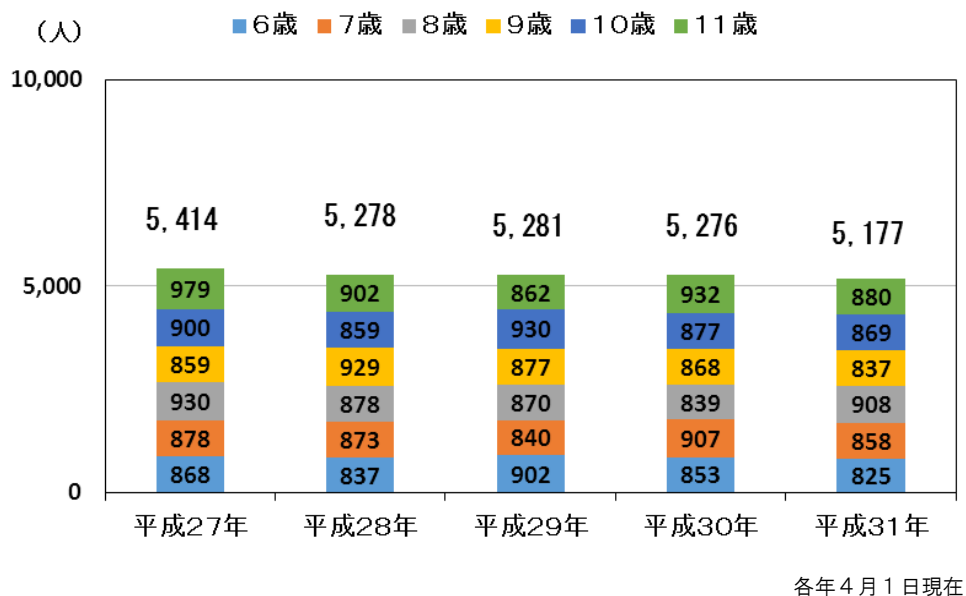
計画期間中の就学前児童数をコーホート変化率法※により推計すると、平成27年から平成31年にかけて減少傾向で推移し、平成31年には4,885人になると見込まれます。

また、小学生数の推計を見ると、それぞれの年齢で年度により一時的に増加する年度があるものの、平成27年から平成31年にかけて減少傾向で推移し、平成31年には5,177人になると見込まれます。

■就学前児童（0～5歳）の推計



■小学生（6～11歳）の推計



※ コーホート変化率法：コーホートとは、同年（同期間）に出生した集団のことで、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。本推計では、本計画期間5ヶ年における特殊な人口変動の要因が予想されないため、平成21年から平成25年の各4月1日時点の住民基本台帳人口に外国人登録人口又は外国人住民を算入した実績人口を基に、コーホート変化率法を用いて算出した。

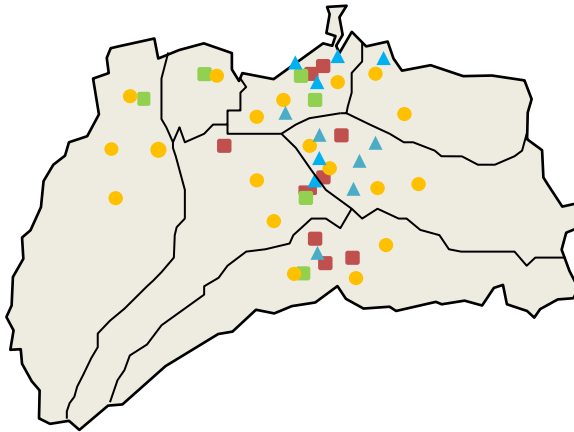
(2) 教育・保育施設の現状

本市における教育・保育施設の概要及び利用状況等は以下のとおりです。

■各教育・保育提供区域の状況

[佐久市全体]

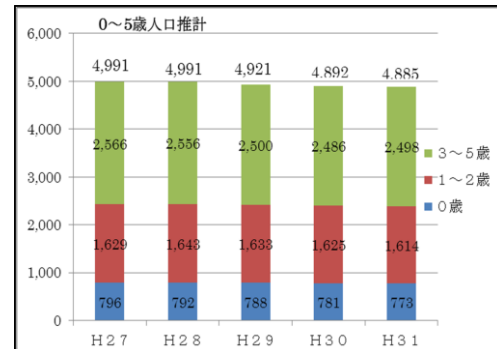
保育所・幼稚園等所在



| 【施設凡例】 | |
|--------|---------|
| ● | 公立保育所 |
| ■ | 私立保育所 |
| ■ | 私立幼稚園 |
| ▲ | 認可外保育施設 |

■計画期間における人口動態（0歳～5歳）

近年の本市における0～5歳人口は、微減傾向で推移しており、計画期間内（平成27年～31年）においても0～5歳人口は、微減傾向と見込まれます。



■教育・保育施設の整備状況

○市内では、公立保育所19箇所と私立保育所9箇所、幼稚園が6箇所整備されています。

○認可保育所の合計定員は2,685人で、入園児童数は平成25年度末日時点で2,526人となっています。（利用率94.1%）

○私立幼稚園の合計定員は1,140人で、入園児童数は平成26年5月1日時点で733人となっています。（利用率64.3%）

○認可外保育施設は、12箇所で開催されています。

単位：箇所、人

| 種別 | 施設数 | 定員 | 入園児童数 |
|-------|-----|-------|-------|
| 公立保育所 | 19 | 2,685 | 2,526 |
| 私立保育所 | 9 | | |
| 私立幼稚園 | 6 | 1,140 | 733 |

幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成25年度末日現在

■認可保育所一覧

単位：人、%

| 地区 | 種別 | 名称 | 所在地 | 利用定員 | 市内園児数 | 利用率 | 市外園児数 | 市内外合計 | 利用率 |
|----|-------|---------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 浅間 | 公立保育所 | 岩村田保育園 | 岩村田5088 | 150 | 158 | 105.3 | 0 | 158 | 105.3 |
| | | 中佐都保育園 | 塚原787-1 | 130 | 137 | 105.4 | 0 | 137 | 105.4 |
| | | 高瀬保育園 | 鳴瀬1371 | 90 | 59 | 65.6 | 0 | 59 | 65.6 |
| | 私立保育所 | 小雀保育園 | 岩村田1158-10 | 170 | 163 | 95.9 | 7 | 170 | 100 |
| | | 岩村田北保育園 | 岩村田3606-9 | 160 | 183 | 114.4 | 5 | 188 | 117.5 |
| 野沢 | 公立保育所 | 泉保育園 | 三塚300-2 | 140 | 103 | 73.6 | 0 | 103 | 73.6 |
| | | 大沢保育園 | 大沢789-1 | 45 | 38 | 84.4 | 0 | 38 | 84.4 |
| | 私立保育所 | 岸野保育園 | 伴野1792-1 | 170 | 203 | 119.4 | 1 | 204 | 120 |
| | | 野沢保育園 | 取出町491-2 | 90 | 92 | 102.2 | 2 | 94 | 104.4 |
| | | 聖愛保育園 | 原267-1 | 170 | 173 | 101.8 | 0 | 173 | 101.8 |
| 中込 | 公立保育所 | 中込第一保育園 | 中込3-24-5 | 90 | 58 | 64.4 | 1 | 59 | 65.6 |
| | | 中込第二保育園 | 中込1790 | 130 | 114 | 87.7 | 2 | 116 | 89.2 |
| | | 平賀保育園 | 平賀5038 | 90 | 92 | 102.2 | 0 | 92 | 102.2 |
| | | 内山保育園 | 内山5206-1 | 45 | 43 | 95.6 | 0 | 43 | 95.6 |
| | 私立保育所 | ひまわり保育園 | 瀬戸1177-13 | 30 | 26 | 86.7 | 2 | 28 | 93.3 |
| 東 | 公立保育所 | 東保育園 | 新子田880-2 | 120 | 127 | 105.8 | 1 | 128 | 106.7 |
| | | 平根保育園 | 上平尾847-3 | 100 | 87 | 87.0 | 0 | 87 | 87.0 |
| 白田 | 公立保育所 | 切原保育園 | 中小田切96 | 50 | 31 | 62.0 | 0 | 31 | 62.0 |
| | | 田口保育園 | 田口3117 | 90 | 88 | 97.8 | 0 | 88 | 97.8 |
| | | 青沼保育園 | 入沢232-2 | 50 | 24 | 48.0 | 0 | 24 | 48.0 |
| | 私立保育所 | 白田保育園 | 白田2126-8 | 80 | 72 | 90.0 | 2 | 74 | 92.5 |
| | | 里曲保育園 | 三分237-1 | 45 | 28 | 62.2 | 2 | 30 | 66.7 |
| | | 佳里保育園 | 下小田切51-1 | 90 | 106 | 117.8 | 4 | 110 | 122.2 |
| 浅科 | 公立保育所 | あさしな保育園 | 御馬寄715-1 | 150 | 124 | 82.7 | 2 | 126 | 84.0 |
| 望月 | 公立保育所 | 布施保育園 | 布施2148-8 | 30 | 25 | 83.3 | 1 | 26 | 86.7 |
| | | 望月保育園 | 協和2314-4 | 70 | 49 | 70.0 | 2 | 51 | 72.9 |
| | | 春日保育園 | 春日515-1 | 50 | 31 | 62.0 | 0 | 31 | 62.0 |
| | | 協和保育園 | 協和5229 | 60 | 58 | 96.7 | 0 | 58 | 96.7 |
| 合計 | | | | 2,685 | 2,492 | 92.8 | 34 | 2,526 | 94.1 |

平成25年度末日現在

■私立幼稚園一覧

単位：人、%

| 地区 | 種別 | 名称 | 所在地 | 定員 | 市内外園児数 | 利用率 |
|----|-------|----------|----------|-------|--------|------|
| 浅間 | 私立幼稚園 | あさま幼稚園 | 長土呂1383 | 200 | 103 | 51.5 |
| | 私立幼稚園 | 佐久幼稚園 | 猿久保232 | 420 | 357 | 85.0 |
| 野沢 | 私立幼稚園 | カトリック幼稚園 | 取出町185-1 | 200 | 64 | 32.0 |
| 臼田 | 私立幼稚園 | 佐久南幼稚園 | 湯原11-1 | 140 | 126 | 90.0 |
| 浅科 | 私立幼稚園 | 浅科幼稚園 | 甲1187-1 | 90 | 36 | 40.0 |
| 望月 | 私立幼稚園 | 白鳩幼稚園 | 協和2322-1 | 90 | 47 | 52.2 |
| 合計 | | | | 1,140 | 733 | 64.3 |

※本市は、私立幼稚園を設置していません。

平成26年5月1日現在

■認可外保育施設一覧

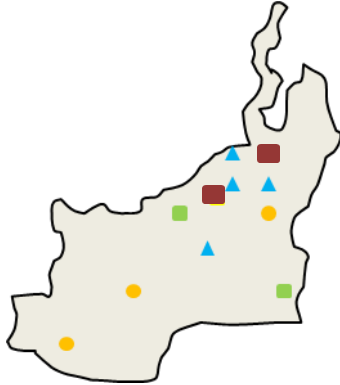
| 地区 | 名称 | 所在地 |
|----|--------------------------|-------------------|
| 浅間 | こすもす保育園 | 岩村田1858-1 |
| | 子育てお助け村 | 岩村田759-4 |
| | LOHAS OF HAIR OLIVE | 佐久平駅北17-2 |
| | キッズルームもこもこ | 佐久平駅北2-2グランメール1C |
| 野沢 | 宅幼老所のざわ | 野沢219-17 |
| | ケロちゃんのおうち | 原530-6 |
| 中込 | 北信ヤクルト販売 佐久託児所 | 中込3519-22大和ハイツ101 |
| | くまさんの部屋 | 瀬戸1612-1 |
| | ケイジンkid'sステーション | 中込3-15-6 |
| | コッコの家 | 中込3671-1 |
| 東 | 佐久スキーガーデン「パラダ」 キッズルーム | 下平尾2681 |
| 臼田 | ガーコの家 | 臼田2238 |

平成26年4月1日現在

■各教育・保育提供区域の状況

[浅間地区]

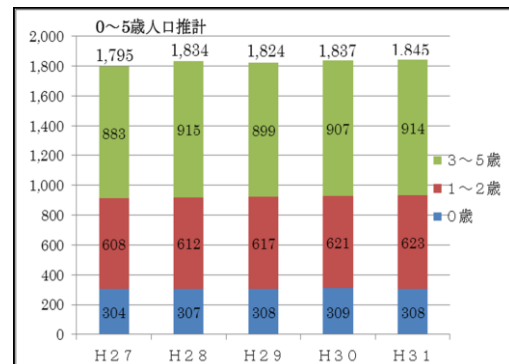
保育所・幼稚園等所在



| 【施設凡例】 | |
|---------------------------------------|---------|
| ● | 公立保育所 |
| ■ | 私立保育所 |
| ■ | 私立幼稚園 |
| ▲ | 認可外保育施設 |

■計画期間における人口動態（0歳～5歳）

近年の浅間地区における0～5歳人口は、微増傾向で推移しており、計画期間内（平成27年～31年）においても0～5歳人口は、微増傾向と見込まれます。



■教育・保育施設の整備状況

- 浅間地区では、公立保育所3箇所と私立保育所2箇所、私立幼稚園が2箇所整備されています。
- 認可保育所の定員は700人で、入園児童数は平成25年度末日時点で712人となっています。
(利用率101.7%)
- 私立幼稚園の定員は620人で、入園児童数は平成26年5月1日時点で460人となっています。
(利用率74.1%)
- 認可外保育施設は、4箇所で開催されています。

単位：箇所、人

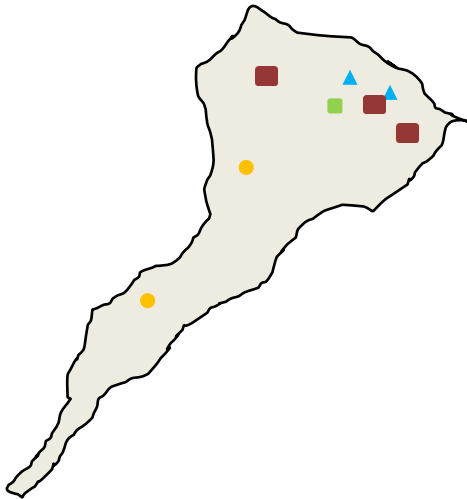
| 種別 | 施設数 | 定員 | 入園児童数 |
|-------|-----|-----|-------|
| 公立保育所 | 3 | 700 | 712 |
| 私立保育所 | 2 | | |
| 私立幼稚園 | 2 | 620 | 460 |

幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成25年度末日現在

■各教育・保育提供区域の状況

[野沢地区]

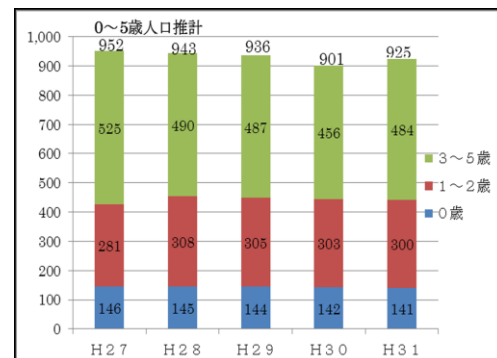
保育所・幼稚園等所在



| 【施設凡例】 | |
|--------|---------|
| | 公立保育所 |
| | 私立保育所 |
| | 私立幼稚園 |
| | 認可外保育施設 |

■計画期間における人口動態（0歳～5歳）

近年の野沢地区における0～5歳人口は、微減傾向で推移しており、計画期間内（平成27年～31年）においても0～5歳人口は、微減傾向と見込まれていますが、1～2歳人口は微増傾向と見込まれます。



■教育・保育施設の整備状況

- 野沢地区では、公立保育所2箇所と私立保育所3箇所、私立幼稚園1箇所が整備されています。
- 認可保育所の定員は615人で、入園児童数は平成25年度末日時点で612人となっています。
(利用率99.5%)
- 私立幼稚園の定員は200人で、入園児童数は平成26年5月1日時点で64人となっています。
(利用率32.0%)
- 認可外保育施設は、2箇所で開催されています。

単位：箇所、人

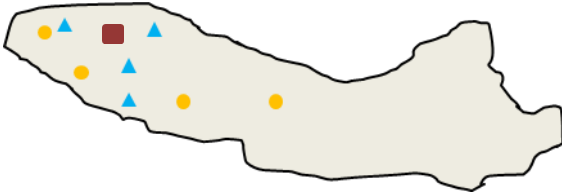
| 種別 | 施設数 | 定員 | 入園児童数 |
|-------|-----|-----|-------|
| 公立保育所 | 2 | 615 | 612 |
| 私立保育所 | 3 | | |
| 私立幼稚園 | 1 | 200 | 64 |

幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成25年度末日現在

■各教育・保育提供区域の状況

[中込地区]

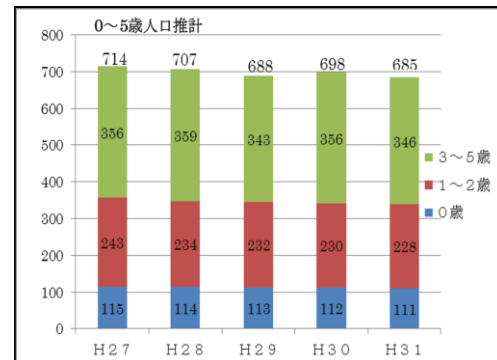
保育所・幼稚園等所在



| 【施設凡例】 | |
|--------|---------|
| ● | 公立保育所 |
| ■ | 私立保育所 |
| ■ | 私立幼稚園 |
| ▲ | 認可外保育施設 |

■計画期間における人口動態（0歳～5歳）

近年の中込地区における0～5歳人口は、微減傾向で推移しており、計画期間内（平成27年～31年）においても0～5歳人口は、微減傾向と見込まれます。



■教育・保育施設の整備状況

- 中込地区では、公立保育所4箇所と私立保育所1箇所が整備されています。
- 認可保育所の定員は385人で、入園児童数は平成25年度末日時点で338人となっています。（利用率87.7%）
- 平成28年度末に平賀保育園と内山保育園が1施設に統廃合されます。
- 認可外保育施設は、4箇所で開催されています。

単位：箇所、人

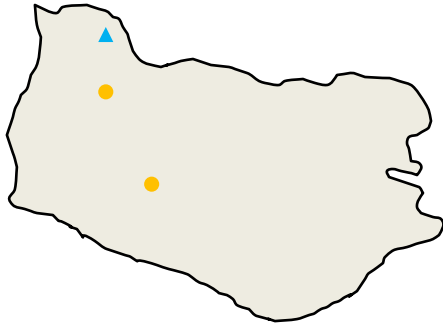
| 種別 | 施設数 | 定員 | 入園児童数 |
|-------|-----|-----|-------|
| 公立保育所 | 4 | 385 | 338 |
| 私立保育所 | 1 | | |
| 私立幼稚園 | — | — | — |

幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成25年度末日現在

■各教育・保育提供区域の状況

[東地区]

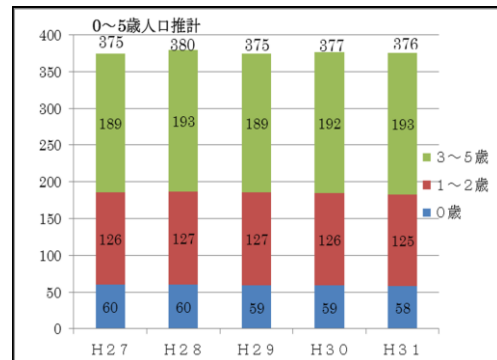
保育所・幼稚園等所在



| 【施設凡例】 | |
|--------|---------|
| | 公立保育所 |
| | 私立保育所 |
| | 私立幼稚園 |
| | 認可外保育施設 |

■計画期間における人口動態（0歳～5歳）

近年の東地区における0～5歳人口は、微減傾向で推移していますが、計画期間内（平成27年～31年）における0～5歳人口は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



■教育・保育施設の整備状況

○東地区では、公立保育所2箇所が整備されています。

○認可保育所の定員は220人で、入園児童数は平成25年度末日時点で215人となっています。

（利用率97.7%）

○認可外保育施設は、1箇所で開催されています。

単位：箇所、人

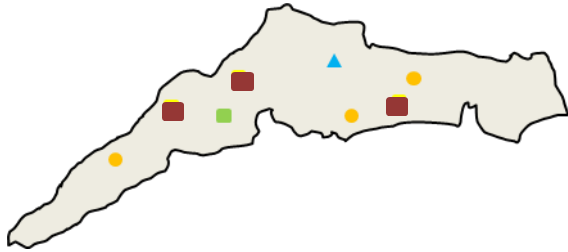
| 種別 | 施設数 | 定員 | 入園児童数 |
|-------|-----|-----|-------|
| 公立保育所 | 2 | 220 | 215 |
| 私立保育所 | — | | |
| 私立幼稚園 | — | — | — |

幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成25年度末日現在

■各教育・保育提供区域の状況

[白田地区]

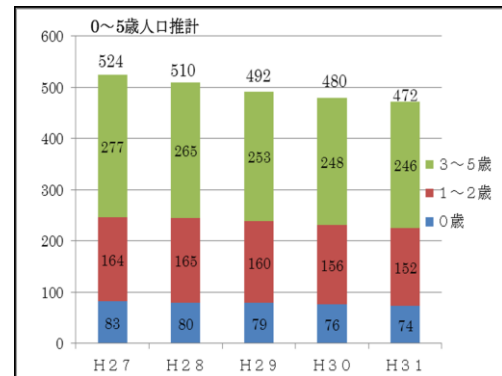
保育所・幼稚園等所在



| 【施設凡例】 | |
|--------|---------|
| | 公立保育所 |
| | 私立保育所 |
| | 私立幼稚園 |
| | 認可外保育施設 |

■計画期間における人口動態（0歳～5歳）

近年の白田地区における0～5歳人口は、微減傾向で推移しており、計画期間内（平成27年～31年）においても0～5歳人口は、微減傾向と見込まれます。



■教育・保育施設の整備状況

- 白田地区では、公立保育所3箇所と私立保育所3箇所、私立幼稚園が1箇所整備されています。
- 認可保育所の定員は405人で、入園児童数は平成25年度末日時点で357人となっています。
(利用率88.1%)
- 私立幼稚園の定員は140人で、入園児童数は平成26年5月1日時点で126人となっています。
(利用率90.0%)
- 認可外保育施設は、1箇所で運営されています。

単位：箇所、人

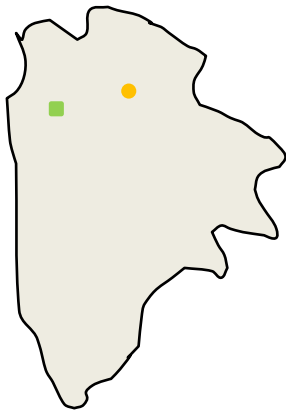
| 種別 | 施設数 | 定員 | 入園児童数 |
|-------|-----|-----|-------|
| 公立保育所 | 3 | 405 | 357 |
| 私立保育所 | 3 | | |
| 私立幼稚園 | 1 | 140 | 126 |

幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成25年度末日現在

■各教育・保育提供区域の状況

〔浅科地区〕

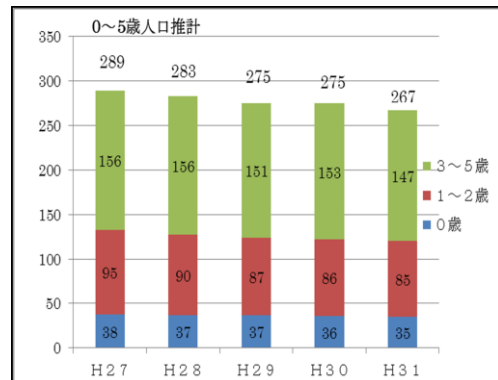
保育所・幼稚園等所在



| 【施設凡例】 | |
|--------|---------|
| ● | 公立保育所 |
| ■ | 私立保育所 |
| ■ | 私立幼稚園 |
| ▲ | 認可外保育施設 |

■計画期間における人口動態（0歳～5歳）

近年の浅科地区における0～5歳人口は、微減傾向で推移しており、計画期間内（平成27年～31年）においても0～5歳人口は、微減傾向と見込まれます。



■教育・保育施設の整備状況

○浅科地区では、公立保育所1箇所と私立幼稚園が1箇所整備されています。

○認可保育所の定員は150人で、入園児童数は平成25年度末日時点で126人となっています。

（利用率84.0％）

○私立幼稚園の定員は90人で、入園児童数は平成26年5月1日時点で36人となっています。

（利用率40.0％）

単位：箇所、人

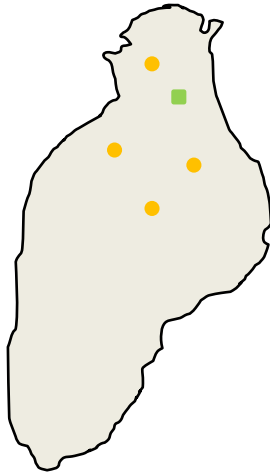
| 種別 | 施設数 | 定員 | 入園児童数 |
|-------|-----|-----|-------|
| 公立保育所 | 1 | 150 | 126 |
| 私立保育所 | — | | |
| 私立幼稚園 | 1 | 90 | 36 |

幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成25年度末日現在

■各教育・保育提供区域の状況

[望月地区]

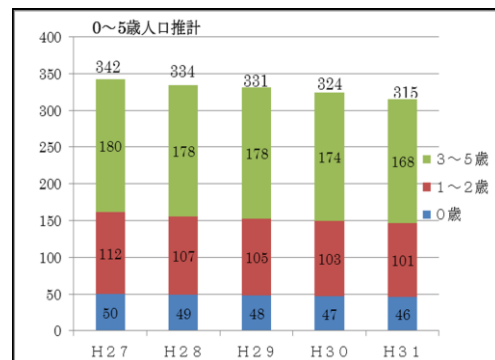
保育所・幼稚園等所在



| 【施設凡例】 | |
|---------------------------------------|---------|
| ● | 公立保育所 |
| ■ | 私立保育所 |
| ■ | 私立幼稚園 |
| ▲ | 認可外保育施設 |

■計画期間における人口動態（0歳～5歳）

近年の望月地区における0～5歳人口は、微減傾向で推移しており、計画期間内（平成27年～31年）においても0～5歳人口は、微減傾向と見込まれます。



■教育・保育施設の整備状況

- 望月地区では、公立保育所4箇所と私立幼稚園1箇所が整備されています。
- 認可保育所の定員は210人で、入園児童数は平成25年度末日時点で166人となっています。（利用率79.0%）
- 私立幼稚園の定員は90人で、入園児童数は平成26年5月1日時点で47人となっています。（利用率52.2%）
- 平成28年度末に公立保育所4施設が1施設に統廃合されます。

単位：箇所、人

| 種別 | 施設数 | 定員 | 入園児童数 |
|-------|-----|-----|-------|
| 公立保育所 | 4 | 210 | 166 |
| 私立保育所 | — | | |
| 私立幼稚園 | 1 | 90 | 47 |

幼稚園は平成26年5月1日現在、保育所は平成25年度末日現在

(3) 地域子ども・子育て支援事業の現状

新制度に組み込まれる「地域子ども・子育て支援事業」の概要及び本市における利用状況等は以下のとおりです。

① 地域子育て支援拠点事業

【つどいの広場事業】

就学前の乳幼児と保護者が、つどい・交流ができ、また、子育てについて気軽に相談ができる場を提供しています。

平成25年度実績

【実施箇所数】 市内3ヶ所（つどいの広場交流センター、あさしな保育園
内つどいの広場、協和保育園内つどいの広場）

【延べ利用者数】 628人／月

【保育所における地域子育て支援拠点事業】

未就学児の親子を対象に、保育所の機能を活かしながら情報交換・育児相談ができる場を提供しています。

平成25年度実績

【実施箇所数】 市内2ヶ所（岸野保育園、小雀保育園）

【延べ利用者数】 188人／月

【子育てサロン事業】

子育て中の保護者等が、子育てに関する相談や情報交換、交流を持てる場を提供しています。

平成25年度実績

【実施箇所数】 市内18ヶ所（各児童館を巡回実施）

【延べ利用者数】 399人／月

【児童館午前中開放事業】

就学前の乳幼児と保護者を対象に、児童館の空き時間を利用し、交流の場として提供しています。

平成25年度実績

【実施箇所数】 市内6ヶ所
（野沢、岩村田、平根、泉、下越、切原の各児童館）

【延べ利用者数】 334人／月

※ 本市では、3箇所のつどいの広場と2箇所の保育所において地域子育て支援拠点事業を行っていますが、本計画の確保方策数値の算定に当たっては、本事業と同様の目的で行っている子育てサロン事業及び児童館午前中開放事業を含めた延べ利用者数で算定します。

② 妊婦一般健康診査事業

母子保健法に基づき妊娠初期から妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週以降は1週間に1回の健康診査を実施するとともに、母子健康手帳発行時に受診票を配布して健康診査の費用助成を行っています。

平成25年度実績

【受診券発行者数】897人/年

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児の健やかな発育・発達を図るため、生後4か月以内の全出生乳児を対象に保健師・助産師の訪問指導を実施しています。

なお、本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）による継続的な支援を実施しています。

平成25年度実績

【延べ訪問者数】796人/年

④ 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）

出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難になっている家庭に、保健師・助産師が訪問して、養育等の援助・助言・指導を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題への解決、軽減を図る事業です。

平成25年度実績

【実人数】36人/年

【延べ訪問者数】53人/年

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や出産、看護、育児疲れ等で、一時的に児童の養育が困難になった場合に、原則7日間以内において、児童を児童養護施設で預り、必要な保護を行う事業です。

平成25年度実績（平成25年6月事業開始）

【実施箇所数】1ヶ所（児童養護施設軽井沢学園）

【延べ利用者数】0人/年

⑥ ファミリー・サポート事業“ほっと・ホット”

育児の援助を行いたい人と、援助を受けたい人を会員として、住民相互援助活動を支援する事業です。佐久市社会福祉協議会が実施しています。

平成25年度実績

【延べ利用者数】19人／年

⑦ 一時預かり事業

保護者の傷病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ等により、家庭保育が困難となる児童を保育所等で一時的に預り、必要な保護を行う事業です。

平成25年度実績（保育所分）

【実施箇所数】13ヶ所（公立保育所6ヶ所、私立保育所7ヶ所）

【延べ利用者数】7,377人／年

⑧ 延長保育事業（長時間保育）

保護者の就労等を支援するため、通常保育時間（日曜日を除いた午前8時から午後4時までの8時間）を超えて、保育を実施する事業です。

本市では現在、8時間を超えた11時間までの延長保育を無料で実施しています。

平成25年度実績

【実施箇所数】28ヶ所（公立保育所19ヶ所、私立保育所9ヶ所）

【登録者数】653人（平成25年度末現在）

■保育所別の開所時間別

単位：箇所

| 開所時間 | 実施園数 |
|------------|------|
| 7:00～19:00 | 2 |
| 7:15～19:15 | 1 |
| 7:30～18:30 | 5 |
| 7:30～19:00 | 18 |
| 7:00～19:30 | 2 |
| 計 | 28 |

平成25年度現在

■延長保育利用状況の推移

単位：人

| 年度 | 延べ利用児童数 |
|------|---------|
| 21年度 | 148,474 |
| 22年度 | 163,074 |
| 23年度 | 171,050 |
| 24年度 | 187,946 |
| 25年度 | 201,245 |

⑨ 病児・病後児保育

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を目的に、病気治療中又は回復期にある児童を一時的に預かる事業です。

(対象児童は、1歳から小学校就学前までの児童)

平成25年度実績

【実施箇所数】2ヶ所(病児保育:浅間総合病院、病後児保育:岸野保育園)

【延べ利用者数】269人/年

⑩ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。

平成25年度実績

【実施箇所数】2ヶ所(岩村田小学校区、中込小学校区)

【登録者数】43人(平成25年度末現在)

⑪ 利用者支援事業(新規)

子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。新制度では、新規事業として実施します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

新制度では、低所得世帯の負担軽減を図るため、服飾品(制服・カバン・バック等)、日用品(教育・保育に用いる個人購入物品)、教材(教育・保育に用いる個人購入教材)等、幼稚園・保育所等の実費徴収に係る費用等の一部補助の実施について検討します。

2 課題

現在の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の状況や、平成25年12月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査を踏まえ、本市の子ども・子育て支援の課題を整理すると、以下のとおりとなります。

(1) 幼児期の学校教育・保育

就学前児童のいる保護者へのニーズ調査では、教育・保育サービスの利用率（約7割）は高く、また、今後利用を希望するサービスについても、保育所、幼稚園等におけるサービスへの需要が高くなっています。

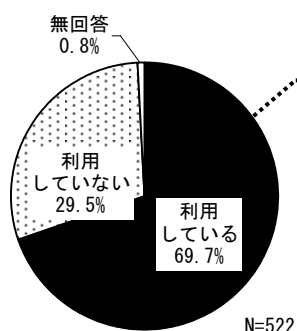
教育・保育サービスを利用している理由としては、「子育てをしている方が現在就労している」が最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」となっています。

また、保育の需要は、近年における入所児童数が増加傾向であることに加え、現在就労していない母親が、今後就労を希望する割合が多くなっていることもあり、潜在的なニーズも含め、今後さらに増していくと予想されます。

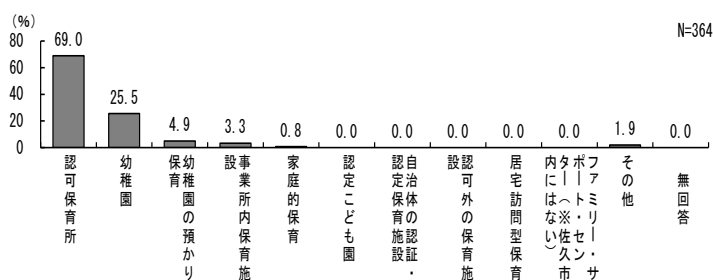
このため、教育・保育の量や良質な施設設備の確保はもとより、保育の専門性の向上を図り、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供していくことが必要となります。

また、市全体では、公立・私立保育所及び私立幼稚園の定員数に余裕があり、待機児童はいない状態が続いていますが、一部の保育所では定員を上回る利用率となっているため、今後の子どもの増減や保育ニーズを踏まえた適正な定員の設定と利用調整が必要となります。

■教育・保育サービスの利用の有無



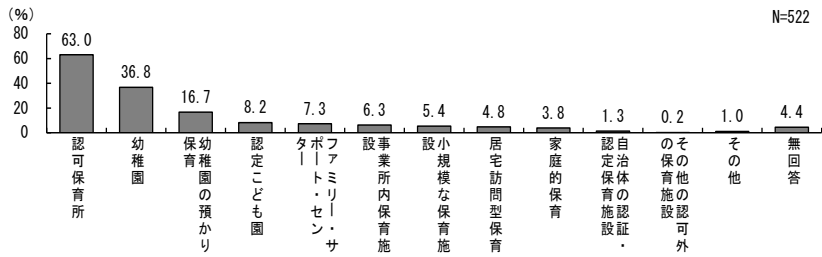
■利用している教育・保育サービス



出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

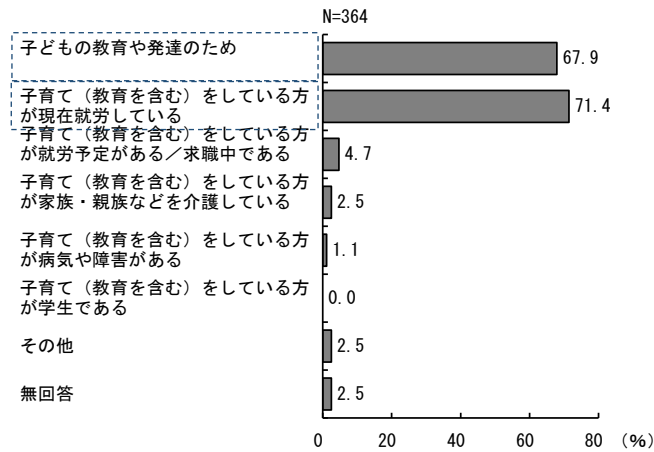
・ 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数を表しています。

■今後利用を希望する教育・保育サービス



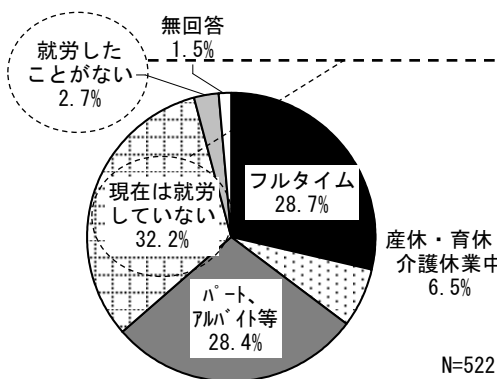
出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■教育・保育サービスを利用している理由

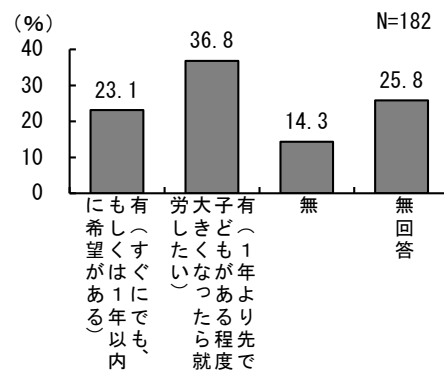


出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■母親の就労状況



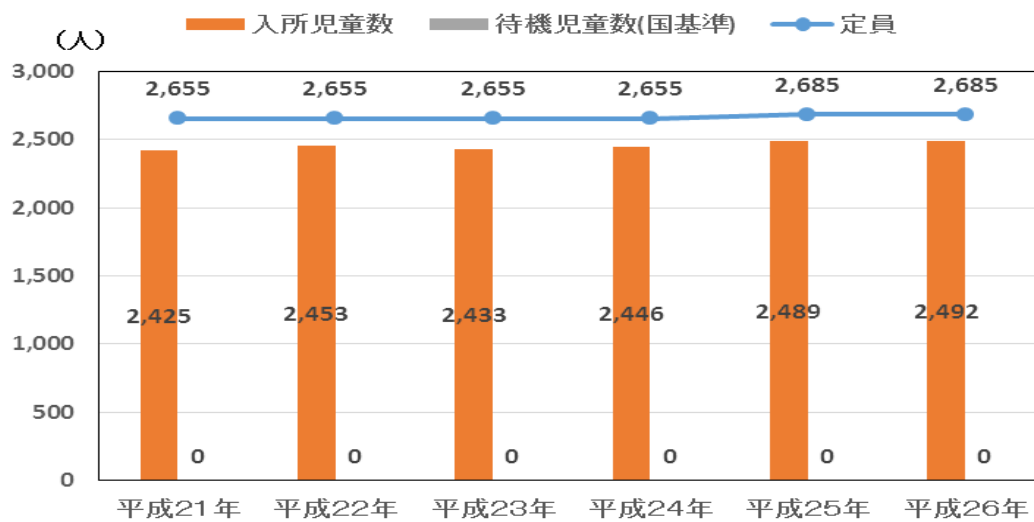
■現在就労していない母親の今後の就労希望



希望の就労形態
 フルタイム：11.9%
 パート・アルバイト：76.2%

出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■保育所の定員・入所児童数・待機児童数の推移



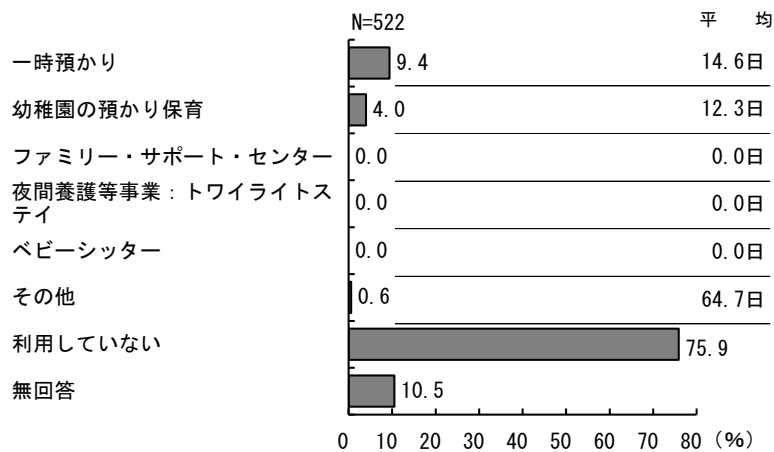
各年3月31日現在

(2) 子育て支援サービス

近年、労働形態の多様化が進み、現在就労していない人も短時間勤務等を含めた就労希望の増加が見込まれます。

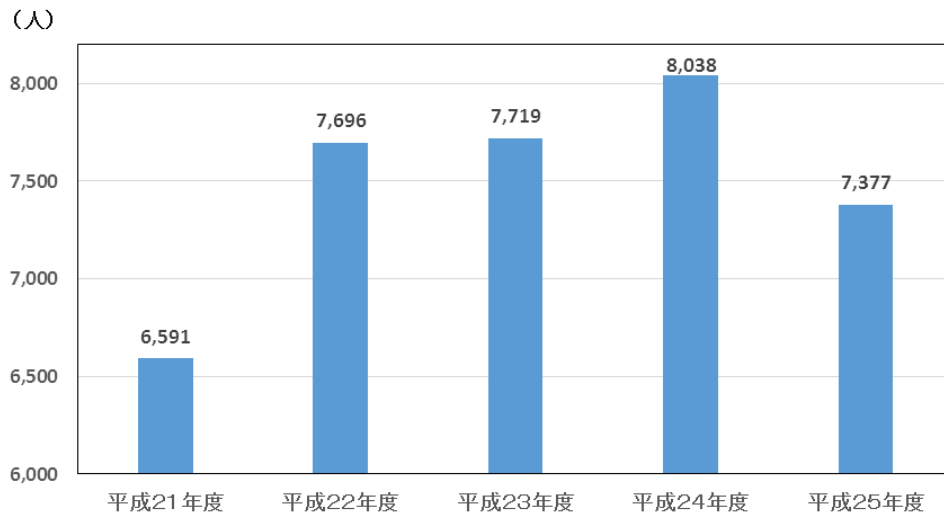
また、不定期の就労や、日常生活の中での急な事情、病気や怪我などで一時的に保育が必要となる場合もあり、今後、様々な形態の子育て支援サービスを充実していくことが必要となります。

■不定期に利用している保育サービスの有無

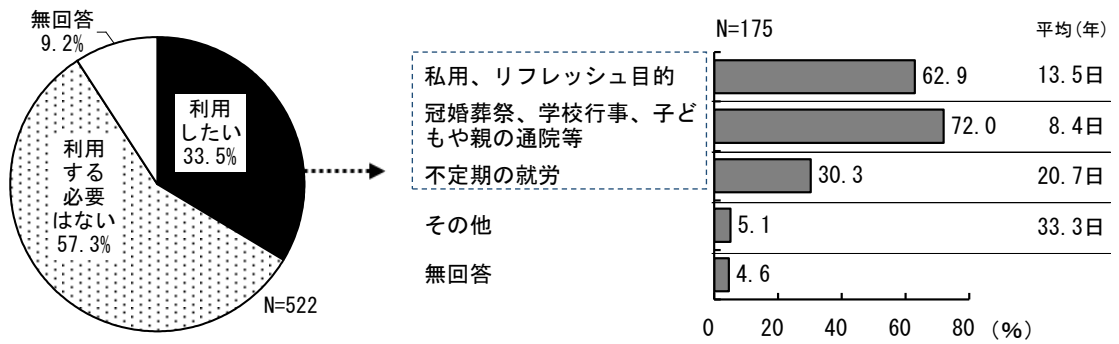


出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■一時預かり事業（保育所での一時保育）利用者延べ人数の推移

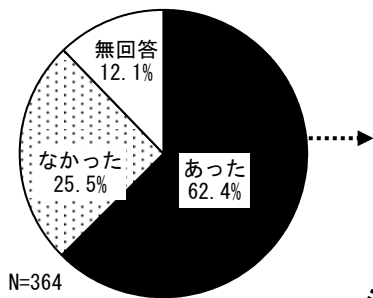


■私用や冠婚葬祭、就労等の目的で一時預かり等の事業を利用したいか、及びその目的

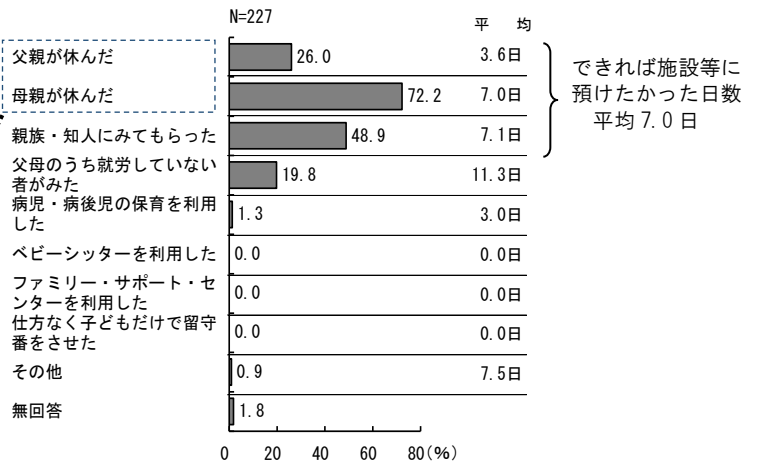


出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■病気やけがで保育サービスが利用できなかったことがあるか

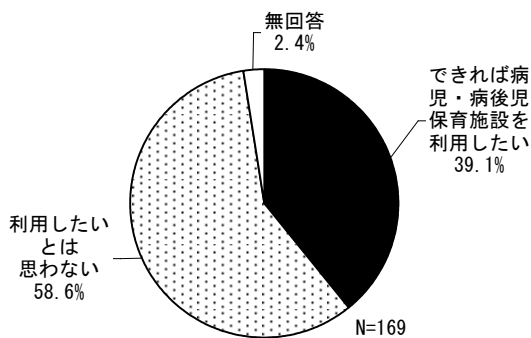


■この1年の対処方法

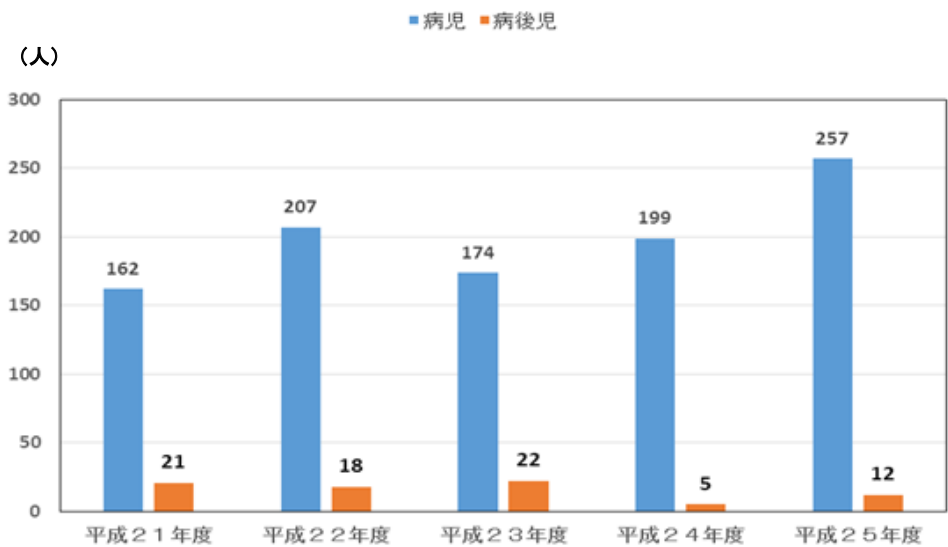


出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■病児・病後児保育施設の利用希望（父親、母親が休んだと回答した人のみ）



■病児・病後児保育利用者延べ人数の推移



■休日保育の利用状況の推移

単位：人

| 保育園名 | 延べ利用児童数 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 岩村田保育園 | | 215 | 166 | 273 | 189 | 131 |
| 岸野保育園 | | 234 | 318 | 255 | 207 | 131 |
| ひまわり保育園 | | | | | | 257 |

(3) 子どもの居場所づくり

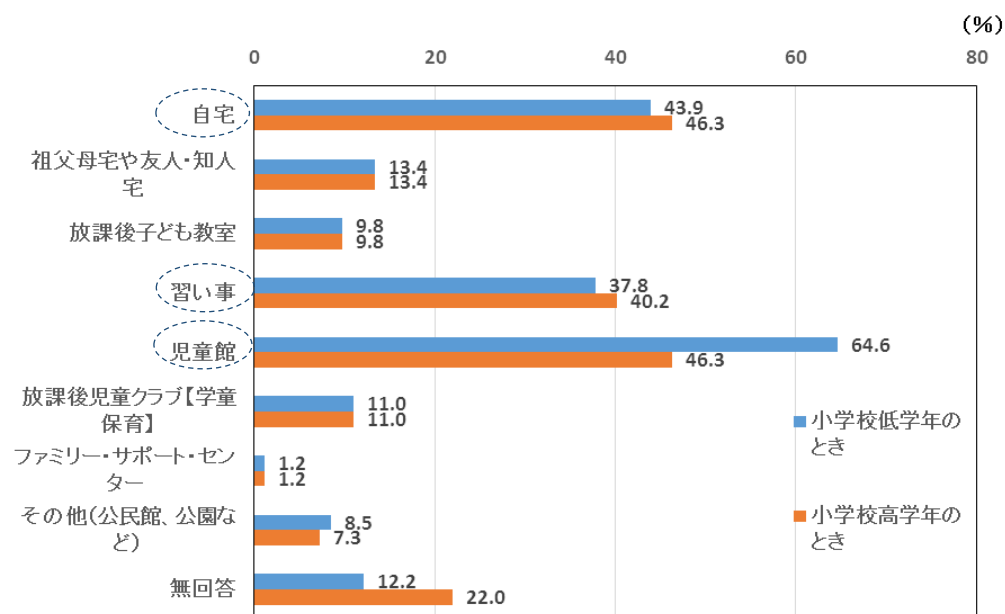
近年、子どもが保育所から小学校に上がる際に、共働き家庭等の保護者が放課後の預け先に悩み、働き続けることが難しくなる「小1の壁」という問題が全国的に言われていますが、本市では、市内の小学校区すべてに児童館を整備し、自由来館制の無料施設として、親の就労状況に関わらず児童を受け入れ、遊びの場を提供し、切れ目のない支援を継続していることにより、こうした声は寄せられていない状況です。

また、就学前児童のいる保護者へのニーズ調査では、児童の小学校入学後の放課後の過ごし方の希望について、低学年のうちは「児童館」が最も多く、次いで「自宅」となっています。

子どもの成長とともに放課後の過ごし方が変化し、また、多様化している中で、子どもが安心・安全に過ごせる場、異年齢の子どもや地域の大人たちと集団で遊ぶ機会等、児童の健全育成や総合的な放課後児童対策としての児童館が果たす役割は大きく、子どもの居場所となる児童館の提供と運営の充実を図る必要があります。

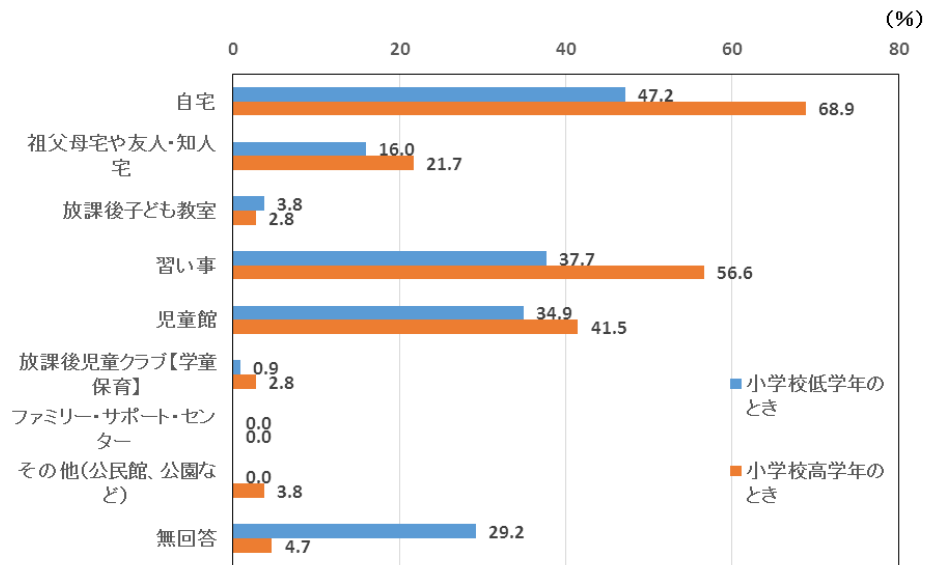
■放課後の過ごし方の希望

就学前児童調査（小学校入学後の希望）



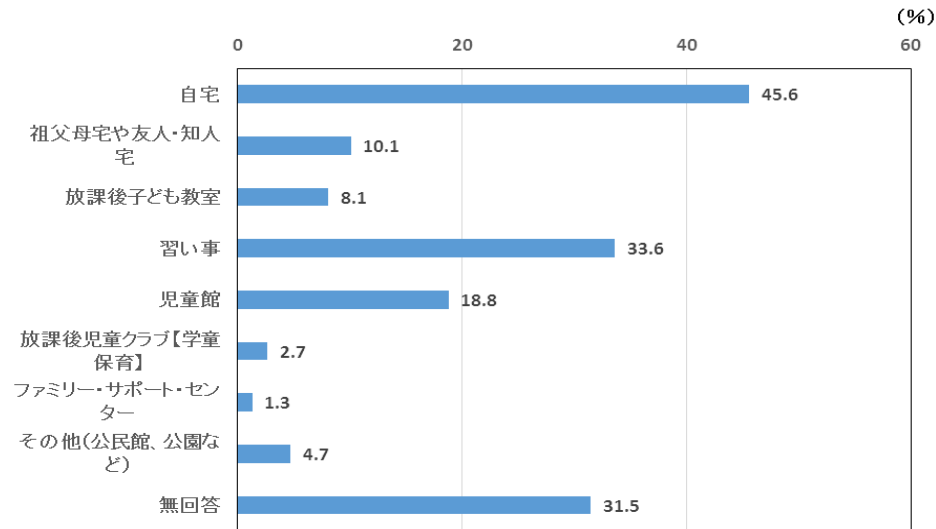
出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

小学生児童調査（低学年の希望）



出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

小学生児童調査（高学年の希望）



出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■児童館利用者数の推移

単位：人

| 利用者 | 平成21年度 (18館) | 平成22年度 (18館) | 平成23年度 (18館) | 平成24年度 (18館) | 平成25年度 (18館) |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 小学生 | 295,608 | 303,975 | 284,455 | 280,265 | 273,510 |
| 就学前児童 | 8,591 | 7,988 | 4,809 | 5,486 | 4,008 |
| 保護者 | 6,249 | 6,143 | 3,476 | 4,216 | 3,267 |
| 合計 | 310,448 | 318,106 | 292,740 | 289,967 | 280,785 |
| 全館1日平均利用者数 | 1,011 | 1,036 | 954 | 945 | 915 |

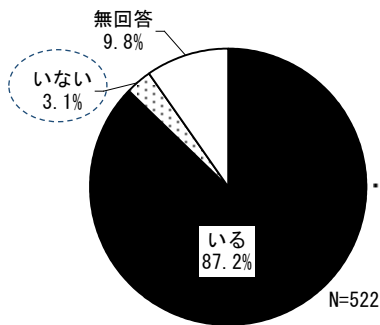
※ 就学前児童及び保護者の利用者数は、就学前児童の親子を対象とした子育てサロンや児童館午前中開放事業の利用実績の推移です。

(4) 子育て相談・情報提供

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、「身近な人から子育てに関して相談する相手がない」と答えた方が少なからずいます。特に母親が出産・育児に伴う不安などを気軽に相談できる方がいない場合は、産後うつや子どもの虐待につながる可能性を秘めています。

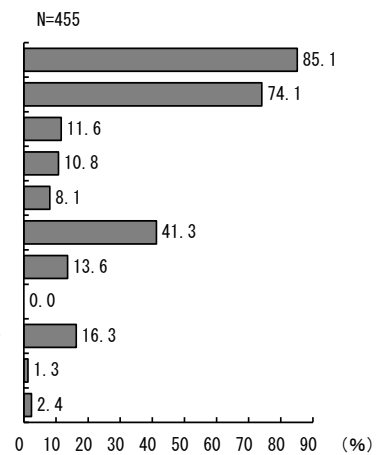
新制度では、新たな給付の仕組みが始まり、これまでよりも事業の種別も増え、子育て支援施策が充実することを踏まえ、今まで以上に子育てに関する相談や情報提供体制を充実させるとともに、身近な場所において、個々のニーズに応じた子育て関連施設の円滑な利用につながる利用者支援の体制を整えて、子育ての孤立を防止していく必要があります。

■子育てについて相談できる人・場所の有無



- 祖父母等の親族
- 友人や知人
- 近所の人
- 子育て支援施設（地域子育て拠点施設、児童館など）・NPO
- 保健センター（保健師）
- 保育所（保育士）
- 幼稚園（幼稚園教諭）
- 民生委員・児童委員
- かかりつけの医院（医師・看護師）
- 佐久市の子育て関連担当窓口
- その他

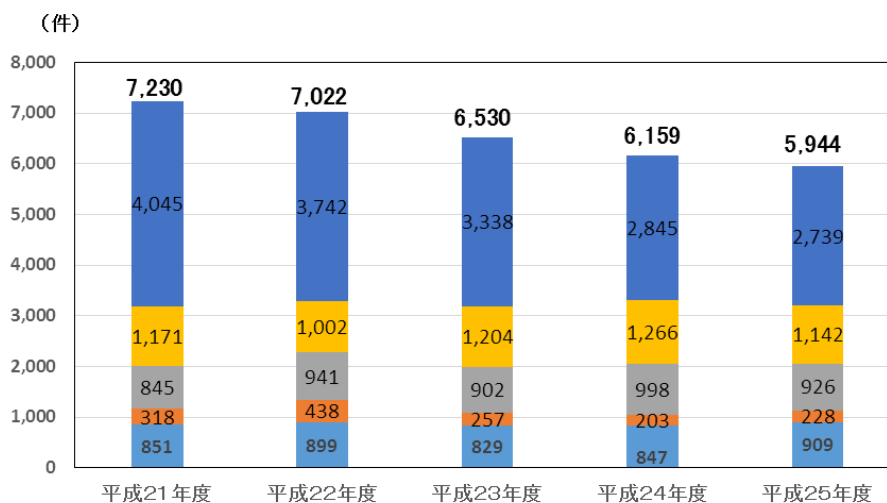
■相談相手



出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■母子保健相談の延べ相談者数

■妊婦 ■産婦 ■乳児 ■幼児 ■その他



■サービスの認知状況、利用状況、利用意向について

| | 全体 (人) | A 知っている | | | B これまでに利用 したことがある | | | C 今後利用したい | | |
|--------------------------|-----------|---------|------|-----|----------------------|------|------|-----------|------|------|
| | | はい | いいえ | 無回答 | はい | いいえ | 無回答 | はい | いいえ | 無回答 |
| ①母親（父親）学級、両親学級、育児学級 | 522 | 74.1 | 20.7 | 5.2 | 52.5 | 40.6 | 6.9 | 33.5 | 47.7 | 18.8 |
| ②保健センターの情報・相談事業 | 522 | 67.0 | 26.6 | 6.3 | 27.8 | 62.5 | 9.8 | 38.1 | 45.4 | 16.5 |
| ③家庭児童相談室運営事業 | 522 | 27.0 | 65.7 | 7.3 | 1.5 | 89.8 | 8.6 | 23.2 | 60.0 | 16.9 |
| ④母と子のすこやか相談室（保健センター、各支所） | 522 | 59.2 | 34.5 | 6.3 | 26.6 | 63.4 | 10.0 | 37.7 | 46.2 | 16.1 |
| ⑤教育相談センター・教育相談室 | 522 | 28.9 | 64.2 | 6.9 | 1.7 | 89.8 | 8.4 | 31.2 | 52.5 | 16.3 |

出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■ニーズ調査自由意見

問32 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援についての意見(就学前児童)

<情報提供と相談体制の充実>

子育て支援について分かりやすくアピールしてほしい（25人）

- どこで何をやっているかの情報がない
- 充実した子育て関連のサイトを望む
- 子育て支援の情報をインターネットなどで分かりやすく伝えてほしい
- 事業の対象者や利用方法、利用料などを分かりやすく簡単な資料にして配布してほしい

安心して子どもを育てられる環境の整備（18人）

- 育児の悩みを電話やメールで対応してもらえ、とても助かった
- 子育ての先輩に話を聞けるような場があるといいなと感じる
- 理解のある相談員が増えていけばよいと思う
- 専門的な意見を気軽に聞くことができる場があればありがたい

出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

(5) 経済的支援

平成21年度の文部科学白書によると子どもにかかる学費は、高校まで公立、大学は国立（現在の国立大学法人）に通ったケースで合計1,000万円弱、全て私立に通ったケースで2,300万円弱かかると算出され、理想の子どもの数を持ってない一番の理由として、教育費用の負担が挙げられ、経済的な負担の要因は、保育費、退学等の教育費が大きい状況にあります。

また、就学前児童や小学生の子どもがいる保護者へのニーズ調査では、子どもの医療費の助成や手当て等、経済的支援に対するニーズはいまだに高い状況にあります。

今後も引き続き、子育て家庭への効果的な経済的支援のあり方を検討していく必要があります。

■子ども医療費助成件数及び助成対象の推移

| 年度 | 子ども医療費 延べ助成件数 (件) | 市助成対象（所得制限なし） | |
|------|-------------------------|---------------|--------|
| | | 入院 | 通院 |
| 21年度 | 101,906 | 小学校6年生 | 小学校6年生 |
| 22年度 | 117,863 | 小学校6年生 | 小学校6年生 |
| 23年度 | 127,494 | 小学校6年生 | 小学校6年生 |
| 24年度 | 123,945 | 小学校6年生 | 小学校6年生 |
| 25年度 | 132,768 | 中学校3年生 | 中学校3年生 |

※ 件数は1受給者、一ヶ月1医療機関の診療（1レセプト）を1件とする。

■ニーズ調査自由意見

問32 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見（就学前児童）

<母子保健医療体制の充実>

医療費の負担軽減・受給の延長（21人）

○医療費無料化 ○医療費の公費があるのはすごく助かる ○子どもの医療費を一度払わなければならないものを、市と病院だけでやり取りしてもらいたい

○予防接種全部の無料化

<子育て家庭の負担軽減>

保育料が高い（49人）

○未満児の保育園利用料金が高い ○幼稚園と保育園料を無料にしてほしい

○第3子以降の保育料や利用料の無料化を早期に実施してほしい

子育てに対する手当ての充実（16人）

○児童手当が少なすぎる ○高校の無償化を希望 ○児童手当を20歳までにしてほしい ○経済的支援をもっとしてほしい

子育てに関する費用や保険料の負担が大きい（6人）

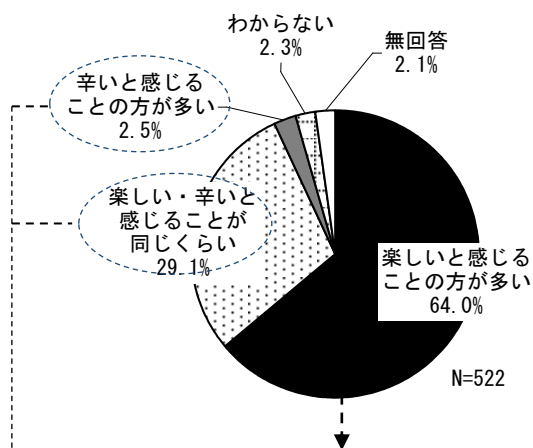
○子どもはたくさんほしいが金銭面が問題となるため、もっと支援があるといいと思う ○子ども一人にお金がかかりすぎる

出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

(6) 地域の子育て力向上のための支援

全国的に少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化等により、地域の子育て力の低下が懸念されています。就学前児童のいる保護者へのニーズ調査では、子育てをすす中で有効と感じる支援・対策について、「地域における子育て支援の充実」を挙げる意見が多いことを踏まえ、子どもの健やかな育ちを実現するため、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくりを進める必要があります。

■子育てを楽しんでいるか、辛いと感じるか



■子育てをすす中で有効と感じる支援・対策

単位：%

| (上位3つまで選択) | 全体(人) | 地域における子育て支援の充実 | 保育サービスの充実 | 子育て支援のネットワークづくり | 地域における子どもの活動拠点の充実 | 妊娠・出産に対する支援 | 母親・乳児の健康に対する安心 | 子どもの教育環境 | 子育てしやすい住居・まちな環境面での充実 | 仕事と家庭生活の充実 | 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減 | 要保護児童に対する支援 | その他 | 無回答 |
|------------|-------|----------------|-----------|-----------------|-------------------|-------------|----------------|----------|----------------------|------------|-------------------|-------------|-----|------|
| 1位 | 334 | 18.0 | 13.8 | 2.1 | 2.4 | 9.6 | 5.7 | 3.0 | 11.4 | 21.0 | 2.7 | 0.0 | 0.6 | 9.9 |
| 2位 | 334 | 11.4 | 15.9 | 4.5 | 6.9 | 9.6 | 5.4 | 7.2 | 13.8 | 11.4 | 3.3 | 0.3 | 0.0 | 10.5 |
| 3位 | 334 | 15.9 | 13.8 | 9.6 | 6.0 | 6.9 | 3.9 | 10.5 | 9.3 | 8.4 | 4.5 | 0.3 | 0.0 | 11.1 |

▶ ■子育ての辛さ解消に必要なこと

単位：%

| (上位3つまで選択) | 全体(人) | 地域における子育て支援の充実 | 保育サービスの充実 | 子育て支援のネットワークづくり | 地域における子どもの活動拠点の充実 | 妊娠・出産に対する支援 | 母親・乳児の健康に対する安心 | 子どもの教育環境 | 子育てしやすい住居・まちな環境面での充実 | 仕事と家庭生活の充実 | 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減 | 要保護児童に対する支援 | その他 | 無回答 |
|------------|-------|----------------|-----------|-----------------|-------------------|-------------|----------------|----------|----------------------|------------|-------------------|-------------|-----|------|
| 1位 | 165 | 9.1 | 13.3 | 7.3 | 3.0 | 6.1 | 5.5 | 0.6 | 9.1 | 25.5 | 1.8 | 1.2 | 4.8 | 12.7 |
| 2位 | 165 | 16.4 | 13.9 | 3.6 | 5.5 | 2.4 | 4.8 | 10.3 | 11.5 | 13.9 | 1.2 | 0.6 | 1.2 | 14.5 |
| 3位 | 165 | 10.3 | 10.9 | 6.7 | 10.3 | 5.5 | 5.5 | 9.1 | 9.7 | 9.1 | 3.6 | 0.6 | 1.2 | 17.6 |

出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

(7) 母子保健

子どもの健やかな育ちのためには、子どもと母親の健康の確保・増進が不可欠です。

また、健診や訪問を通じて、子育ての不安や悩みの相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスにつなげることも必要となります。

出産時における精神的な負担感を感じる方も多い。

■妊婦一般健康診査受診率及び乳児家庭全戸訪問事業訪問率の推移

| 年度 | 妊婦一般健康診査 | | | 乳児家庭 全戸訪問事業 | |
|------|----------|----------------|-------|----------------|-------|
| | 妊娠届出者数 | 妊婦一般健康 診査回数 | 受診率 | 訪問件数 | 訪問率 |
| 22年度 | 889人 | 17,799件 | 98.2% | 815件 | 95.9% |
| 23年度 | 821人 | 16,978件 | 98.6% | 823件 | 97.1% |
| 24年度 | 805人 | 15,848件 | 90.4% | 801件 | 97.8% |
| 25年度 | 851人 | 17,262件 | 95.0% | 796件 | 98.1% |

※ 妊娠届出者数は転入者を除いた数値です。

※ 妊婦一般健康診査受診率は初回受診票（初回血液検査）利用者数／受診票交付数（転入者除く）から算出。

※ 乳児家庭全戸訪問事業訪問率は、訪問件数／訪問対象件数から算出。

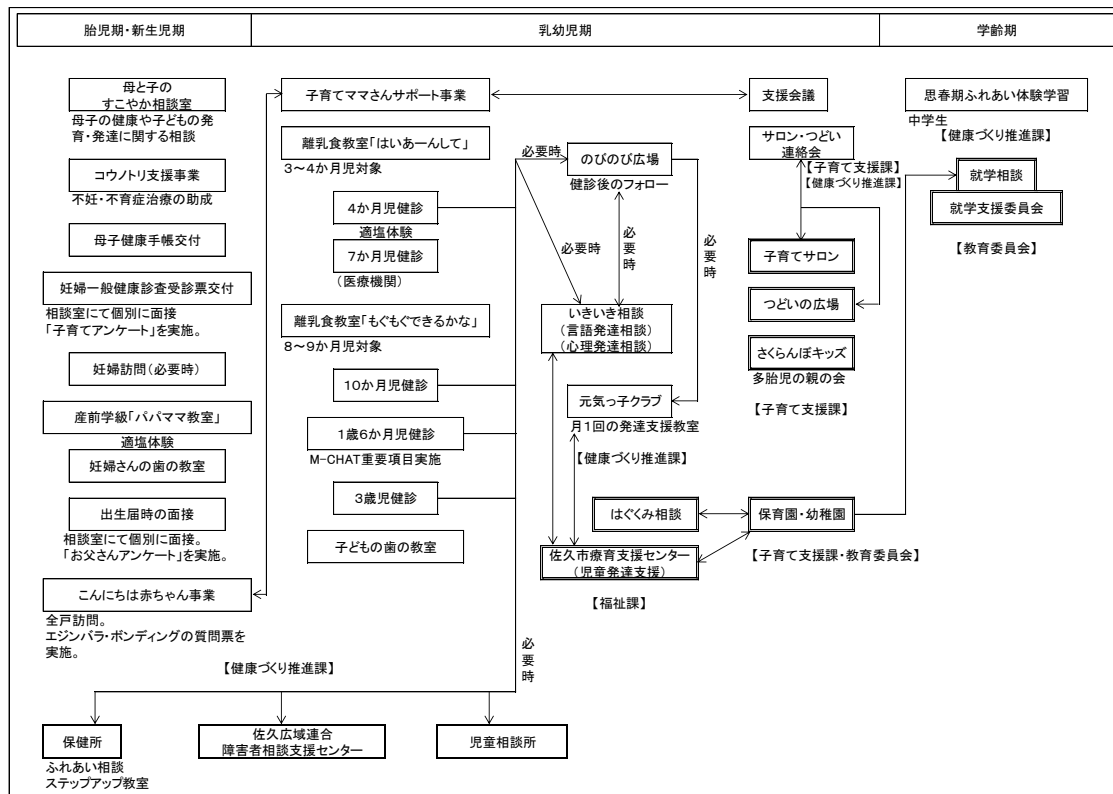
■乳幼児健康診査受診者数及び受診率の推移

| | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 4ヶ月児健診 | 受診対象者数 | 844人 | 842人 | 824人 | 802人 |
| | 受診者数 | 835人 | 838人 | 823人 | 795人 |
| | 受診率 | 98.9% | 99.5% | 99% | 99.1% |
| 10ヶ月児健診 | 受診対象者数 | 839人 | 850人 | 829人 | 801人 |
| | 受診者数 | 825人 | 829人 | 837人 | 786人 |
| | 受診率 | 98.3% | 97.5% | 101% | 98.1% |
| 1歳6ヶ月児健診 | 受診対象者数 | 813人 | 851人 | 830人 | 823人 |
| | 受診者数 | 787人 | 836人 | 822人 | 819人 |
| | 受診率 | 96.8% | 98.2% | 99% | 99.5% |
| 3歳児健診 | 受診対象者数 | 858人 | 863人 | 833人 | 865人 |
| | 受診者数 | 841人 | 837人 | 815人 | 855人 |
| | 受診率 | 98% | 97% | 97.8% | 98.8% |

※ 市が行う集団健診のみ掲載し、医療機関に委託している7ヶ月健診は掲載していません。

※ 受診率が100%を超えているのは、健診未受診者（その年度の受診対象者に含まれない）が受診をしたため受診者が対象者を上回ったことによる。

■母子保健システム図



(8) 小児医療等

小児医療体制の整備は、安心して子どもを産み、育てられることができる環境の基盤となるものです。

子どもの健やかな育ちを支援するためには、体調が変わりやすい乳幼児期の子どもを、日常的あるいは突発的に受け入れられる小児医療等の体制の提供が必要となります。

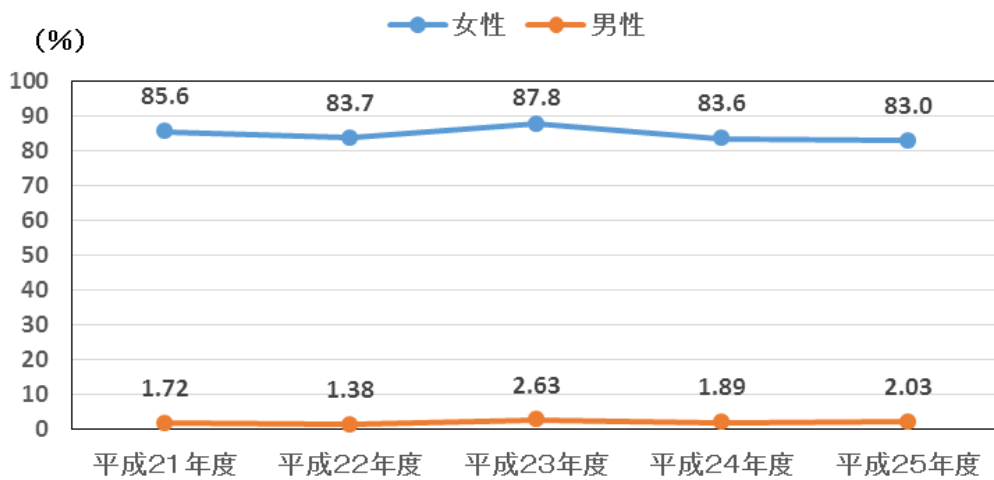
(9) 仕事と子育ての両立支援

共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭生活・子育ての両立が課題となっています。

また、父親の育児休業取得率や育児への関わりは、職場の雰囲気や仕事の忙しさなどから非常に低い水準となっています。

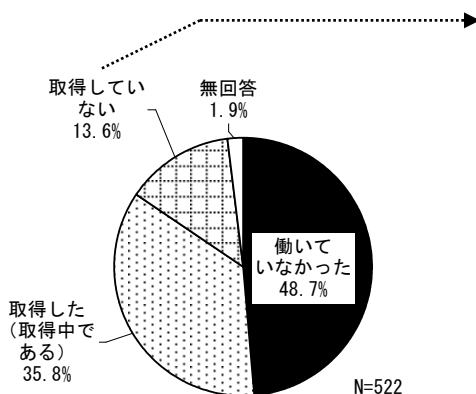
女性の出産後における就業継続、男性の育児参加、ワーク・ライフ・バランス社会の実現のためには、働き方の見直しや雇用環境の整備・改善し、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを推進することが必要となります。

■育児休業取得率（全国）

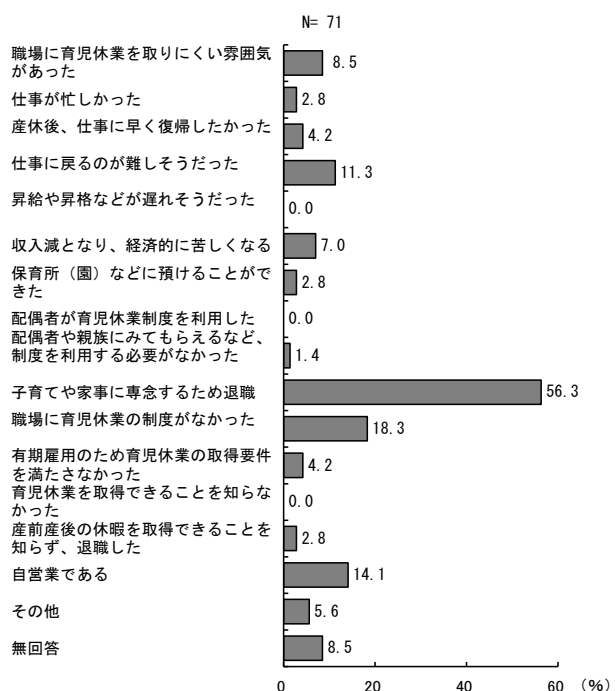


出典：雇用均等基本調査

■母親の育児休業制度の取得の有無



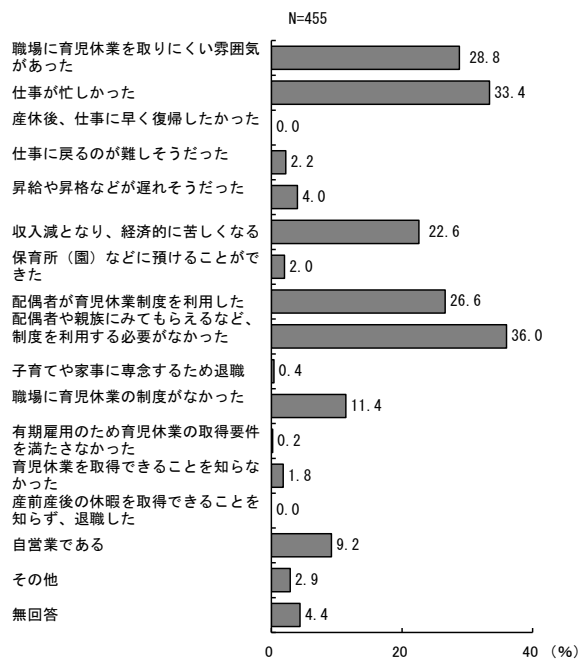
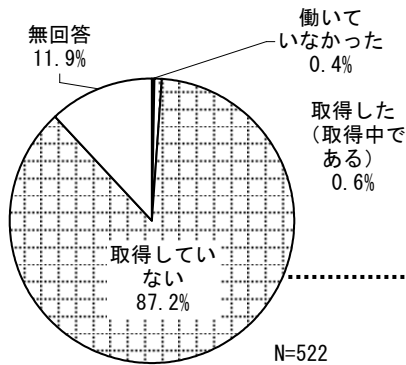
■取得しなかった理由



出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■父親の育児休業制度の取得の有無

■取得しなかった理由



出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

■ニーズ調査自由意見

問3 2 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見(就学前児童)

<子育てと就労の両立支援>

子どもがいても安心して働ける職場環境の整備 (19人)

- 仕事と育児の両立できるストレスのない環境整備が課題
- 子どもがいるとなかなか就職場所がないので支援をしてほしい
- 子育てと仕事の両立が厳しい、毎日余裕がない
- 労働環境が子育て支援に力をいれてくれれば自然と子育て環境も良くなると思う

産休や育休を取りやすい環境の整備、制度の充実 (3人)

- 小さな企業でも育児休暇の取得実績がないのが現状

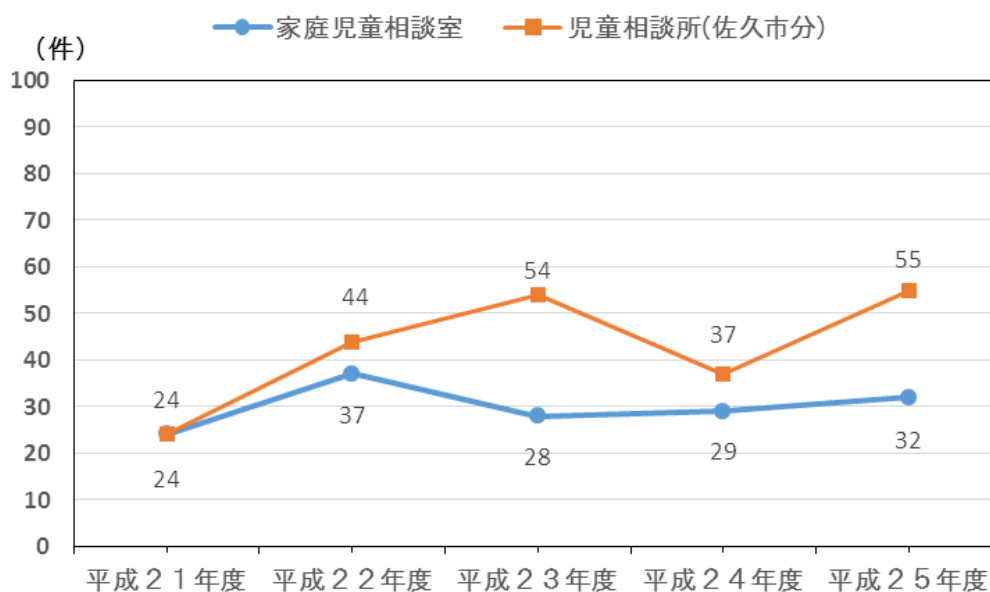
出典：佐久市「子ども子育て支援に関するニーズ調査」結果

(10) 児童虐待防止対策

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、経済状況や就労環境の変化等により、子育てに対する不安や負担を感じる保護者が多くなっています。

また、児童虐待相談受付件数は平成21年度以降増加傾向にあり、その発生予防及び早期発見・早期対応のため、関係機関との連携・強化をより一層図っていく必要があります。

■児童虐待相談件数



■児童相談所相談受付件数の推移

単位：人

| 相談内容 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 養護相談 | 57 | 105 | 100 | 113 | 99 |
| 障害相談 | 102 | 77 | 73 | 80 | 79 |
| 非行相談 | 4 | 10 | 4 | 8 | 12 |
| 育成相談 | 30 | 19 | 29 | 22 | 20 |
| その他 | 1 | 1 | 7 | 2 | 6 |
| 合計 | 194 | 212 | 213 | 225 | 216 |

※ 平成25年度の佐久児童相談所における本市の相談受付件数は、216件となっており、最も多い内容は児童虐待や保護者の不在等による環境的問題を有する児童等に関する「養護相談」となっています。

出典：佐久児童相談所調べ

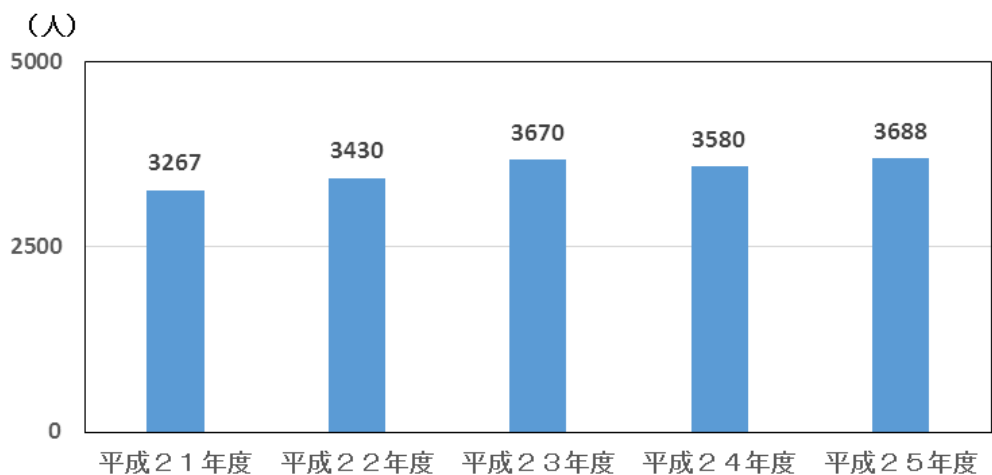
(11) ひとり親家庭等の自立支援

母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親の育児・家事への負担が、子どもの健やかな育ちに影響を及ぼす可能性があります。

ひとり親家庭にかかる負担・不安を軽減するため、各種手当や相談体制の整備が必要です。

また、経済的に自立し、生活の安定と向上を図るため、就労等に関する支援も必要です。

■児童扶養手当認定者数の推移

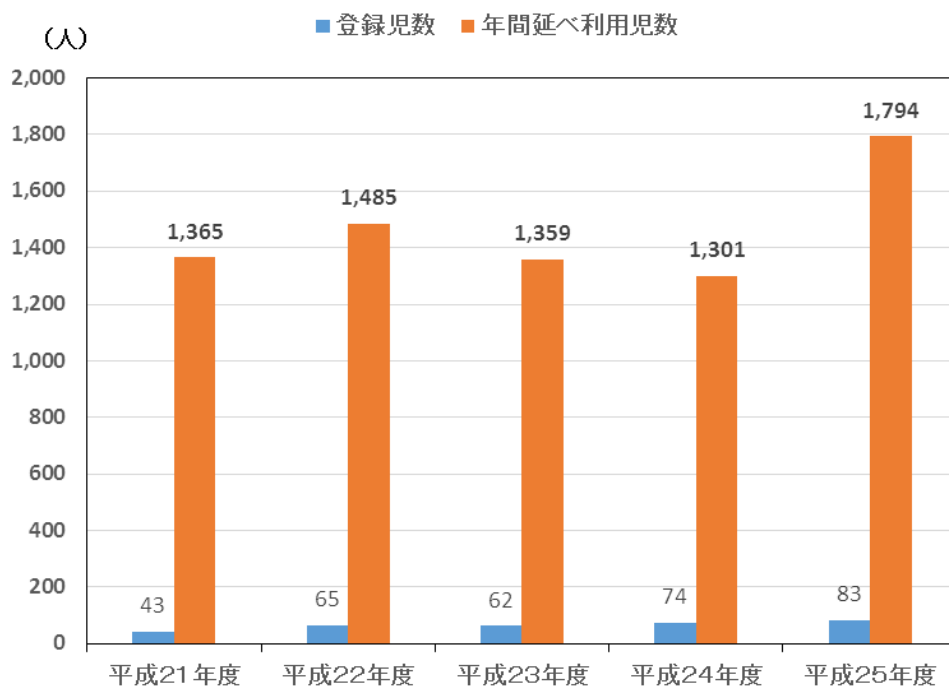


各年度末日現在

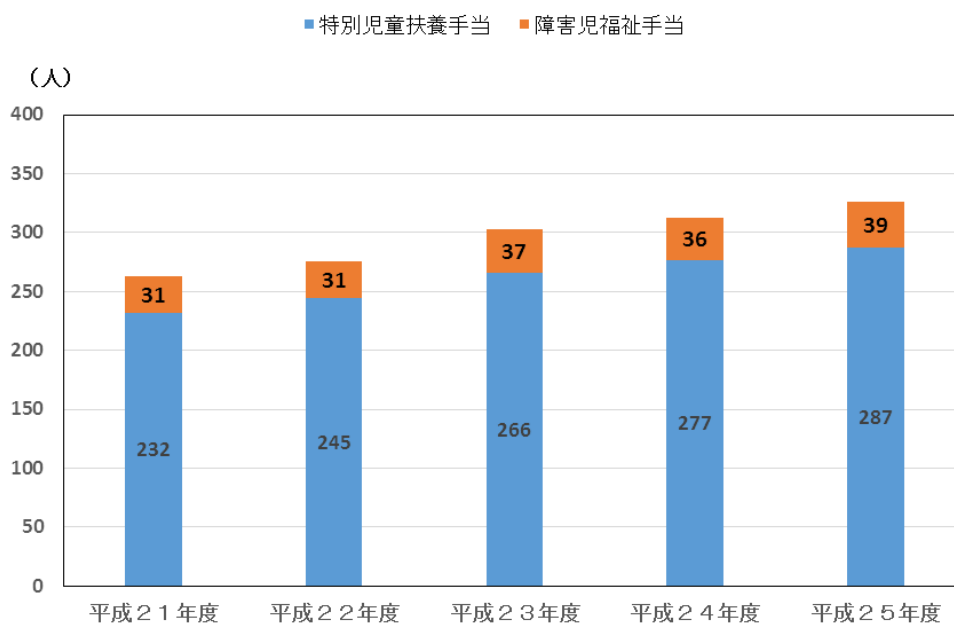
(12) 障がい児支援

佐久市療育支援センターの登録者数は増加傾向にあり、相談体制を含め、障害児等特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心して生活することのできる環境を地域全体で支援していく必要があります。

■佐久市療育支援センター利用実績



■特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給者数



第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」

本市では、第一次佐久市総合計画において、「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」を市の将来都市像とし、副題を「一人ひとりのための温かみと豊かさのある生活空間」と定め、新たなまちづくりを進めています。

しかし、本市においても少子化傾向が続いており、少子化の進行により、地域活力の低下を招くことが危惧されています。この少子化の傾向に歯止めをかけるために、子どもを生み育てたいと願う世代が、子育てに夢と希望を持ち、子どもたちが伸び伸びと健やかに育つ「安心して子どもを生み、育てられる子育て支援」をする必要があります。「安心して子どもを生み、育てられる子育て支援」の充実は、本市の「※交流人口の創出」や「地域経済の活性化」の施策と同じく、本市の目指す「世界最高健康都市の構築」を実現するうえで、一体となって推進する最重要課題の一つであります。そして、本市の持続的な発展により、社会生活基盤が安定することは、更なる「安心して子どもを生み、育てられる子育て支援」の充実へもつながります。

次世代を担う子どもには、無限の可能性と輝く未来があり、一人ひとりの子どもは家庭や社会にとってかけがえのない存在です。子どもは地域社会の中で、人と人との出会いや社会的経験を積み、生きていく知識や技術を学び成長していきます。

また、子どもたちの健やかで元気な声が響く街は、安心して安全な活気に満ちた街でもあります。自然に恵まれた佐久の風土を生かし、親も子も生き生きと生活ができる環境づくりと安心・安全な子育てができるまちづくりを目指し、本計画の基本理念を「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」と定め、「ひとの絆・まちの絆」を大切にしたい子育て支援を推進していきます。

計画事業について

本計画に記載する事業は、本計画が主体となって推進し、進行管理していく事業です。この事業については、事業計画および目標値を立て、実施状況を把握し・監理し、その進捗を評価・検証していきます。

なお、本計画と関連する他の行政計画（関連計画）に位置付けられている、本計画の目標・施策の方向に合致する事業については、関連計画において主体的に推進・進捗管理していきます。

2 基本目標

(1) 幼児期の学校教育・保育

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。少子化により、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。

そのため、乳幼児期においては、保護者によるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、また、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が認められ、自己肯定感をもって育まれることが求められています。

そこで、教育・保育の量や良質な施設設備等の確保はもとより、専門性の向上を図ることにより、発達段階に応じた教育・保育の質を担保します。

また、幼稚園・保育園等と家庭、地域社会の連携を進めながら、すべての子どもが健やかに発達できる佐久市を目指します。

(2) 多様な子育て支援サービス

少子化や核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化により、子育て家庭の多くが、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

こうした中で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、保護者同士や地域社会とのつながりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が求められています。

そこで、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭とその子どもを対象として、行政と地域社会が連携しながら、妊娠・出産期から子育てまで切れ目のない支援を行います。保護者の学びの機会の提供、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供体制の充実、地域社会における人材活用などを進め、子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、子どもと親がともに成長できる佐久市を目指します。

(3) 子どもと子育て家庭の健康づくり

妊娠中から出産後において、初めての出産やハイリスク出産の母親は、不安を感じることが多いため、子どもを安心して生み、育てられるよう、母親の心身の健康を保持・増進することが重要となります。

また、乳幼児期は、生命の保持および情緒の安定を図るための支援や、日常的・突発的な病気やケガに対応できる体制が求められています。

そこで、妊産婦の健康管理、産前・産後の心身のケア、乳幼児一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健施策、小児救急医療体制の提供などにより、子どもと子育て家庭が、生涯にわたり心身とも健やかに暮らすことができる佐久市を目指します。

(4) 仕事と子育ての両立支援

出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立はいまだ大きな課題となっています。

また、共働き家庭が増加し、男性の育児への参画意識は高まっており、父親が育児により積極的に関わっていくことが期待されています。

そこで、男女の固定的なこれまでの役割分担意識の解消に向けて働きかけるとともに、中小企業を含むすべての企業において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる制度や環境の整備とその利用を促進します。

さらに、こうした企業の子育て家庭への貢献に対し、社会的に評価する仕組みをつくることによって、男女がともに子育てに責任を持って、仕事と子育てを両立できる佐久市を目指します。

(5) 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

子どもの健やかな育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く社会環境からも極めて大きな影響を受けます。

障がいや疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していくことが必要です。

また、虐待、貧困、ひとり親家庭など家庭の状況により社会的支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な保護・支援等の対応が必要となります。

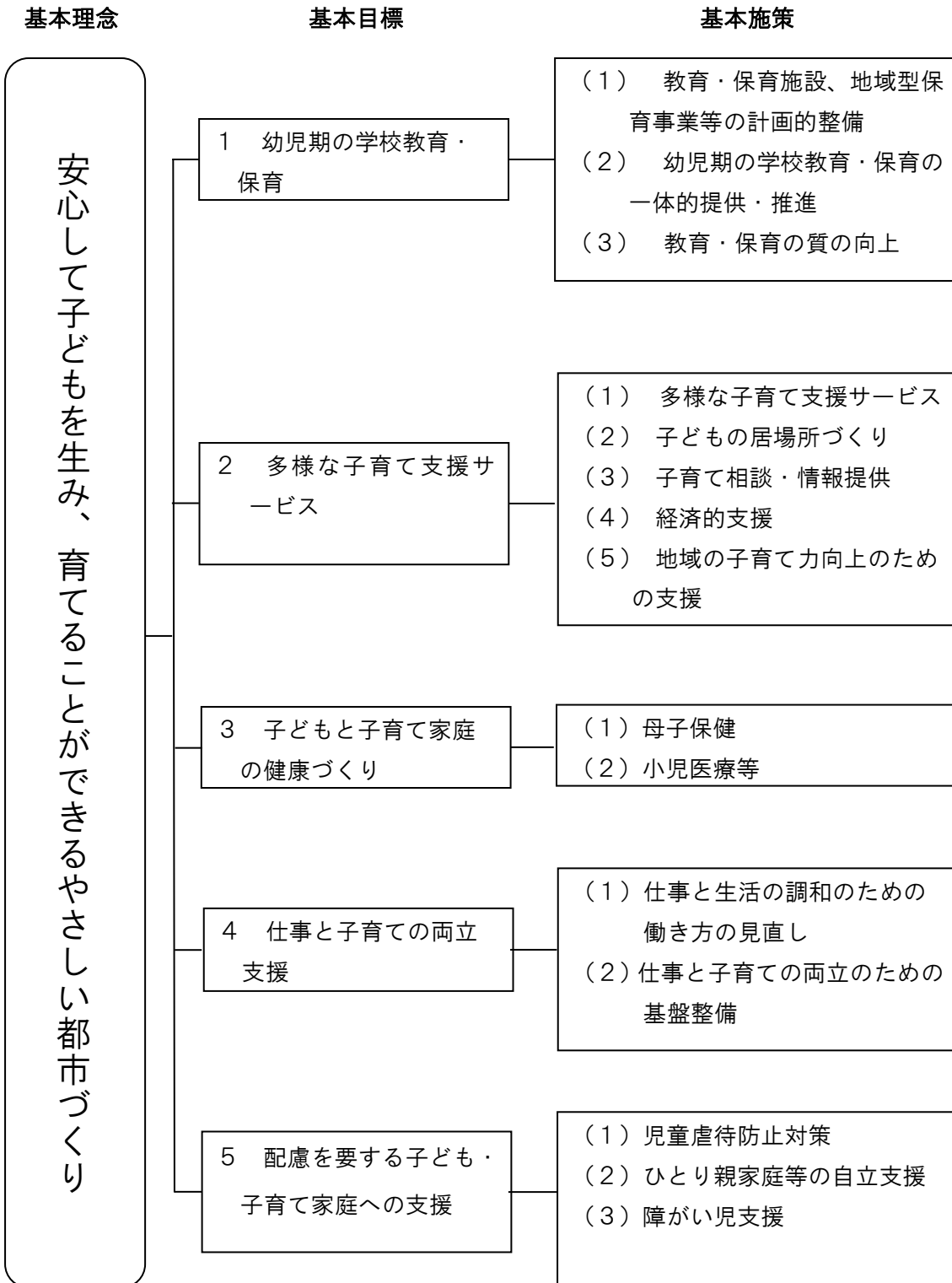
そこで、すべての子どもや子育て家庭に対して、各種法[※]に基づく給付を適確に実施することで、安定した生活を送れるよう支援します。

また、関連機関との連携を図って子どもに対する適切な保護・支援等を講じ、さらに、一人ひとりの特性に応じた発達支援を行うことによって、子どもの健やかな育ちを等しく保障する佐久市を目指します。

※ 児童福祉法、児童扶養手当法、子ども・子育て支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者総合支援法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律ほか。

3 施策の体系

5つの基本目標、15の基本施策のもと、具体的な事業の展開を図ります。



第4章 施策の展開

1 幼児期の学校教育・保育

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備

【施策の方向】

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業等で提供される教育・保育が、子どもの健やかな心身の発達を促す重要なものであることを踏まえ、教育・保育の量や良質な施設整備等の確保を行っていきます。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できる環境整備に努めます。

【施策1】 教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に基づき、本市における教育・保育提供区域を設定し、その提供区域毎の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と、それに対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保内容及び実施時期（確保方策）」を、次のとおり設定します。

【1101】 1号認定及び2号認定【幼稚園】

- ・ 1号認定：3歳～5歳の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- ・ 2号認定：3歳～5歳の保育の必要性の認定を受けた、学校教育の利用意向がある就学前の子ども

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、計画期間内における児童数の推計と、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、本市の利用実態に合わせて量の見込みを補正のうえ、算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

幼稚園による学校教育を望む1号・2号認定については、現在、市内で運営されている6幼稚園の現在の利用定員数により、将来における量の見込みを確保できる状況となっています。また、設定にあたっては幼稚園の新制度への移行を各年度で一定数見込んで算定しました。

今後は、幼稚園の認定子ども園への移行を促し、適宜、見直しを行っていきます。

■市全域

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 1号認定 | 554 | 550 | 539 | 537 | 539 |
| | 教育利用希望の強い 2号認定 | 244 | 242 | 238 | 236 | 238 |
| | 合計① | 798 | 792 | 777 | 773 | 777 |
| | 確保方策 | | | | | |
| | 特定教育・保育施設 | 0 | 560 | 760 | 960 | 1,050 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 1,140 | 580 | 380 | 180 | 90 |
| | 合計② | 1,140 | 1,140 | 1,140 | 1,140 | 1,140 |
| ②－① | | 342 | 348 | 363 | 367 | 363 |

※ 確保方策数値は、平成26年度市内幼稚園利用定員数を採用。

1102 2号認定【認定こども園及び保育所】(3～5歳児)

・2号認定：3歳～5歳の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、計画期間内における児童数の推計と、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、本市の利用実態に合わせて量の見込みを補正のうえ、算定しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

7提供区域のうち、平成27年度時点で確保方策数値が量の見込みを確保できていない区域は1区域(野沢)となっており、6区域は量の見込みを確保できる提供体制となっています。

量の見込みを確保できていない1区域(野沢)については、幼稚園の認定こども園への移行、保育所の入所定員の適正化により量の見込みを確保します。

また、平成28年度において確保方策数値が量の見込みを確保できていない区域は1区域(浅間)となっており、認定こども園への移行、保育所の入所定員の適正化により確保します。

■市全域

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 2号認定 | 1,768 | 1,764 | 1,723 | 1,713 | 1,721 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 1,811 | 1,811 | 1,825 | 1,825 | 1,825 |
| ②-① | | 43 | 47 | 102 | 112 | 104 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末市内認可保育所における、3～5歳児入所児童数を採用。整合

■浅間地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 2号認定 | 490 | 510 | 499 | 506 | 509 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 495 | 495 | 509 | 509 | 509 |
| ②-① | | 5 | △15 | 10 | 3 | 0 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末浅間地区保育所（岩村田、高瀬、中佐都、小雀、岩村田北）における3～5歳児入所児童数を採用。

■野沢地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 2号認定 | 457 | 428 | 426 | 399 | 423 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 445 | 445 | 445 | 445 | 445 |
| ②-① | | △12 | 17 | 19 | 46 | 22 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末野沢地区保育所（泉、大沢、岸野、野沢、聖愛）における3～5歳児入所児童数を採用。

■中込地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 2号認定 | 219 | 224 | 213 | 222 | 215 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 241 | 241 | 241 | 241 | 241 |
| ②-① | | 22 | 17 | 28 | 19 | 26 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末日中込地区保育所（中込第一、中込第二、平賀、内山、ひまわり）における3～5歳児入所児童数を採用。

※ 平成29年度、平賀・内山保育所統合の予定。

■東地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 2号認定 | 159 | 166 | 161 | 164 | 165 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 |
| ②-① | | 12 | 5 | 10 | 7 | 6 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末日東地区保育所（東、平根）における3～5歳児入所児童数を採用。

■臼田地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 2号認定 | 225 | 218 | 207 | 204 | 201 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 229 | 229 | 229 | 229 | 229 |
| ②-① | | 4 | 11 | 22 | 25 | 28 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末日臼田地区保育所（切原、青沼、田口、臼田、里曲、佳里）における3～5歳児入所児童数を採用。

■浅科地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 2号認定 | 90 | 90 | 89 | 91 | 87 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 94 | 94 | 94 | 94 | 94 |
| ②-① | | 4 | 4 | 5 | 3 | 7 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末浅科地区保育所（あさしな保育園）における3～5歳児入所児童数を採用。

■望月地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 2号認定 | 128 | 128 | 128 | 127 | 121 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 136 | 136 | 136 | 136 | 136 |
| ②-① | | 8 | 8 | 8 | 9 | 15 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末望月地区保育所（望月、協和、春日、布施）における3～5歳児入所児童数を採用。

1103 3号認定【0歳児】

- ・3号認定：0歳の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、計画期間内における児童数の推計と、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、本市の利用実態に合わせて量の見込みを補正のうえ、算定しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

7提供区域のうち、平成27年度時点で確保方策数値が量の見込みを確保できていない区域は3区域（浅間、東、望月）となっており、4区域は量の見込みを確保できる提供体制となっています。

量の見込みを確保できていない3区域（浅間、東、望月）については、保育所の統合、幼稚園の認定こども園への移行、地域型保育事業の参入、保育所の入所定員の適正化により量の見込みを確保するとともに、今後も利用希望者の動向に注視しつつ、年度途中の入所希望者も含めた提供体制の確保を図ります。

■市全域

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 144 | 143 | 143 | 141 | 140 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 142 | 142 | 148 | 148 | 148 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | △2 | △1 | 5 | 7 | 8 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末市内認可保育所における0歳児入所児童数を採用。

■浅間地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 40 | 41 | 41 | 41 | 42 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 38 | 38 | 42 | 42 | 42 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | △2 | △3 | 1 | 1 | 0 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末浅間地区保育所（岩村田、高瀬、中佐都、小雀、岩村田北）における0歳児入所児童数を採用。

■野沢地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 28 | 28 | 28 | 28 | 27 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末野沢地区保育所（泉、大沢、岸野、野沢、聖愛）における0歳入所児童数を採用。

■中込地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 18 | 18 | 18 | 18 | 17 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末中込地区保育所（中込第一、中込第二、平賀、内山、ひまわり）における0歳児入所児童数を採用。

※ 平成29年度、平賀・内山保育所統合の予定。

■東地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | △1 | △1 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末東地区保育所（東、平根）における0歳児入所児童数を採用。

■臼田地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 33 | 32 | 32 | 30 | 30 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | 2 | 3 | 3 | 5 | 5 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末臼田地区保育所（切原、青沼、田口、臼田、里曲、佳里）における0歳児入所児童数を採用。

■浅科地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 12 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末浅科地区保育所（あさしな保育園）における0歳児入所児童数を採用。

■望月地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | △1 | △1 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末望月地区保育所（望月、協和、春日、布施）における0歳児入所児童数を採用。

※ 平成29年度、望月地区1保育所に統合の予定。

1104 3号認定【1、2歳児】

・3号認定：1、2歳の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

＜量の見込みの算定にあたっての考え方＞

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、計画期間内における児童数の推計と、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、本市の利用実態に合わせて量の見込みを補正のうえ、算定しました。

＜確保方策の設定にあたっての考え方＞

平成27年度時点で野沢を除く6区域において確保方策数値が量の見込みを下回っています。保育所の統合、幼稚園の認定こども園への移行、地域型保育事業の参入、保育所の入所定員の適正化により量の見込みを確保するとともに、今後も利用希望者の動向に注視しつつ、年度途中の入所希望者も含めた提供体制の

確保を図ります。

■市全域

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 592 | 599 | 594 | 590 | 585 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 560 | 569 | 596 | 596 | 596 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | △32 | △30 | 2 | 6 | 11 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末市内認可保育所における1、2歳児利用児童者数を採用。

■浅間地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 169 | 171 | 173 | 174 | 174 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 166 | 175 | 175 | 175 | 175 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | △3 | 4 | 2 | 1 | 1 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末浅間地区保育所（岩村田、高瀬、中佐都、小雀、岩村田北）における1、2歳児入所児童数を採用。

■野沢地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 133 | 144 | 143 | 142 | 141 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 139 | 139 | 143 | 143 | 143 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | 6 | △5 | 0 | 1 | 2 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末野沢地区保育所（泉、大沢、岸野、野沢、聖愛）における1、2歳児入所児童数を採用。

■中込地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 90 | 86 | 85 | 84 | 84 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 79 | 79 | 85 | 85 | 85 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | △11 | △7 | 0 | 1 | 1 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末中込地区保育所（中込第一、中込第二、平賀、内山、ひまわり）における1、2歳児入所児童数を採用。

※ 平成29年度、平賀・内山保育所統合の予定。

■東地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 46 | 46 | 46 | 46 | 45 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 38 | 38 | 46 | 46 | 46 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | △8 | △8 | 0 | 0 | 1 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末東地区保育所（東、平根）における1、2歳児入所児童数を採用。

■臼田地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 96 | 96 | 93 | 90 | 88 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 93 | 93 | 93 | 93 | 93 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | △3 | △3 | 0 | 3 | 5 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末臼田地区保育所（切原、青沼、田口、臼田、里曲、佳里）における1、2歳児入所児童数を採用。

■浅科地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 27 | 26 | 25 | 25 | 25 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 20 | 20 | 25 | 25 | 25 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | △7 | △6 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末浅科地区保育所（あさしな）における1、2歳児入所児童数を採用。

■望月地区

＜量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 3号認定 | 31 | 30 | 29 | 29 | 28 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 25 | 25 | 29 | 29 | 29 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | △6 | △5 | 0 | 0 | 1 |

※ 平成27年度確保方策数値は、平成25年度末望月地区保育所（望月、協和、春日、布施）における1、2歳児入所児童数を採用。

※ 平成29年度、望月区域1保育所に統合の予定。

＜満3歳未満の子どもの保育利用率の目標値＞

計画期間の各年度における満3歳未満の子どもの保育利用率の目標値は、以下のとおりです。

■市全域

＜満3歳未満の子どもの保育利用率の目標値＞

(単位:人、%)

| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|----------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 確保方策 | 3号認定(0歳児) | 142 | 142 | 148 | 148 | 148 |
| | 3号認定(1、2歳児) | 560 | 569 | 596 | 596 | 596 |
| ①確保方策合計 | | 702 | 711 | 744 | 744 | 744 |
| ②人口推計値 | | 2,425 | 2,435 | 2,421 | 2,406 | 2,387 |
| ①/②保育利用率 | | 28.9 | 29.2 | 30.7 | 30.9 | 31.2 |

施策2 幼児期の学校教育・保育の環境整備

1105 保育施設等整備事業（子育て支援課）

市内公立保育所19園中、14園が建築後30年以上を経過しており、園舎の老朽化、また、安全、衛生上の面からも大規模修繕や改築などの対応が必要となってきました。

保育施設等の整備については、現状、市全体の保育施設等の定員に対する在園児童数に余裕があることに加え、今後、子どもの数が減少すること、また、地域に根付いた歴史ある私立の保育施設等の活動状況を勘案する中で、新たな公立保育施設の役割や整備方針を明確にし、少子化対策に対応した保育環境の提供に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---|--------|--------------------------------------|------|
| 公立保育所整備地区 | 0地区 | 2地区 ・望月地区4施設の統合 ・平賀・内山地区2施設の統合 | 0地区 |
| ※ 「佐久市公共施設マネジメント基本方針」（平成26年3月策定）を踏まえ、平成28年度に「佐久市公立保育所の今後のあり方」（平成20年1月策定：計画期間 平成28年度）を見直す。 | | | |

1106 保育施設改修・維持管理事業（子育て支援課）

市内公立保育所に通う子どもが、安全で良好な施設環境の中で生活ができるよう、保育施設の維持管理、修繕を適宜行います。

私立保育所については、国・県補助金等を活用する中で必要な支援を行います。

- ※ 平成25年度実績
- ・公立保育所 工事件数5件、修繕件数98件
 - ・私立保育所 増改築工事補助1件

1107 公立保育所運営事業（子育て支援課）

市内の公立保育所19園を運営し、保育を必要とする就学前の子どもに対し保育を行っています。

今後、子どもの数は減少が見込まれる一方で、保育ニーズは多様化しており、公立保育園の運営に当たっては、柔軟性、即時性、即効性がさらに求められることが予想され、私立保育所・私立幼稚園との連携を強化する必要があります。

引き続き、各保育所・各幼稚園の入所児童数を的確に把握し、必要に応じ施設の配置等について検討を行い、希望する保育所に入所ができるよう努めます。

また、保育所運営は、「地域の中で地域住民と共に保育を行う」という視点で、地域に開かれた地域の子育て支援施設としての役割を果たすため、保育士の研修を通して保育の質の向上を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| ①利用定員数 | ①1,680人 | ①1,665人 | ①1,665人 |
| ②利用者数 | ②1,455人 | ②1,519人 | ②1,519人 |
| ③施設数 | ②19箇所 | ②15箇所 | ②15箇所 |

※ 目標設定根拠：利用定員数は、平成29年度の公立保育所統合に併せ定員を見直す。
利用者数は、量の見込みに対する確保数を計上した。

1108 私立保育所委託事業（子育て支援課）

市内の私立保育所9園に保育を必要とする就学前の子どもに対する保育を引き続き委託します。現在、一部の保育所では定員を上回る状況となっているため、今後の子どもの増減や保育ニーズの推移などから適正な定員の設定を促進します。

また、保育の供給量の確保や多様化する保育ニーズへの対応には、私立保育所の役割が大変重要であるため、子ども・子育て支援新制度においても運営の安定や保育の質の向上が図られるように支援を推進します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| ①利用定員数 | ①1,005人 | ①1,035人 | ①1,035人 |
| ②利用者数 | ②1,071人 | ②1,050人 | ②1,050人 |
| ③施設数 | ③9園 | ③9園 | ③9園 |

※ 目標設定根拠：過去の平均児童数を参考に、平成25年度実績ベースで設定した。

1109 広域入所保育事業（子育て支援課）

保護者の勤務等の都合により、本市の児童を他市町村の保育所に預けたり、他市町村の児童を本市の保育所で受け入れたりする事業を実施しています。

利用者が選ぶ保育所という視点で、各市町村とより連携を深め広域入所保育事業に対応していきます。

| 指標 | 25 年度実績 | 29 年度 | 31 年度 |
|-------|---------|-------|-------|
| 委託児童数 | 44 人 | 45 人 | 45 人 |

※ 目標設定根拠：過去の平均児童数を参考に、平成25年度実績ベースで設定した。

1110 私立幼稚園運営費補助金（子育て支援課）

市内私立幼稚園に対し、運営費の補助金を交付することにより、教育環境の充実を支援します。

また、私立幼稚園が新制度における認定こども園への意向を希望した場合には、円滑な移行を支援します。

| 指標 | 25 年度実績 | 29 年度 | 31 年度 |
|-------|---------|-------|-------|
| 対象児童数 | 713 人 | 777 人 | 777 人 |

※ 目標設定根拠：各年度の1号認定見込数を目標値に設定した。

施策3 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、教育・保育施設または地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できる環境の整備に努めます。

1111 育休明け入所予約制度（子育て支援課）

産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入所申請について、4月当初の入所申込と同時に予約を受けることにより、働く母親の育児や仕事復帰への不安を解消します。

また、年度中途に生まれる子の予約も受け付け、4月当初に予約分も含む入所児童数に応じた保育士を配置します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 4月予約人数 | 6人 | 7人 | 7人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を基に制度の推進により1人増で設定した。

1112 保育士資格保有者の確保・活用（子育て支援課）

乳児の保育需要や障がい理由とした保育士の加配希望は将来増加傾向にあることを踏まえ、乳児の保育基準を満たす保育士や加配保育士を確保し、年度途中での入所にスムーズに対応するよう努めます。

また、ハローワークとの連携強化やインターネット等を活用し保育士資格を持っていても保育士として働いていない有資格者を掘り起し、保育の質と量の確保を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|--------|------|------|
| 保育士臨時職員人数 | 156人 | 165人 | 165人 |

※ 目標設定根拠：臨時職員数は増加傾向であるが、公立保育所の統廃合を考慮し、平成26年度実績見込み165人で設定した。

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進

【施策の方向】

次代を担う子ども一人ひとりが健やかで心豊かに成長していくためには、幼児期の学校教育・保育の安定的な供給及び、施設や事業との連携が不可欠であり、同時に、乳幼児期の子どもの発達には連続性を有することに配慮していく必要があります。

この連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設から小学校への入学の接続期において、子どもの発達状況等を十分把握したうえで、一人ひとりの子どもの状況に応じた教育・養育支援に繋げていくことが求められています。

このため、小学校への接続を見通した連携体制の強化など、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けた取り組みを推進します。

また、新制度において認定こども園が果たす「教育・保育の一体的提供」「地域の子育て支援」等の役割を踏まえ、認定こども園の普及を総合的に促進します。

【施策1】 教育・保育の一体的提供・推進

- 発達の連続性を踏まえた関係機関との連携を促進するため、幼稚園、保育所、小学校の連携した取り組みを推進するための体制強化を図ります。(0～2歳に係る取り組みと3歳～5歳に係る取り組みの連携)
- 市内にはこれまで、認定こども園は設置されていませんが、新制度の開始にあたり、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず地域の子どもが共に通うことができる施設であることや、保護者の選択肢が拡大できること等を踏まえ、その普及に取り組めます。
- 本市における認定こども園の整備は、既存施設からの移行による確保を基本とします。確保量については、今後、各地区の状況を見ながら、「教育・保育利用意向」等を満たすために必要となる認定こども園の確保量を検討し、地域ごとの配置や教育・保育施設及び地域型保育事業とのバランス等を勘案し、毎年度検討していきます。
- 認定こども園では、在宅で子育てをする家庭を含めた地域のすべての親子を対象とした子育て支援を行うことが可能です。本市では、認定こども園が行う地域の子育て支援事業の実施を推進し、地域の子育てに貢献することができる体制づくりを図ります。

1201 認定こども園への移行の促進（子育て支援課）

市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備への必要な支援について検討を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|--------|------|------|
| 認定こども園施設数 | 0園 | 1園 | 1園 |

※ 目標設定根拠：量の見込みの確保策として、平成29年度認定こども園の開設を見込み設定した。

1202 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援（子育て支援課）

地域型保育事業は、小規模かつ満3歳未満の子どもを対象とする事業であり、卒園後の受け皿となる教育・保育施設等との連携関係の確保が義務付けられています。

また、市域全体における保育所の定員は、将来の満3歳児未満の利用見込み量を含めた総数が確保されています。

このことを踏まえ、地域型保育事業については、事業者の安定した運営を考慮し、既存の教育・保育施設等実施事業者が実施を検討する場合を優先して必要な支援を行うものとします。

1203 幼保小連絡協議会（子育て支援課）

就学前から小学校への子どもの成長や学びの円滑な接続を図るため、幼稚園及び保育所等と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした連絡会議を開催します。

また、幼稚園・保育所等の園児と小学生の交流活動も推進し、相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------|--------|------|------|
| 連絡会議開催回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

※ 目標設定根拠：過去の実績回数を継続実施する。

1204 子育て支援4者連絡会議（子育て支援課）

中学校区毎の課題の共有化、学校、児童館、地域との連携等を図るため、小学校長、スクールメンタルアドバイザー、民生児童委員正副会長、主任児童委員、児童館長による連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------|--------|------|------|
| 連絡会議開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

※ 目標設定根拠：現状の実施回数を維持する。

(3) 教育・保育の質の向上

【施策の方向】

子ども・子育て支援法では、「支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」としており、教育・保育や地域の子育て支援の拡充のみならず、質の向上を進めていくこととしています。

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園・保育施設及び地域型保育事業と小学校等との連携のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による職員の資質向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに施設・事業者に対する適切な指導監督、評価等を通じて、質の高さの担保に努めます。

また、障がい児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう必要な配慮を行います。

【施策1】 質の高い幼児教育・保育の提供

- 子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置に努めます。
- 不足する保育士の確保を図ります。
- 教育・保育の一体的な提供を推進します。
- 保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、保育所の第三者評価を推進します。

【1301】 教育・保育施設等の運営基準の設定（子育て支援課）

教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準において、国基準を上回る職員配置基準を設定する等により、充実したサービスの確保に努めます。

・ 1歳児の公立保育所保育士の配置基準

（国 基 準）保育士1人につき保育できる児童数6人

（本 市 基 準）保育士1人につき保育できる児童数4人

【1302】 保育士資格保有者の活用（子育て支援課）（再掲）

1303 乳児保育事業（子育て支援課）

乳児保育は、就労する保護者の保育支援として重要な施策であり、公立保育所16園、私立保育所8園で実施しています。

途中入所に対応するため、ハローワーク等を通じ、保育士の確保に努めます。
また、乳児保育を充実させるため、今までと同様、保健師、看護師等の保育所以外の協力を得ながら職員の能力向上に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|
| ①0歳児保育人数 (3月1日現在) | ①136人 ②25園 | ①143人 ②24園 | ①140人 ②24園 |
| ②実施施設数 | | | |

※ 目標設定根拠：0歳児保育人数は、平成25年度実績及び量の見込み（3号認定）人数により設定した。実施施設数の平成29年度は、公立保育所の統合による減少により設定した。

1304 1歳児保育推進事業（子育て支援課）

公立保育所では、従前より独自の基準として1歳児に対して4人に1人の保育士を配置してきましたが、私立保育所においては、財政的な問題や年度の途中で人材を確保することが難しいなど課題があります。

公立保育所では、引き続き人材の確保を図り保育の質の向上を推進します。

また、私立保育所には補助金交付による財政支援を行い事業の推進を図り、保育士の確保により1歳児保育の利用人数を確保します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ①1歳児保育人数 (私立保育所、3月1日現在) | ①129人 ②9園 | ①135人 ②9園 | ①140人 ②9園 |
| ②実施施設数 (私立保育所) | | | |

※ 目標設定根拠：1歳児保育人数は、過去の実績が増加傾向にあるため、平成25年度実績を基に目標設定した。実施施設数は現在の私立保育所数を計上した。

1305 保育所第三者評価の推進（子育て支援課）

保育所のサービスの質の維持・向上を図るため、第三者評価制度を推進します。

推進に当たっては、保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。

また、評価結果については、認可保育所全体の課題として捉えて改善に取り組み、保育所の質の向上を図ります。

なお、評価結果については、ホームページ等で広く公開します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------------|--------|------|------|
| 各年度に実施する施設数 | 0施設 | 1施設 | 1施設 |

※ 目標設定根拠：保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、年1施設の実施を見込み設定した。

**1306 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援（子育て支援課）
（再掲）**

1307 幼保小連絡協議会（子育て支援課）（再掲）

1308 子育て支援4者連絡会議（子育て支援課）（再掲）

施策2 職員の職務能力向上に向けた取り組みの推進

- 各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関・団体等が実施する外部研修への積極的な参加を働きかけます。
- 職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取り組みを推進します。

1309 保育所職員等研修事業（子育て支援課）

保育の質の向上を図るため、保育所（認可・認可外）に勤務する保育士及び保育所等で就労していない保育士を対象に、3歳未満児・障害児研修等職場外研修を実施します。

私立幼稚園については、施設職員研修の充実に対して適切な支援を検討します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------|--------|-------|-------|
| ①研修会開催回数 | ①12回 | ①12回 | ①12回 |
| ②研修会参加者数 | ②150人 | ②150人 | ②150人 |

※ 目標設定根拠：平成25年度実績と同数の実施を設定した。

1310 保育士等処遇改善事業（子育て支援課）

私立保育所に勤務する保育士等の賃金改善に要する費用を私立保育所に交付し、保育士の人材確保を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 交付保育所数 | 9園 | 9園 | 9園 |

※ 目標設定根拠：現在の私立保育所数を設定した。

施策3 障がい児等の受入体制の強化

- 幼稚園や保育所において、障がいのある子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活のなかで健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。
- 幼稚園教諭や保育士をはじめ、教育・保育施設職員の障がいに対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応が可能な体制の強化を図ります。
- 学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障がいについて、関係機関職員の理解を深め、障がいの状態に応じてその可能性を最大限に伸ばすことができる適切な教育的支援に努めます。

1311 障がい児保育事業（子育て支援課）

集団保育が可能な保育に欠ける障がい児を保育所で受け入れる事業です。

障がい児に対する保育の量を確保するため、公立保育園で加配保育士を配置し、医療ケアの必要な子どもの公立保育所の受入体制を整えます。

また、障がい児の受け入れを行う私立保育所に対し、補助金を交付することで運営の安定を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------------|-------------------|------|------|
| 障がい児保育実施保育所数 | 23園（障がいを持つ子ども90人） | 20園 | 20園 |

※ 目標設定根拠：平成29年度以降の目標値は、公立保育所の開設による1園の増と、公立保育所の統合による4園の減で設定した。

1312 加配保育士研修（子育て支援課）

障がい児に対する保育の質を向上するため、担当する職員に対する研修会を開催し、障がいに対する理解を深め、幼稚園教諭・保育士の職務能力向上を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 研修回数 | 4回 | 4回 | 4回 |

※ 目標設定根拠：平成25年度実績と同数の実施で設定し、研修内容の充実を図る。

1313 保育所巡回相談（子育て支援課）

市保育所障がい児入所検討委員（子ども特別対策推進員が兼務）が、公立保育所を巡回訪問し、配慮を要する児童などの活動の様子や雰囲気把握のうえ、子どもに応じた対応方法について助言を行います。

これにより、保育所における支援体制を整え、併せて、保育士の資質の向上を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|--------|------|------|
| 相談園児実人数 | 105人 | 110人 | 110人 |

※ 目標設定根拠：平成25年度実績を維持する。

2 多様な子育て支援サービス

(1) 多様な子育て支援サービス

【施策の方向】

日常生活の中において、就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。特に、満3歳未満児の子どもを持つ子育て家庭や養育支援が必要な家庭等に対するきめ細かな支援は、子育て家庭の不安の解消や虐待防止にもつながります。

また、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うためには、その中核を担う教育・保育施設等の充実に加え、地域における質の高い子ども・子育て支援機能の維持・確保が必要となります。

こうした状況の中、本市では、多様な子育て支援サービスを提供することにより、安心して子育てができる環境を確保します。

施策1 多様な子育て支援サービス

2101 延長保育事業（子育て支援課）

新制度では、保護者は11時間まで保育を利用する保育標準時間と8時間まで保育を利用する保育短時間の認定を受けますが、延長保育事業は、保護者の就労等を支援するため、それぞれの認定された時間を超えて保育を実施する事業です。

本市では、これまで実施してきた延長保育11時間まで無料化策を实施的に引き継ぐ取り組みを行うとともに、児童の健やかな成長に必要な家庭保育時間確保の視点をもって、保護者の就労支援とのバランスに配慮したサービス提供に取り組みます。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、計画期間内における児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

現在市内19公立保育所・9私立保育所にて実施しています。現状の体制を維持し、量の見込みを確保します。

■市全域

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 653 | 653 | 644 | 641 | 640 |
| ②確保方策 | 653 | 653 | 644 | 641 | 640 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度末の登録者数 653人

■浅間地区

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 235 | 240 | 239 | 241 | 242 |
| ②確保方策 | 235 | 240 | 239 | 241 | 242 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度末の登録者数 235人

■中込地区

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 93 | 93 | 90 | 91 | 90 |
| ②確保方策 | 93 | 93 | 90 | 91 | 90 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度末の登録者数 93人

■野沢地区

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 125 | 123 | 123 | 118 | 121 |
| ②確保方策 | 125 | 123 | 123 | 118 | 121 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度末の登録者数 125人

■東地区

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 49 | 50 | 49 | 49 | 49 |
| ②確保方策 | 49 | 50 | 49 | 49 | 49 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度末の登録者数 49人

■臼田地区

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 69 | 67 | 63 | 63 | 62 |
| ②確保方策 | 69 | 67 | 63 | 63 | 62 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度末の登録者数 69人

■浅科地区

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 38 | 37 | 36 | 36 | 35 |
| ②確保方策 | 38 | 37 | 36 | 36 | 35 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度末の登録者数 38人

■望月地区

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 |
| ②確保方策 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度末の登録者数 45人

2102 一時預かり事業（子育て支援課）

保育所による一時預かり事業は、保護者の傷病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ等により、家庭保育が困難となる児童を保育所等で一時的に保育する事業です。

また、幼稚園で行われている預かり保育は、保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かり保育を実施する事業です。

ニーズ調査では、一時預かりの利用希望が33.5%あり、前回調査より2.4%ニーズが増える結果となりました。このため、現在利用していないスペースの活用や一時保育の専用の部屋を持つ保育所に担当の保育士を配置するなど保育の量の確保と質の向上に努め、事業の推進を図るとともに、積極的な周知により事業の認知度の向上を図ります。

また、幼稚園における預かり保育は、平日の平均利用者が200人を越えており需要の高い事業のため、今後も事業の継続について支援していきます。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

① 1号認定による利用、② 2号認定による定期的な利用については、国から示されている「一時預かり事業の量の見込みの補正」を参考とし、ニーズ調査において「日常的に祖父母等の親族に面倒をみてもらえる」と回答した割合（37.2%）を、利用の必要性が低く、実際には利用しない可能性が高いと判断し、控除して算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

幼稚園の一時預かり事業は、現在の利用実績から量の見込みは確保されています。

保育所の一時預かり事業は、平成29年度開設予定の望月保育園と既存の公立保育所の空き室等を活用し、量の見込みを確保します。

■一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）

＜量の見込みと確保方策＞ 年間延べ利用者数 (単位：人日／年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み (1号認定による利用) | 1,089 | 1,085 | 1,061 | 1,055 | 1,060 |
| ②量の見込み (2号認定による利用) | 40,725 | 40,566 | 39,677 | 39,455 | 39,645 |
| ③確保方策 | 48,840 | 48,840 | 48,840 | 48,840 | 48,840 |
| ③－(①＋②) | 7,026 | 7,189 | 8,102 | 8,330 | 8,135 |

※ 確保方策数値は平成25年度、幼稚園における預かり保育延べ利用者数の推計値を採用。

■一時預かり事業（保育所での一時保育）

＜量の見込みと確保方策＞ 年間延べ利用者数 (単位：人日／年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 7,465 | 7,496 | 7,453 | 7,406 | 7,348 |
| ②確保方策 | 7,465 | 7,496 | 7,453 | 7,406 | 7,348 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度、保育園における一時保育延べ利用者数 7,377人

2103 休日保育事業（子育て支援課）

日曜・祝日も就労等により保育が困難な家庭を支援するため、認可保育所で休日保育を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----|--------|------|------|
| 定員数 | 535人 | 550人 | 570人 |

※ 目標設定根拠：平成25年度に実施保育所が1園増え、大幅に利用者数が増加したため、平成25年度をベースとして毎年の増加を見込み設定した。

2104 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期に至らない児童（病児）や回復期の児童（病後児）を保育所等の専用のスペースで一時的に預かる事業です。

1歳から小学校就学前までの児童を対象にして、現在、病児保育は浅間総合病院、病後児保育は、岸野保育園で実施しています。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

平成23年から平成25年の平均利用者数223人/年（病児保育210人/年、病後児保育13人/年）を平成27年度の量の見込みとし、平成28年度以降の量の見込みについては、平成27年度における利用率を各年の人口推計に乗じて算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

現状の提供量で、将来必要となる量の見込みは確保できます。

<量の見込みと確保方策> 年間延べ利用者数 (単位：人日/年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 223 | 223 | 220 | 219 | 218 |
| ②確保方策 | 269 | 269 | 269 | 269 | 269 |
| ②-① | 46 | 46 | 49 | 50 | 51 |

※ 確保方策数値は、平成25年度延べ利用者数を採用。

2105 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

平成27年度に「地域小規模児童養護施設」が市内に開設予定であり、同施設において子育て短期支援事業が計画されていることから、身近で利用しやすいサービス提供が実現されます。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

平成25年6月から本事業を開始していますが、現在まで利用実績がないため、県内実施市の利用実績を参考に、量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

現在1施設と委託契約を締結しています。現在の体制で量の見込みを確保できませんが、計画期間中の利用実績を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、現在、本市では、夜間養護等を行う子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の実施はしていませんが、計画期間中のニーズの変化があった場合は、必要に応じて実施について検討を行います。

<量の見込みと確保方策> 年間延べ利用者数 (単位：人日/年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| ②確保方策 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度実績 0人

2106 ファミリー・サポート事業“ほっとホット”（佐久市社会福祉協議会）

地域福祉の増進を図るため、地域住民がお互いに支え合い、助け合って暮らせるよう、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい人を会員とした住民相互援助活動を支援する事業です。現在、社会福祉協議会の独自事業として、育児支援のほか介護支援まで事業を拡大して実施しています。

本事業は、育児等を通して、地域住民が自ら地域で支え合う社会参加の意識を育てていくうえで重要な事業です。本市では社会福祉協議会との連携を図りながら、積極的に本事業の周知に努め、会員登録者の増加と利用促進を支援します。

なお、計画期間中、事業内容の拡充や会員確保等により国の補助要件を満たす場合は、社会福祉協議会への委託事業について検討します。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、計画期間内における児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

支援会員の育成・確保促進を支援し、量の見込みを確保します。

＜量の見込みと確保方策＞ 年間延べ利用者数 (単位：人日／年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 190 | 185 | 185 | 185 | 181 |
| ②確保方策 | 190 | 185 | 185 | 185 | 181 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成25年度延べ利用者数 19人、支援会員数 27人

※ 国が示すファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）を会員として、住民相互援助活動を支援する事業で、子どもの軽い病気時等の預かりや送迎なども実施する内容です。

2107 実費徴収に係る補足給付を行う事業（子育て支援課）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

＜量の見込みと確保方策＞

新制度による新規事業であるため、本市では現在実施していませんが、低所得世帯の負担軽減を図るため、服飾品（制服・カバン・バック等）、日用品（教育・保育に用いる個人購入物品）、教材（教育・保育に用いる個人購入教材）等、幼稚園・保育所等の実費徴収に係る費用等の一部補助の実施について検討します。

2108 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新制度による新規事業であるため、本市では現在実施していません。今後も、本市では、市域全体における教育・保育施設の定員数が、利用見込み量を含めた総数が確保されていることから、事業者の安定した運営を考慮し、既存の教育・保育施設等実施事業者が行う各種教育・保育サービス等の実施を優先的に実施するため、本事業は実施しません。

(2) 子どもの居場所づくり

【施策の方向】

子どもの居場所は、子どもの成長に伴って変化する傾向にあります。本市では、こうした個別の需要の変化等も踏まえ、放課後児童対策だけでなく、すべての子どもが安全に安心して活動することができることを目標に、児童館を主体とした子どもの居場所づくりを推進し、児童の健全育成を図ります。

施策1 子どもの居場所づくり

2210 児童館運営事業（小学生）（子育て支援課）

本市では、子育て支援対策の中で、特に放課後の児童健全育成が重要な施策であるとの認識のもと、市内全小学校区に児童館を整備し「学童保育」を「児童館」で一元的に実施しています。

今後も児童の健全育成のため、放課後の児童が過ごす適切な環境を必要とするのは、留守家庭の児童だけでなく、全ての児童が対象であるとの認識のもと、児童館ガイドラインに沿った運営を行い、児童の放課後の居場所や遊びの場の提供を行います。

併せて、家庭環境における諸問題や児童の行動面等に関する緒問題の発見と予防のための相談・情報提供、また、働きながら子育てをする保護者の生活支援など、児童館の多機能化を図り、地域の子育て支援ネットワークの核となる地域の子育て拠点にふさわしい児童館運営に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 延べ利用者数 | 273,510人 | 273,000人 | 273,000人 |

※ 目標設定根拠：平成23年度の新学習指導要領の改正により下校時刻が遅くなり、平日の利用者数が減少している背景などから目標数を下げ、H25年度利用者数を維持する。

2211 児童館の日曜開館（小学生）（子育て支援課）

保護者の就労形態の多様化を踏まえ、休校日における児童の居場所づくりのため、現在実施している岩村田児童館・中込児童館での日曜日利用状況や保護者のニーズを把握しながら、他地区での事業の推進も検討します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 延べ利用者数 | 143人 | 150人 | 150人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績数値を維持する。

2212 児童館建設事業（子育て支援課）

放課後の居場所対策や平成14年から実施された完全学校週5日制に対応した児童の受け皿として、1小学校区、1児童館整備を実施します。

この方針に基づき、平成27年度開校の佐久平浅間小学校の学区内に新児童館を整備します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 児童館施設数 | 18館 | 19館 | 19館 |

※ 目標設定根拠：平成27年度内に1館開設する。

2213 児童館に集まれ事業（子育て支援課）

休日の児童館において、スポーツ・探検・ものづくり等の遊びを実施する事業です。

本事業は、ボランティアのお兄さん、お姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的としており、共働き等で子どもを休日遊びに連れて行くことができない家庭への子育て支援の一助とします。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|-------|-------|
| ①実施回数 | ①6回 | ①6回 | ①6回 |
| ②参加児童数 | ②131人 | ②180人 | ②180人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績回数を維持し、事業の周知を図り、各回定員30名の参加を目標値に設定する。

2214 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子育て支援課）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に生活の場及び遊びの場を提供して健全育成を図ります。

なお、現在、放課後児童クラブは市内で2箇所設置されており、いずれも保護者が運営しています。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

近年の利用状況を見ると、年度ごとに増減が見られるため、平成23年度から平成25年度における平均利用者数8,599人/年を、また、平成27年度の量の見込みと平成28年度以降の量の見込みについては平成27年度における利用率を、各年の人口推計に乗じて算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

全小学校区に児童館を整備したことにより、近年は放課後児童クラブ数に変化がなく、現状の体制で量の見込みに対する提供量を確保できる見込みとなっています。

今後は、児童数の多い平成27年度開校の佐久平浅間小学校区内での事業者の動向に注視し、必要に応じて計画期間中の見直しを行います。

<量の見込みと確保方策> 登録者数 (単位:人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 41 | 40 | 40 | 40 | 39 |
| ②確保方策 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 |
| ②-① | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 |

※ 確保方策数値は、平成25年度末の登録者数を採用。

2215 放課後子供教室の検討（学校教育課）

放課後や夏休み等の子どもの安心・安全な活動場所の確保として、児童館運営事業と連携を図り、必要に応じて小学校の余裕教室を活用した放課後子供教室の開設について検討します。

2216 子ども自習室の設置事業（文化振興課）

生涯学習センター内に「子ども自習室」を設置し、年末年始を除く毎日、午前9時から開設しています。利用時間は、小学生は午後7時まで、中学生は午後8時まで、高校生は午後9時まで、その他の方は午後10時までです。子どもたちが安全に利用できる自主学習の場を提供します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①利用者数（平均） | ①40人/日 | ①45人/日 | ①45人/日 |
| ②施設数 | ②1か所（1部屋） | ②1か所（1部屋） | ②1か所（1部屋） |

※ 目標設置根拠：過去の実績から利用者数は横ばいで推移している。開設日及び利用時間の優位性を活かし、引き続き利用者が学習に集中できる環境を提供することで、利用者数は増加で設定した。

2217 子ども未来館管理事業（子育て支援課）

21世紀を担う子どもたちが、科学的探究心や自発的・創造的実践活動を通して未来への夢を育み、健全な成長に資するため、様々な科学実験や特別企画展、天体観望会などの事業を充実させ、入館者の増加を図ります。

さらに、マタニティプラネタリウムの開催や、助産師等との連携による子育てに関する悩み相談や骨盤ケア、講演会等の開催し、出産・育児に対する不安やストレスの軽減事業にも取り組みます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 延べ入館者数 | 95,713人 | 97,800人 | 99,200人 |

※ 目標設定根拠：平成27年度から平成33年度までの指定管理期間において、年間の入館者10万人を目指す。

2218 チャイルドライン支援事業（子育て支援課）

チャイルドラインは、子どもたちの心に寄り添いながら、子どもたちが自らの力で問題解決に踏み出す手助けを目的とした子ども専用の電話です。いじめや自殺問題への対応した、子育て支援策の一環として、NPO法人による子どもの心の居場所となる活動を支援します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------------|--------|------|------|
| ①受信件数（市内団体） | — | 960件 | 960件 |

※ 目標設定根拠：団体が行う「受け手」の人材育成等の支援を行い、平成26年11月の実績件数を基に算定した目標値を維持する。

2219 児童遊園遊具設置等事業（子育て支援課）

児童に健全な遊びを与え、児童の健康増進を図り、情操豊かにするとともに、交通、水難等の事故から児童を守るため、区が行う児童遊園の遊具設置、更新、補修又は撤去に要する経費に対し、補助を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------------|--------|------------------|------------------|
| 補助件数 (補修・設置) | 5件(補修) | 5件(補修) 2件(設置) | 5件(補修) 2件(設置) |

※ 目標設定根拠：施設の老朽化による遊具更新設置件数を見込み設定した。

(3) 子育て相談・情報提供

【施策の方向】

子どもや保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業について、適切な選択ができ、円滑に利用できるような情報提供体制・利用者支援体制を整えます。

また、不安や悩みを抱える保護者が家庭や地域の中で孤立することがないように、相談による支援体制の充実を図ります。

施策1 子育て相談・情報提供

2310 家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業（子育て支援課）

子どもに関する様々な相談（児童の性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭の養育環境等）について、子ども特別対策推進員が関係機関と連携して相談に応じます。

児童館では、児童館長が家庭児童相談員を兼務しており、来館した保護者の子育て相談に応じます。

相談は、電話や来室のほか、メールでの相談も受け付けし、子育て不安の解消や虐待の未然防止を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------------|--------|------|------|
| 指導員及び相談員の設置数 | 19人 | 20人 | 20人 |

※ 平成25年度延べ相談実績349件

※ 目標設定根拠：庁内及び各児童館への現在の設置数に加え、平成28年度開設の新児童館への設置を目標として設定した。

2311 教育相談員配置事業（学校教育課）

教育相談員を設置して、児童生徒、保護者及び教職員を対象に、学校生活（不登校を含む）や友人関係、家庭生活等に関する相談に対応し、児童生徒等が悩みを抱え込むことなく相談できる環境を整えます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|---|---|---|
| 相談員の設置数 | 11名 (スクールメンタルアドバイザー6人、ハートフルフレンド3人、心理教育相談員2人) | 11名 (スクールメンタルアドバイザー6人、ハートフルフレンド3人、心理教育相談員2人) | 11名 (スクールメンタルアドバイザー6人、ハートフルフレンド3人、心理教育相談員2人) |

※ 目標設定根拠：児童生徒等が悩みを抱え込むことなく相談できる環境を整えるために

必要な相談員数を目標値とする。

2312 就学支援事業（学校教育課）

障がいのある就学予定者（満3歳以上）及び児童生徒の早期からの就学相談と一貫した教育支援を行うため、佐久市就学支援委員会の運営や学習適用検査員による知能検査実施、就学支援専門員による学校訪問による学校・児童生徒等・保護者との相談、研修会等の開催などにより、児童生徒等の就学相談及び教育支援を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ①夏季集中就学説明会実施回数 | ①7回 ②57回 | ①7回以上 ②54回 | ①7回以上 ②54回 |
| ②就学支援専門員による幼・保・小・中訪問回数 (各施設年1回) | (幼稚園6回、保育所28回、小学校16回、中学校7回) | (幼稚園6回、保育所24回、小学校17回、中学校7回) | (幼稚園6回、保育所24回、小学校17回、中学校7回) |

※ 平成25年度委員会会議数10回、諮問答申人数98名

※ 目標設定根拠：直近年度の実績を基に、小学校の新設及び保育所の統廃合による増減を含め目標を設定した。

2313 特別支援教育支援員配置事業（学校教育課）

障がいのある児童生徒の安全確保と学校生活上で必要とする介助や支援を行うため、通常学級で学習する発達障害傾向のある児童生徒を中心に特別支援教育支援員を配置します。

また、障がいのある児童生徒が、安全で充実した学校生活を送れるよう、障がいの特性の理解や障がいのある児童生徒の支援の仕方についての研修会を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------------|--------|------|------|
| 特別支援教育支援員の研修会回数 | 2回 | 2回以上 | 2回以上 |

※ 平成25年度支援員数41人

※ 目標設定根拠：障がいのある児童生徒の特性等理解し支援するためには年2回以上の研修が適当であると判断し、目標設定した。

2314 チャレンジ教室設置事業（学校教育課）

不登校の児童生徒の受け皿として、学校への早期通学復帰に向けての指導援助を行うため中間教室を設置します。

適応指導員2名を配置する中で、学習や運動、社会見学などを通して、学力や体力、コミュニケーション能力の維持、向上を図り、早期の学校復帰を目指します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 教室の開設日数 (1校あたり) | 213日 | 210日前後 | 210日前後 |

※ 平成25年度累計通室人数21名

※ 目標設定根拠：市内小中学校の登校日数と同等数の開設を数値目標として設定した。

2315 民生児童委員・主任児童委員活動事業（福祉課）

民生委員・児童委員は、民生委員法と児童福祉法で規定された制度ボランティアです。民生委員・児童委員には、区域担当の民生委員・児童委員と児童福祉法に関する事項を専門に担当する主任児童委員がおり、市や福祉関係機関、学校と連携し、地域において児童福祉に関する個別援助や児童健全育成、子育て支援活動を行っています。

市は、研修会等の開催により民生委員・児童委員の活動を支援し、地域における相談支援の充実を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|--------|------|------|
| 全体研修会開催回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

※ 目標設定根拠：過去の実績回数を継続し、活動支援を行う。

2316 利用者支援事業（子育て支援課）

既存の育児相談などのサービス機能を更に強化するため、子ども及びその保護者又は妊娠している方が、教育・保育施設や各種子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行います。

併せて、関係機関との連絡調整や幼児期の教育・保育施設への入所調整を含む利用支援等を行うことで、子育て支援サービスへの利用を効果的に結びつける「ワンストップサービス」を提供します。

<量の見込みと確保方策にあたっての考え方>

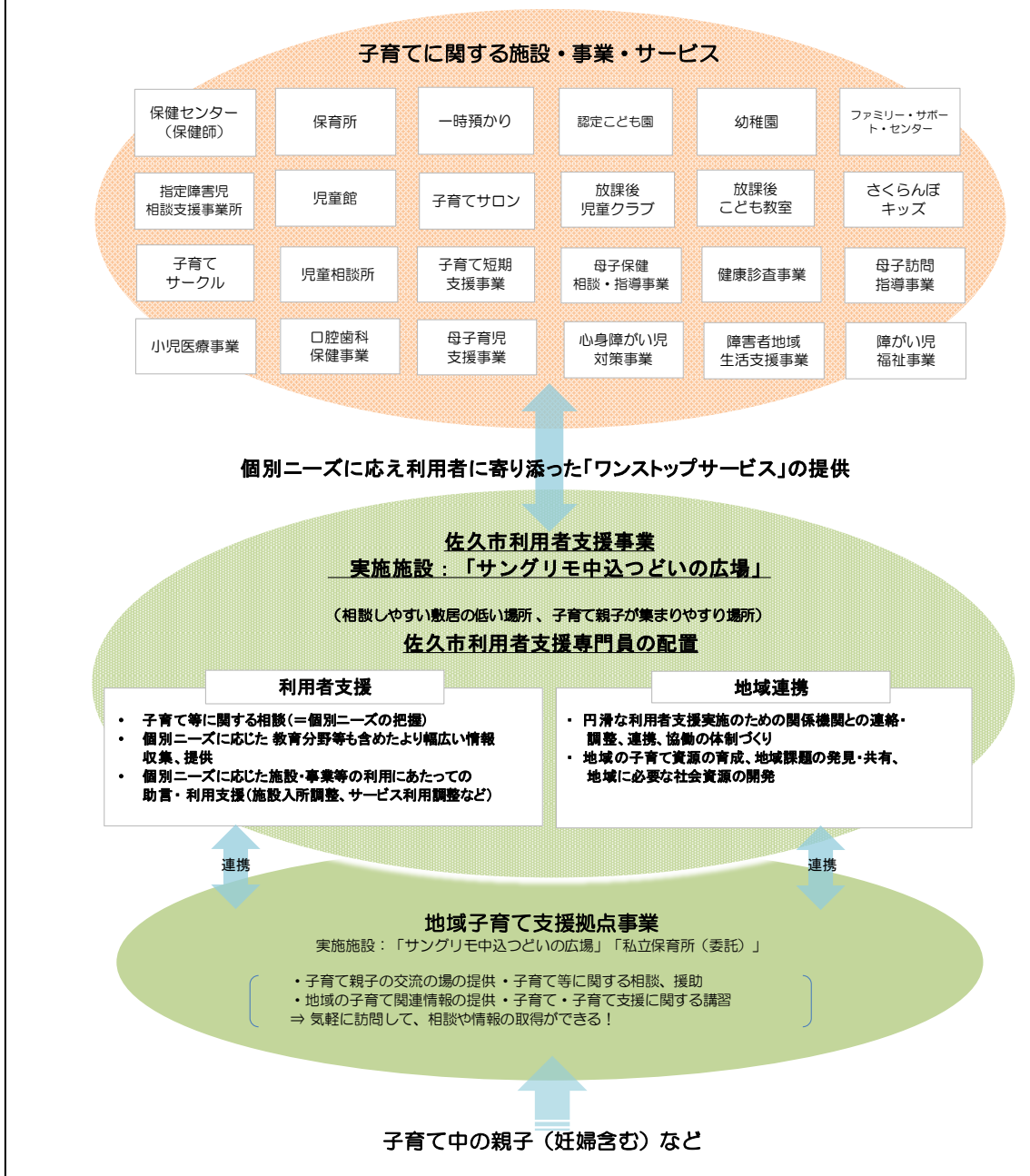
相談しやすく、子育て親子が集まりやすい「サングリモ中込つどいの広場」の1箇所、専門の相談員を配置し、単なる情報提供にとどまらず、個別ニーズに応じた具体的な施設への入所調整等を含む、利用者に寄り添う支援を、行政窓口で行えない、毎週土・日（年末年始を除く）に開設します。

<量の見込みと確保方策> 実施箇所数

（単位：箇所）

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

佐久市利用者支援事業イメージ



2317 子育て支援情報サイト(子育て支援課)

本市の子育て情報をわかりやすく整理し、利用者が知りたいサービスが容易に検索できる「子育て支援情報サイト」の公開・運営を官民協働事業により実施します。

行政情報のみならず、NPOやサークル等によって実施されている様々な子育て支援に関する民間情報の収集に努め、子育てを応援するサイトの充実と認知度、利用数の向上を図ります。

| 指標 | 25 年度実績 | 29 年度 | 31 年度 |
|-----------|---------|----------|----------|
| サイトアクセス件数 | 0 件 | 24,000 件 | 24,000 件 |

※ 目標設定根拠：平成26年11月のアクセス件数1,900件を基に設定した。

2318 子育てガイドブック（子育て支援課）

子ども・子育てに関する保健・福祉・教育・医療など、各分野の情報を網羅した情報誌を発行し、子育てにかかる行政の総合的な情報をわかりやすく提供します。

| 指標 | 25 年度実績 | 29 年度 | 31 年度 |
|------|---------|-------|-------|
| 発行部数 | 0 冊 | 790 冊 | 780 冊 |

※ 目標設定根拠：0歳児の人口推計値から当該冊子の必要数を目標値として設定した。

2319 子どもセンター情報誌「佐久っ子だより」（生涯学習課）

子ども向け情報誌「佐久っ子だより」を年4回発行し、市内の各保育所・幼稚園・小学校の子どもたち全員に配布します。また、児童館、図書館等市内公的機関に設置し、広く市民に情報提供します。

| 指標 | 25 年度実績 | 29 年度 | 31 年度 |
|-------------------|-------------------|-------|-------|
| 発行回数 (夏秋冬春の各号) | 年4回 (各号8,000部) | 年4回 | 年4回 |

※ 目標設定根拠：過去の実績回数を継続する。

(4) 経済的支援

【施策の方向】

経済環境の変化とともに増大しつつある保育料や医療費などにかかる経済的負担の軽減を図るため、子育て家庭に対して法定給付を適切に実施するとともに、効果的な市単独事業のあり方を検討します。

施策1 経済的支援

2410 児童手当支給事業（子育て支援課）

子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校修了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 延べ支給児童数 | 151,442人 | 148,154人 | 143,744人 |

※ 目標設定根拠：平成27年度は当初予算見込延人数152,700人を採用し、平成28年度以降は平成27年度当初予算延人数に平成24年度と平成25年度の減少率を参考にして設定した。

2411 中学校修了前の子ども福祉医療費給付事業（国保医療課）

中学校修了前の子どもが医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担に対して助成し、早期適切な受療及び家庭の負担軽減を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------------------|--------|------|------|
| 実施率（福祉医療費支給件数÷支給申請件数） | 99.9% | 100% | 100% |

※ 目標設定根拠：申請者全てに対して支給する。

2412 未熟児養育医療給付事業（国保医療課）

養育のため、病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療給付を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------------|-----------------------------|------|------|
| 実施率（養育医療券発行数÷支給申請件数） | 100% ・支給件数18件 (56か月分) | 100% | 100% |

※ 目標設定根拠：市民からの申請行為による事業であるため、施策利用の周知を図り、申請者全てに対して支給する。

2413 私立幼稚園就園奨励費補助金（子育て支援課）

市内に在住し、新制度の給付体系に入らない私立幼稚園に通園する子どもの保護者に、国の基準に基づいた就園奨励費補助金を支給し、公立・私立保育所の保育料との格差是正及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| 対象児童数 | 536人 | 250人 | 100人 |

※ 目標設定根拠：平成25年度実績を基に新制度への移行を見込み、大幅な減少で設定した。

2414 多子世帯の保育料軽減（子育て支援課）

多子世帯の子育てに要する経済的負担を軽減することにより、第3子以降を生み、育てやすい環境を整えることを目的に、国や県の基準を参考に第2子以降の子の保育所等の保育料を軽減します。

また、多子世帯の保護者負担の軽減については、他の自治体の状況も参考に更なる検討を行い事業の拡充に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| 対象児童数 | 501人 | 505人 | 510人 |

※ 目標設定根拠：平成25年度実績を基に制度の普及による対象児童の微増を見込み設定した。

2415 コウノトリ支援事業（健康づくり推進課）

不妊治療及び不育症に関する治療を受けた夫婦に対し、保険診療外の費用の一部を助成します。また、不妊治療及び不育症に関する相談にも応じます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 申請件数 | 71件 | 71件 | 71件 |

※ 目標設定根拠：過去の実績により目標設定した。該当する方全てが申請できるよう周知を図り、現状を維持する。

2416 通園費補助事業（子育て支援課）

最寄りの保育所までの距離が4 km以上ある遠距離通園児の保護者に対して通園費を補助し、保護者の負担軽減を図ります。

今後は、保育所の統廃合により施設数は減少するものの、対象者は増加が見込まれるため事業の見直しを含めた検討を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------------------------|--------|------|------|
| ①対象保育所数 （市内公立・私立保育所数） | ①8箇所 | ①5箇所 | ①5箇所 |
| ②交付対象者数 | ②39人 | ②50人 | ②50人 |

※ 目標設定根拠：平成25年度実績を基に公立保育所統合による交付対象者の増を見込み設定した。

2417 障害児福祉手当給付事業（福祉課）

常時介護を要する在宅の重度障がい児（満20歳未満）に対して手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 受給者数 | 41人 | 40人 | 40人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績により給付人数を見込み設定した。

2418 特別児童扶養手当給付事業（福祉課）

国の事業で、精神又は身体に障がいのある満20歳未満の在宅の障がい児の福祉の増進を図ることを目的に、障がい児を養育・看護している父又は母に支給するものであり、市は進達事業を行っています。重度の障がいゆえに生じる特別な負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 受給者数 | 287人 | 291人 | 291人 |

※ 目標設定根拠：過年度実績により給付人数を見込み設定した。

2419 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）

母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、18歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に児童扶養手当を支給します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 延べ支給児童数 | 11,135人 | 12,107人 | 12,541人 |

※ 目標設定根拠：過去の支給伸び率から支給対象児童数を見込み設定した。

2420 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業（国保医療課）

18歳までの児童を養育しているひとり親とその児童が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担に対して助成し、早期適切な受療及び家庭の負担軽減を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------------------|--------|------|------|
| 支給率（福祉医療費支給件数÷支給申請件数） | 99.9% | 100% | 100% |

※ 目標設定根拠：市民からの申請行為による事業であるため、施策利用の周知を図り、申請者全てに対して支給する。

2421 義務教育に係る費用の支援（学校教育課）

児童生徒が、経済的な理由により学習を妨げられることなく学校生活を送れるよう、学用品費や学校給食費などの費用の一部を保護者に援助することで、経済的負担の軽減に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------------|--------|------|------|
| 学校を通じた制度の周知徹底 | 2回 | 2回 | 2回 |

※ 目標設定根拠：来入児説明会（1月～2月）及び通知（4月）により保護者への周知徹底を継続する。

2422 移住促進住宅取得費等補助金（観光交流推進課）

本市への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、本市へ移住する者の住宅の新築又は購入に要する経費その他移住に伴い発生する経費に対して補助金を交付します。

また、中学生以下の扶養する子どもと同居する場合については人数によらず一律10万円を加算し、子育て世代の移住を支援します。

- ・ 補助対象期間：平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。
- ・ 申請件数（同居加算）：4件（平成26年12月末日現在）

(5) 地域の子育て力向上のための支援

【施策の方向】

子どもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭を取り巻くすべての人々が子どもと子育て家庭への理解を深め、支え合う仕組みをつくる必要があります。

本市においては、地域における世代間の交流や見守り活動の推進、地域の子育て支援関係機関のネットワークの構築により、子育てを支援する地域社会づくりを進めます。

また、地域子育て支援拠点施設をはじめ、地域の身近な場所において、子育て親子同士等の交流機会を提供するとともに、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、さまざまな団体等が行っている活動に関する情報提供の実施と、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

【施策1】 子育て支援ネットワークづくり

子育てに関する様々な問題に対して、個々の機関のみでは適確に対応しきれない場合があります。子育て家庭を社会全体で支援していくための仕組みを構築するため、児童館や地域子育て支援拠点施設において、各種子育て支援事業等との連携を図り、関係機関とのネットワークづくりを推進します。

【2510】 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）

就学前の乳幼児と保護者を対象に、地域子育て支援拠点施設において子育て親子の交流と遊びの場を提供し、交流を促進することにより、親子の孤立を防ぐとともに、子育て等に関する相談や情報提供、講習会等の事業を、市内3箇所のつどいの広場と2箇所の保育所において実施します。

なお、量の見込みと確保方策の算定及び設定にあたっては、本事業と同様の目的で行っている子育てサロン事業及び児童館午前中開放事業の子どもの延べ利用者数を含めて算出しました。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

平成23年度から平成25年度における平均利用者数1,504人/月を平成27年度の量の見込みとし、平成28年度以降の量の見込みについては、平成27年度における利用率を各年の人口推計に乗じて算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

現在の提供量で、将来必要となる量の見込みは確保できます。

＜量の見込みと確保方策＞ 月間延べ利用者数 (単位：人日／月)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1,504 | 1,510 | 1,501 | 1,492 | 1,480 |
| ②確保方策 | 1,549 | 1,549 | 1,549 | 1,549 | 1,549 |
| ②－① | 45 | 39 | 48 | 57 | 69 |

※ 確保方策値は、平成25年度1月あたりの子どもの延べ利用者数を採用。

2511 つどいの広場事業（子育て支援課）

地域子育て支援拠点として、子育て中の親子の交流の機会や子どもの遊びの場を提供し、また、子育て専門相談員による子育てに関する悩みの相談・助言、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て講座の開催や、子育てサークルへの支援を行うことにより、利用者が安心して過ごし、育児の不安を少しでも解消できるよう努めます。

また、相談から支援につなぐため、関係機関との連携を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------------|---------|---------|---------|
| 延べ利用者数(親子) | 14,206人 | 15,800人 | 15,800人 |

※ 目標設定根拠：過去の利用率の推移から目標設定した。

2512 保育所における地域子育て拠点事業（子育て支援課）

市内の認可保育所において、就学前の子育て中の親子を対象に地域の子育て支援事業として、育児不安の解消を目的に相談助言や、基本的な料理教室、障害のある子どもたちのための音楽遊び、講演会等を開催します。

今後も地域全体で子育て家庭を支援するため、地域に開かれた社会資源として保育のもつ専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を促進します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------|--------|------|------|
| 1日あたりの平均利用親子組数 | 28組 | 30組 | 30組 |

※ 目標設定根拠：平成25年度の実績を基に事業の周知による増加を見込み設定した。

2513 子育てサロン事業（子育て支援課）

地域で孤立しがちな母親を支援するため、市内児童館を巡回し、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

遊びを通して、仲間づくりをし、気軽に悩みを相談できる場を提供することにより、育児不安の軽減を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数(親子) | 8,857人 | 9,100人 | 9,100人 |

※ 目標設定根拠：過去の利用率の推移から設定した。

2514 多胎児をもつ親の会への支援「さくらんぼキッズ」（子育て支援課）

多胎児が心身ともに健やかに育つために、保護者が同じ悩みを共有できる場・情報交換の場・仲間作りの場を提供することにより、地域でのサポートする力を推進します。

また、助言・支援の充実を図るとともに、他事業や地域の子育てサークル等との連携を強化し、より効果的な助言・支援に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| ①乳幼児と保護者の延べ参加者数 | ①47組 139人 | ①50組 150人 | ①50組 150人 |
| ②妊婦の延べ参加者数 | ②4人 | ②5人 | ②5人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を参考に設定した。

2515 子育てサークル育成事業（子育て支援課）

地域で活動している子育てサークル等を対象に、登録制による活動支援（情報提供・活動公開・交流の場の提供）を図ることにより、ネットワーク化を促進します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------|--------|------|------|
| サークルの登録数 | 0団体 | 3団体 | 3団体 |

※ 目標設定根拠：子育て関連施設を利用する団体数を見込み設定した。

2516 児童館午前中開放事業（子育て支援課）

就学前の児童と保護者を対象に、親子で安心して遊ぶことができる場、子育てに関する情報交換・交流の場として、平日（小学校の授業のある日）の午前10時から正午までの間、児童館を開放します。

また、子育てサロン、つどいの広場や各種乳幼児健康診査の場を活用し、事業の周知に努め、利用者の増加と利用の促進を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数(親子) | 7,275人 | 8,500人 | 8,500人 |

※ 目標設定根拠：平成25年度の実績を基に設定した。

施策2 子育て家庭を応援する地域づくり

2517 子育て家庭優待パスポート事業（子育て支援課）

18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートカードと市内の協賛店を掲載したパンフレットを合わせて配布します。

また、市内の子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、ながの子ども・子育て応援県民会議や商工会議所等と協働し、事業周知に努め、協賛企業等の増加を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|--------|------|------|
| 協賛企業等件数 | 137件 | 140件 | 140件 |

※ 目標設定根拠：平成25年度の実績を基に設定した。

2518 オールマイティ1年生事業（子育て支援課）

世界中の小学1年生を対象に、市内のファミリー型の体験学習施設や文化施設、観光交流市施設等を、年間を通して無料で利用できる「オールマイティパス」を交付し、知的好奇心や探求心が芽生えた小学1年生の「学び」や「やる気」、「気づき」を育み、物心両面から子育て家庭を応援します。

また、子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、商工会議所等と協働し、事業周知に努め、協賛企業等の増加を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------|--------|---------|---------|
| ①パス発券児童数 | — | ①2,000人 | ①2,000人 |
| ②協賛企業数 | — | ②15 | ②20 |

※ 目標設定根拠：平成26年度の実績を参考に設定した。

2519 保育所の地域活動事業（子育て支援課）

保育所が有する専門的知識・技術等を子育て家庭に提供して支援するとともに、地域の高齢者との交流や、卒園児・未就園児との交流などを通じ、地域に開かれた保育所事業活動を展開します。

・主な事業：未就園児交流、世代間交流、育児講座の開催、保育所体験の実施

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 交流回数 | 220回 | 225回 | 230回 |

※ 目標設定根拠：平成25年度の実績を基に保育所での事業の拡大を見込み設定した。

2520 保育キーパー事業（子育て支援課）

核家族化が進み、祖父母との関係が希薄になるなかで、児童がお年寄りと触れ合うことにより培われる優しさや思いやりを育む情操教育を推進するために、公立保育所に保育キーパー（高齢者による保育補助員）を配置します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------------|--------|-------|-------|
| ①保育キーパー人数 | ①4人 | ①4人 | ①4人 |
| ②保育所への延べ訪問回数 | ②512回 | ②512回 | ②512回 |

※ 目標設定根拠：平成25年度の実績を基に事業の拡大を見込むとともに、保育所の統合による減少を考慮し、同数で設定した。

2521 ファミリー・サポート事業「ほっとホット」（再掲）（社会福祉協議会）**2522 乳幼児学級事業（公民館）**

市内5地区館及び本館において乳幼児と共に母親同士がつどい交流し、地域におけるつながりを育む中で、わが子にあった「私の子育て」について考えていく学習の場です。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------------|---------------|--------------|--------------|
| ①開催回数 | ①68回 | ①52回 | ①52回 |
| ②延べ参加組数（人数） | ②125組（2,360人） | ②80組（1,300人） | ②66組（1,050人） |

※ 目標設定根拠：過去の実績と人口推計を参考に設定した。

2523 親子ふれあい劇場の開催（公民館）

地域で活動をしている劇団や音楽講師の公演・演奏会を親子で鑑賞し、理解を深めるとともに親子の親睦を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|--------|-------|-------|
| ①開催回数 | ①1回 | ①1回 | ①1回 |
| ②延べ参加人数 | ②185人 | ②190人 | ②190人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を参考に設定した。

2524 親子ふれあい学級（生涯学習課）

各地区館での制作活動や体験学習等を通して、親子及び祖父母とのふれあいや、成人者と交流し合うことで協調性を学び、子どもの健全育成を図ります。

また、親が子どもと向き合うことで、子どもの成長に喜びと生きがいを感じ、親子共に成長できる活動・体験等を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| ①開催回数 | ①33回 | ①33回 | ①33回 |
| ②参加人数 | ②1,306人 | ②1,320人 | ②1,320人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を参考に設定した。

2525 小学生の公民館体験学習（生涯学習課）

各地区館において小学3年生と小学4年生が、公民館学習グループの指導により公民館体験学習をすることで交流を深めるとともに、公民館活動への理解を深めることを目的に実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|-------|-------|
| ①開催回数 | ①6回 | ①6回 | ①6回 |
| ②参加人数 | ②557人 | ②600人 | ②600人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を参考に設定した。

2526 家族音楽会の開催（生涯学習課）

家族そろって歌ったり合奏したり、家族で音楽を楽しむことから育つ愛情のこもった家族の絆を共有することで、温かみと豊かさのある生活空間を大切にしながら家庭教育の振興に結びつくことを目的に開催します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------|--------|------|------|
| ①開催回数 | ①1回 | ①1回 | ①1回 |
| ②家族の参加組数 | ②9組 | ②10組 | ②10組 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を参考に設定した。

2527 ジュニアリーダー研修事業（生涯学習課）

小学校5・6年生を対象に、様々な体験活動を通して「生きる力」を持った人間性豊かな子どもの育成と地域のリーダーとしての力を身につけることを目的に実施します。

- ・主な研修：宿泊研修、夏の自然体験、環境浄化活動、東京見学、市内施設見学、商業体験、冬の自然体験など。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 研修回数 | 全15回 | 全15回 | 全15回 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を参考に設定した。

2528 銀河連邦子ども留学交流事業（生涯学習課）

宇宙科学関連施設が設置されている全国6市町で構成する銀河連邦共和国の代表児童が一堂に会し、体験活動を通して友好を深め、各共和国の相互理解と、宇宙への夢とロマンを育むことを目的に実施します。

- ・構成市町：北海道大樹町、岩手県大船渡市、秋田県能代市、長野県佐久市、神奈川県相模原市、鹿児島県肝付町

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------------|-----------------|----------------|
| ①実施回数 | ①1回(研修地：大樹町) | ①1回(研修地：大船渡市予定) | ①1回(研修地：大樹町予定) |
| ②参加人数 | ②14人 | ②10人 | ②10人 |

※ 目標設定根拠：構成市町の持ち回りによる実施回数を目標値として設定した。

2529 佐久市子どもまつり（生涯学習課）

「親子で体験！ものづくり」をテーマに、親子で様々な遊具などを制作し、手作りの楽しさにふれながら、幅広い年齢層の指導者との世代間交流を図ります。

- ・主な内容：紙トンボ、スライム、プラメタル、割りばし鉄砲、バルーンアート、お手玉づくりなど全17ブースを設置。展示、啓発コーナーでは、携帯電話でのトラブルやその防止策についてのDVDを上映。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| ①実施回数 | ①1回 | ①1回 | ①1回 |
| ②参加人数 | ②1,267人 | ②1,300人 | ②1,300人 |

※ 目標設定根拠：過去の参加人数の推移を参考に設定した。

2530 ふるさと創生人材育成事業（中学生海外研修）（生涯学習課）

友好都市モンゴル国及びアメリカ合衆国の一般家庭へのホームステイを通して国際感覚を養うことにより、佐久市を担う人材を育成します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------------------|------------|------------|------------|
| ①モンゴル研修(8日間)の参加者数 | ①8名 ②9名 | ①8名 ②8名 | ①8名 ②8名 |
| ②アメリカ研修(10日間)の参加者数 | | | |

※ 目標設定根拠：市内各中学校から1名の参加を目標値として設定した。

2531 ふるさと創生人材育成事業スフバートル区子ども交流（生涯学習課）

友好都市モンゴル国ウランバートル市スフバートル区の研修生（中学生）を受け入れ、ホームステイや中学校体験入学等を通して、日本の文化・風俗・習慣の理解を求め、子ども同士の友好関係を深めます。

- ・主な交流内容：公民館文化祭見学、農業体験、新幹線乗車体験、中学校体験入学など。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------|---------|------|------|
| モンゴル研修生の受け入れ回数 | 1回(8日間) | 1回 | 1回 |

※ 目標設定根拠：過去の研修生受け入れ実績回数を継続する。

2532 青少年育成推進協議会活動費交付金（生涯学習課）

各地区の青少年育成推進員と、地区育成会、支部PTA、子ども会等との連携による地域活動及び地域体験活動に対して、補助金を交付し、市内育成活動を支援します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------------|---------------|----------------|----------------|
| ①地域活動費交付件数（地区数） | ①254件 ②92件 | ①253件 ②120件 | ①253件 ②120件 |
| ②地域体験活動補助金交付件数 | | | |

※ 目標設定根拠：市内行政区の総数を目標値として設定した。平成25年度実績から1件減少している理由は、地区分けの変更によるものである。

2533 青少年補導事業（生涯学習課）

街頭補導等を実施する中で下校途中の児童、生徒への「愛のひと声」活動や、市内の小、中、高等学校へ情報交換のための学校訪問を実施します。補導委員の補導活動状況や青少年を取り巻く問題については、年11回公民館報に掲載する「少年センターだより」の中で、広く市民に啓発します。

・主な活動：街頭補導、環境浄化活動、スクールメンタルアドバイザーとの連絡会議

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 街頭補導回数 | 248回 | 250回 | 250回 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を参考に、週5日の街頭補導回数の継続を目標値として設定した。

3 子どもと子育て家庭の健康づくり

(1) 母子保健

【施策の方向】

核家族化や少子化・女性の社会進出の増加等の母子を取り巻く社会環境の変化は、地域の結びつきの希薄化に拍車をかけ、母親が出産・育児に伴う不安などを気軽相談できる人が少なくなっています。

こうした母親の孤立は、産後うつや子どもの虐待などにつながる可能性もあるため、早期発見・早期対応が必要です。

本市では、母子保健事業の実施により、妊娠・出産期から切れ目のない支援に努めます。

施策1 健康診査事業

3110 妊婦一般健康診査事業（健康づくり推進課）

妊婦一般健康診査は、母子保健法に基づき、通常妊娠初期から妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週以降は1週間に1回行われます。その標準実施全14回（血液検査等含み全23回）の妊婦一般健康診査受診費用を受診券方式による公費助成で経済的負担の軽減を実施します。

受診券は、母子健康手帳を発行する際に配布して該当者に確実に手渡し、併せて、産科医療機関等との連携により、適正な受診に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------------|--------|------|------|
| 1人あたりの公費助成回数 | 23回 | 23回 | 23回 |

※ 目標設定根拠：国の標準的実施回数に合わせて設定した。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

受診票の交付人数実績に、計画期間中の人口推計値を基に量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

医師会との委託契約により現状の実施体制を維持し、量の見込みを確保します。

<量の見込みと確保方策> 年間対象者数

(単位：人)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---|------|------|------|------|------|
| 量の見込み | 955 | 950 | 946 | 937 | 928 |
| 確保方策 | 955 | 950 | 946 | 937 | 928 |
| 実施場所：長野県内・外医療機関及び助産所 検査項目：国が定める標準的項目 実施体制：医療機関及び助産所に委託 健診回数：14回 実施時期：通年実施 | | | | | |

※ 平成25年度実績897人

3111 妊婦一般健康診査県外受診費用償還払い（健康づくり推進課）

妊婦一般健康診査受診費用を受診券方式により公費助成していますが、その受診券は県外医療機関では使用できないため、里帰り出産等により県外医療機関において妊婦健診を受診する場合に、申請により公費助成分の受診費用の償還払いを行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|--------|-------|-------|
| ①償還払い申請者数 | ①67人 | ①60人 | ①60人 |
| ②償還払い延件数 | ②389件 | ②300件 | ②300件 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を基に設定した。該当する方全てが申請できるよう周知を図り、実績を維持する。

3112 乳児健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、乳児の健康診査を実施します。（4、10か月児健康診査）
7か月児健康診査については、県内医療機関にて個別健診を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|--|------|------|
| 乳児健診受診率 | 4か月健診 99.1% 7か月健診 79.3% 10か月健診 98.1% | 100% | 100% |

※ 目標設定根拠：全ての乳児を対象とする事業であるため100%と設定した。

3113 幼児健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、幼児の健康診査及び歯科健康診査を実施します。（1歳6か月児、3歳児）

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|---------------------------|------|------|
| 幼児健診受診率 | 1歳6か月児 99.5% 3歳児 98.8% | 100% | 100% |

※ 目標設定根拠：全ての乳児を対象とする事業であるため100%と設定した。

施策2 母子保健相談・指導事業**3114 母と子のすこやか相談室（健康づくり推進課）**

発育、発達、育児等母子保健全般にわたり、電話及び来所による個別相談を実施します。

また、相談室では、母子手帳・赤ちゃん手帳の交付や妊婦保健指導、出生時保健指導、春期相談も行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| ①利用者数 | ①9,282件 | ①9,000件 | ①9,000件 |
| ②相談件数 | ②5,217件 | ②5,000件 | ②5,000件 |

※ 目標設定根拠：対人によるコミュニケーションを大切にした保護者支援ができるよう現状維持を目標値として設定した。

3115 いきいき相談事業（健康づくり推進課）

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などにおいて、心理発達や言語発達のみならず、保護者の育児不安等により、臨床心理士や言語聴覚士による個別相談が必要と判断される親子に対して、月に1～2回、予約制で心理相談及び言語相談を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|--------|------|------|
| ①相談開催回数 | ①27回 | ①26回 | ①26回 |
| ②初回相談件数 | ②66件 | ②55件 | ②55件 |

※ 目標設定根拠：相談開催回数は過去の実績を基に設定した。初回相談件数は年間相談者の約半数として設定した。

施策3 母子訪問指導事業

3116 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）、その他要保護児童等の支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）（健康づくり推進課・子育て支援課）

養育支援訪問事業については、妊娠届出時、出生届出時、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）等のアンケートや面接時の様子、医療機関からの連絡、健診・相談結果等により、継続した育児支援が必要と思われる家庭に保健師や助産師が訪問等により助言・指導を行い、個々の家庭の抱える諸問題の解決や軽減を図ります。

- ・ 本市では養育支援訪問事業のうち育児・家事援助は実施していませんが、市内には生後から育児・家事援助を行う事業所があります。
- ・ 平成25年度実績：こんにちは赤ちゃん事業による訪問件数796件のうち、本事業の対象件数173件（継続訪問延べ数53件のほか、電話相談、健診教室フォロー等含む。）

その他要保護児童等の支援に資する事業については、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みについて検討を進め、継続した支援が必要な要保護児童等に対する支援を実施します。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

養育支援訪問事業については、平成25年度の乳児家庭全戸訪問事業における訪問実績に対する養育支援訪問事業の割合を計画期間中の人口推計値に乗じて算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

養育支援訪問事業については、保健師等による養育に関する相談、指導、助言により、すべての要支援者への支援体制を確保します。

<量の見込みと確保方策> 年間延べ訪問者数 (単位：人日/年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------|-----------------------------------|------|------|------|------|
| 量の見込み | 53 | 52 | 52 | 52 | 51 |
| 確保方策 | 53 | 52 | 52 | 52 | 51 |
| | 実施機関：健康づくり推進課・各支所健康づくり推進係 | | | | |
| | 実施体制：保健師（市）17名、助産師（市）1名、助産師（委託）6名 | | | | |

※ 平成25年度実績 実人数36人、延べ訪問者数53人

3117 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課）

乳児の健やかな発達・発育のため、生後4ヶ月以内の全出生児に対し、保健師・助産師が訪問指導を実施します。産婦に対しては、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と保健指導を併せて実施します。

なお、本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）による継続的な支援を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|-------|-------|
| ①把握率 | ①100% | ①100% | ①100% |
| ②訪問率 | ②98.1% | ②98% | ②98% |

※ 目標設定根拠：過去の実績により設定した。長期の入院や里帰りにより訪問できないケースもあるが、状況把握は100%実施する。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

すべての乳児のいる家庭に訪問を実施するため、0歳児人口の推計値を量の見込みとして算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

市保健師等の訪問により現状の体制を維持し、量の見込みを確保します。

<量の見込みと確保方策> 年間延べ訪問者数 (単位：人日/年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--|------|------|------|------|------|
| 量の見込み | 796 | 792 | 788 | 781 | 773 |
| 確保方策 | 796 | 792 | 788 | 781 | 773 |
| 実施機関：健康づくり推進課・各支所健康づくり推進係 実施体制：保健師（市）17名、助産師（市）1名、助産師（委託）6名 | | | | | |

※ 平成25年度実績 延べ訪問者数796人

施策4 母子育児支援事業

3118 産前学級事業（パパママ教室）（健康づくり推進課）

妊婦及びその夫や家族を対象に、助産師による講話や保健指導、栄養士による栄養講話等を実施し、安心して出産が迎えられるよう支援します。

また、多くの方が参加できるよう、平日コース・休日コースを設定します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|-------|-------|
| ①実施回数 | ①30回 | ①30回 | ①30回 |
| ②参加組数 | ②398組 | ②450組 | ②450組 |

※ 目標設定根拠：実績回数を維持し、定員15名/回を目標値として設定する。

3119 離乳食教室（前期・中期）（健康づくり推進課）

月齢にあわせた離乳食作りや、試食提供、離乳食のアドバイスを実施します。
併せて保健師、助産師、保育士等の育児相談も実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|---------|------------|------------|
| 利用者数 | 前期 448人 | 前期 対象児の60% | 前期 対象児の60% |
| | 中期 328人 | 中期 対象児の45% | 中期 対象児の45% |

※ 目標設定根拠：過去の実績により設定した。第1子の母子を中心に積極的に勧誘し、実績を維持する。

3120 のびのび広場（健康づくり推進課）

乳幼児健診において、発達・発育についてフォローとなった児を対象に、発達・発育を支援するための個別相談を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| ①実施回数 | ①21回 | ①24回 | ①24回 |
| ②参加者数 | ②65人 | ②65人 | ②65人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を基に設定した。健診後、適切なタイミングでフォローし、実績を維持する

3121 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）（健康づくり推進課）

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの結果、継続的な発達支援や相談が必要な親子に対して、小集団での活動を通じた発達支援や家族支援、個別相談を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|--------|-------|-------|
| ①新規参加組数 | ①25組 | ①22組 | ①22組 |
| ②延べ参加組数 | ②119組 | ②110組 | ②110組 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を基に設定した。健診・相談等から教室への参加や、必要に応じて療育支援センターを紹介するなど、切れ目のない支援が継続できるよう実績を維持する。

施策5 口腔歯科保健事業**3122 お口の相談日（健康づくり推進課）**

市民を対象に歯科衛生士が歯のみがき方などの歯科相談に応じます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|
| ①1回あたりの利用者数 | ①0.6人 ②12回 | ①1人 ②12回 | ①1人 ②12回 |
| ②実施回数 | | | |

※ 目標設定根拠：事業の周知により利用者の増を図る。

3123 妊婦歯科保健指導事業（妊婦さんの歯の教室）（健康づくり推進課）

歯科健診・RDテスト・歯の染め出し・歯科相談・歯科医師による歯科講話を実施しています。妊婦は、つわりなどの心身の変化で口腔ケアがおろそかになり、また、女性ホルモンの影響で歯周病が悪化しやすくなります。歯周病は、早産や低体重児出産との関係も明らかになってきたことから、歯科健診等を行うよう広報や母子手帳交付時などチラシやリーフレットを配布し、教室の周知に努め、妊娠期における適切な歯科保健指導事業の充実を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------------|---------------|--------------|--------------|
| ①1回あたりの利用者数 | ①8.5人 ②11回 | ①10人 ②12回 | ①10人 ②12回 |
| ②実施回数 | | | |

※ 目標設定根拠：事業の周知により利用者の増を図る。

3124 歯の教室事業（子どもの歯の教室）（健康づくり推進課）

2歳ごろから就学前の幼児を対象に、歯科健診・歯の染め出し・歯科相談・歯科医師による歯科講話・育児相談を実施しています。

1歳6か月児健診から3歳児健診までの間にむし歯がある幼児が38人から213人（平成25年度）と大幅に増えています。そのため、集団生活に入る前に歯科健診や歯科指導の機会を教室という形で実施し、むし歯保有者を少なくするため、事業の周知を図り、子どものむし歯予防のために保護者に生活習慣の改善を促します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------------|--------|------|------|
| ①1回あたりの利用者数 | ①24人 | ①25人 | ①25人 |
| ②実施回数 | ②7回 | ②7回 | ②7回 |

※ 目標設定根拠：事業の周知により利用者の増を図る。

3125 乳児う歯予防事業（RDテスト）（健康づくり推進課）

10か月児健診においてRDテストを使用して、乳児の口腔内のむし歯菌の数の多少を判定し、その結果に基づいた個別指導を実施しています。

食べる物の種類が多くなるこの時期に、口腔内の状況を知ってもらう必要があり、RDテストを行い、唾液中のむし歯菌の量を知ることによってむし歯予防のための生活習慣の改善につなげます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----|--------|------|------|
| 実施率 | 100% | 100% | 100% |

※ 目標設定根拠：健診時の全ての乳児に実施する。

3126 乳幼児歯科保健指導事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月児・3歳児健診の際に歯科保健個別指導（4ヶ月児は小集団）を実施しています。

月齢に応じた歯科指導をすることにより、食べる機能の重要性を周知し、むし歯予防の生活習慣指導の充実を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----|--------|------|------|
| 実施率 | 100% | 100% | 100% |

※ 目標設定根拠：健診時の全ての乳児に実施する。

3127 幼児歯科健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、1歳6か月児・3歳児の歯科健康診査を実施しています。日常生活や親の意識により、その結果としてむし歯に現れることが多いため、歯科医師会との連携を図り、むし歯予防と早期に治療を行うよう受診勧奨を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 実施率 | 1歳6か月児 99.4% 3歳児 98% | 1歳6か月児 100% 3歳児 100% | 1歳6か月児 100% 3歳児 100% |

※ 目標設定根拠：全ての幼児の受診を勧奨し、未受診者をなくす。

3128 子育てサロン歯科講座・乳幼児学級う歯予防講座（健康づくり推進課）

子育てサロン・乳幼児学級において歯科衛生士によるう歯予防の話・指導を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ①子育てサロンにおける講座回数、参加人数 | ①6回、217人 ②6回、202人 | ①12回、210人 ②6回、200人 | ①12回、210人 ②6回、420人 |
| ②乳幼児学級における講座回数、参加人数 | | | |

※ 目標設定根拠：平成25年度の実績を維持し、回数及び参加人数を見込む。

3129 保育所・幼稚園口腔衛生指導事業（健康づくり推進課）

歯科衛生士によるう歯予防の話、ブラッシング指導等を実施しています。また、年長児を対象に歯の染め出しを実施しています。

保育所は全施設において、歯科保健指導を実施しているが、幼稚園からの希望が1園であるため、周知を図り、保護者への知識の普及と啓発を歯科医師会や幼稚園等と連携を図りながら推進していきます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指導実施園数 | 保育所 28園 幼稚園 1園 | 保育所 28園 幼稚園 6園 | 保育所 28園 幼稚園 6園 |

※ 目標設定根拠：幼稚園への周知に努め、全幼稚園において実施する。

3130 小・中学校口腔衛生指導（健康づくり推進課）

指導を希望される小中学校の児童・生徒を対象に歯科衛生士によるう歯・歯肉炎予防の話、ブラッシング指導等を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|------------------|-------------------|-------------------|
| 指導実施校数 | 小学校 6校 中学校 2校 | 小学校 17校 中学校 7校 | 小学校 17校 中学校 7校 |

※ 目標設定根拠：事業を周知し、指導を希望する全校に実施する。

3131 フッ素洗口法によるう歯予防事業（健康づくり推進課）

市立小中学校児童・生徒を対象に、0.2%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ素濃度900ppm）を用いて週1回洗口を実施しています。フッ素洗口の有効性を児童、生徒に指導徹底し継続実施していきます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 12歳児1人あたりのう歯本数 | 0.8本 | 0.7本以下 | 0.7本以下 |

※ 目標設定根拠：フッ素洗口の効果を上げるよう指導する。

3132 う歯放置対策事業（健康づくり推進課）

保育所、幼稚園等で重症のう歯により、日常生活に支障が出ている幼児が治療を受けるため、保育所、幼稚園、歯科医師などとの連携を図り、保護者がう歯の治療に連れて行くようにします。（平成26年度新規事業）

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------|--------|------|------|
| 5本以上未処置歯う歯保有児数 | 146人 | 50人 | 0人 |

※ 目標設定根拠：多数う歯保有児の保護者に治療の必要性を認識してもらい皆無を目指す。

施策6 不妊治療助成事業**3133 コウノトリ支援事業（再掲）（健康づくり推進課）**

施策7 予防接種事業

3134 定期予防接種事業（健康づくり推進課）

予防接種法に基づき、乳幼児・児童の定期予防種を実施します。三混、四混、ヒブ、小児用肺炎球菌、ポリオ、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、BCG、子宮頸がんの各ワクチンを個別に医療機関で実施します。二混は小学校で集団接種を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|--------|------|------|
| 各予防接種の接種率 | 70.2% | 95% | 95% |

※ 目標設定根拠：国の「麻しん」「風しん」に関する特定感染症予防指針において、接種率の目標値を95%としている。感染症の発生及びまん延予防の観点から、各予防接種の接種率を95%として目標設定した。

施策8 思春期保健事業

3135 思春期・赤ちゃんふれあい体験学習（健康づくり推進課）

中学生が乳児健診の場において乳児の抱っこ体験・母との交流・妊婦体験を行い、乳児への理解と命の大切さを感じ、思いやりの心を育みます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|-------|-------|
| ①実施回数 | ①4回 | ①3回 | ①3回 |
| ②参加者数 | ②102人 | ②110人 | ②110人 |

※ 目標設定根拠：過去の実績により目標設定した。数少ない思春期の生徒を対象とした事業であるため、中学校と連携し、実績を維持する。

施策9 食育

3136 食育の推進（健康づくり推進課）

佐久市食育推進計画の基本理念『「食を大切に作る心を育む」～元気よぶ笑顔あふれるわが家の食卓～』の実現に向けて、「生涯にわたる食育の推進」、「健康長寿を実現する食育の推進」、「佐久の食の理解と継承」の三つの基本目標をもとに、妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期、壮年期、高齢期の各ライフステージに応じた取り組みを展開し、食育を推進します。

また、家庭を原点に、誰もが食を大切にし、みんなで楽しい食生活が営めるよう、市民への周知・啓発を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 広報啓発回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を踏まえ設定した。

3137 食育講座キッズキッチン（子育て支援課）

子どもたちが五感を通して料理を体験し、「たくましく生きる力」を育てる体験型プログラムです。子どもが主役となり、自分で考えて行動することにより、子どもたちの生きる力を育みます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|-------|-------|
| ①実施回数 | ①6回/年 | ①6回/年 | ①6回/年 |
| ②参加者数 | ②104人 | ②108人 | ②108人 |

※ 目標設定根拠：現状の実施回数を継続し、事業周知により定員数を確保する。

施策10 施設入所

3138 助産産施設入所制度事業（子育て支援課）

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産ができない妊産婦に対して、妊娠、出産の適正時期に助産施設への入所を支援します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 入所者数 | 0人 | 3人 | 3人 |

※ 目標設定根拠：過去の入所実績を参考に設定した。

(2) 小児医療等

【施策の方向】

小児医療体制は、安心して子どもを生き育てることができる環境の基盤となるものです。体調が変わりやすい乳幼児期の子どもを、日常的あるいは突発的に受け入れられるよう、整備した各施設により適切なサービスを提供します。

施策1 小児医療等の提供

3210 佐久地域休日小児科急病診療センター事業（健康づくり推進課）

休日における小児科の急病診療に対応するため、佐久医師会の協力により、浅間総合病院内に設置した「佐久地域休日小児科急病診療センター」で、小児の初期救急疾病に対応します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 実施日数 | 70日 | 69日 | 69日 |

※ 目標設定根拠：急病診療センターは、休日に開設している初期救急医療機関であり、各年度休日日数を目標値に定め、確実に実施する。

3211 佐久地域平日夜間急病診療センター事業（健康づくり推進課）

平日夜間における内科の急病診療に対応するため、佐久医師会の協力により、浅間総合病院内に設置した「佐久地域平日夜間急病診療センター」で、小児をはじめとする市民の初期救急疾患に対応します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 実施日数 | 245日 | 246日 | 245日 |

※ 目標設定根拠：急病診療センターは、平日夜間に開設している初期救急医療機関であり、各年度平日日数を目標値に定め、確実に実施する。

3212 佐久市休日救急歯科診療所事業（健康づくり推進課）

日曜、祝祭日、お盆、年末年始に、佐久歯科医師会の運営協力により、サングリモ中込口腔歯科保健センター内に設置した診療施設で、小児をはじめとする市民の救急歯科診療に対応します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 実施日数 | 74日 | 75日 | 75日 |

4 仕事と子育ての両立支援

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

【施策の方向】

男女ともに子育てと仕事を両立でき、健康で豊かな生活が送れるよう、労働者、事業主、保護者等に対し、労働時間の弾力的な運用や、育児休業制度等の利用促進など、働き方の見直しへの意識高揚に向けた啓発・広報に努めます。

また、事業主に対しては、雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知及びその活用に向けた広報・啓発に努めるとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取り組みに対し、支援・評価するしくみづくりの構築を推進します。

父親、母親ともに職業生活優先の意識や男女の固定的な役割分担意識を改め、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる意識の啓発を図ります。

【施策1】 働き方の見直しの促進

4110 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進（商工振興課）

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、労働者、事業主、地域住民等に対し、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加の啓発を通じて、ワーク・ライフ・バランスへの意識の啓発を図ります。

また、働きながら子育てをしているすべての人が、家庭生活と職業生活のバランスのとれた働き方ができるよう、企業、事業主に対し、雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用についてインターネット、紙媒体、イベントなど様々な手段で普及啓発に取り組みます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|--------|------|------|
| 周知・啓発回数 | 0回 | 2回 | 4回 |

※ 目標設定根拠：商工団体の協力により効果的な周知・啓発を行うため、平成27年度は主に手法の検討に重点を置いて実施し、徐々に周知・啓発回数を増加させ、四半期ごとに1回の実施を目標に設定した。

**4111 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進
(商工振興課)**

次世代育成支援対策推進法では、従業員が101人以上の企業に対して従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。

これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|--------|------|------|
| 計画策定企業等件数 | 102件 | 110件 | 120件 |

※ 目標設定根拠：平成27年度から周知・啓発を行い、計画策定企業等が年間5社程度微増の目標値を設定した。

4112 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の促進(子育て支援課)

「社員の子育て応援宣言！」は、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立が出来るような働きやすい職場環境づくりの取り組みを宣言してもらう県の制度です。

本市としても子育てにやさしいまちづくりを推進するため、広報・HP等での登録企業の紹介等を行い、関係機関等との連携により、仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくりを促進します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|--------|------|------|
| 市内登録企業等件数 | 19件 | 44件 | 48件 |

※ 目標設定根拠：継続認定を促進し、平成26年の登録件数を基に年間2社増加の目標値を設定した。

4113 子育て期の女性就業相談(子育て支援課)

子育てと仕事の良いバランスを図るため、再就職への不安などの就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援について、県助成就業相談員と連携し、つどいの広場、児童館において相談会を開催します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 求職登録者数 | 0人 | 60人 | 60人 |

※ 目標設定根拠：平成26年4月から8月までの求職登録者数を参考に設定した。

施策2 男女共同参画の推進

4114 男女共同参画の推進（人権同和課）

男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、ワーク・ライフ・バランスの推進のために重要であることから、男女共同参画の意識浸透のために、広報等により周知・啓発を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|---------|--------|------|------|
| 周知・啓発回数 | 14回 | 20回 | 20回 |

※ 目標設定根拠：男女協働参加プランにより男女協働参画の意識は徐々に浸透し一定の成果を上げているが、性別による固定的な観念が根強く残っているため、周知・啓発回数を増やし、同プランの推進を一層図る。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【施策の方向】

本市では、仕事と子育ての両立のため、潜在的なニーズを含めた保育及び児童の放課後対策を行い、多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。

施策1 仕事と子育ての両立のための基盤整備

4210 延長保育事業（子育て支援課）（再掲）

4211 病児・病後児保育事業（子育て支援課）（再掲）

4212 一時預かり事業（子育て支援課）（再掲）

4213 子育て短期支援事業（子育て支援課）（再掲）

4214 放課後児童健全育成児童（放課後児童クラブ）（子育て支援課）（再掲）

4215 児童館運営事業（子育て支援課）（再掲）

4216 休日保育事業（子育て支援課）（再掲）

4217 児童館の日曜開館の実施（子育て支援課）（再掲）

5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策

【施策の方向】

すべての子どもが健やかに成長する社会を目指すため、母子保健事業や地域子育て支援事業、相談事業の実施等により、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めます。

また、児童虐待等に適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会における取り組みを強化します。

施策1 関係機関との連携及び相談体制の強化

5110 要保護児童対策地域協議会運営（子育て支援課）

○ 関係機関との連携の強化

要保護児童等への適切な支援を実施するため、関係機関が協力・連携して、要保護児童等にかかる情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行う協議会を設置しています。

今後は、県佐久児童相談所、医師会、警察署等の関係機関による連携・情報共有をさらに推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

○ 長野県（児童相談所）との連携

虐待通報を受けたケースについて、市での児童の安全確認の結果、児童の安全確保のため親子分離や専門的な支援が必要な場合には、児童相談所に援助を要請します。

○ 社会的養護施策との連携

虐待通報を受けた中で、本市で当該家庭を支援するケースについては、市職員による定期的な訪問、学校・保育所等の関係機関による見守りなど、ケースに応じた支援を行います。

その中で、親子関係の改善を図るため一時的に家庭以外での養育が望ましいケースには児童養護施設における子育て短期支援事業の利用や、母子家庭で専門職員による養育支援等が必要なケースには母子生活支援施設への入所など、社会的養護施策を活用することにより、虐待予防を図ります。

| 指標 | H25 年度実績 | H29 年度目標 | H31 年度目標 |
|------------|----------|----------|----------|
| 支援実世帯数(実数) | 20 世帯 | 28 世帯 | 33 世帯 |

※ 目標設定根拠：児童虐待の早期発見・早期対応に努め、目標値を多く設定した。

5111 家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業（子育て支援課）（再掲）

5112 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）（再掲）

5113 母子生活支援施設入所制度事業（子育て支援課）

母子家庭の自立・生活援護、DV避難等への対応のため、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について入所、支援を行います。

また、入所母子の抱えている問題の解決に向けて相談を充実して援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を行います。

| 指標 | H25 年度実績 | H29 年度目標 | H31 年度目標 |
|---------|----------|----------|----------|
| 延べ入所世帯数 | 56 世帯 | 60 世帯 | 60 世帯 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を参考に設定した。

施策2 虐待の発生予防、早期発見、早期対応

- 虐待の発生予防に向け、各種健診等の母子保健事業や医療機関、民生委員・児童委員等との連携、乳児家庭への訪問活動を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に必要な家庭に対する支援につなげます。
- 地域子育て支援事業や子育てサロンなど、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。
- 市民、関係機関等に対し、児童虐待防止法の趣旨や通報義務等について周知を図り、地域における見守りや声かけの促進と通報による早期発見・早期対応につなげます。

5114 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課）（再掲）

5115 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）（健康づくり推進課）（再掲）

5116 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）（再掲）

5117 子育てサロン事業（子育て支援課）（再掲）

5118 児童虐待防止の啓発（子育て支援課）

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、11月の児童虐待防止推進月間に、児童虐待防止を啓発する横断幕の掲示、学校、病院、保育所、自治会、医療機関等へのポスターの配布、また、各家庭へのリーフレットの配布、広報紙等での呼びかけなど、広報・啓発を行います。

| 指標 | H25 年度実績 | H29 年度目標 | H31 年度目標 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 広報・FMによる呼びかけ回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

※ 目標設定根拠：内容の充実を図り、現状と同数を維持する。

(2) ひとり親家庭等の自立支援

【施策の方向】

ひとり親家庭等に対しては、相談・情報提供機能、子育て・生活支援策、就業支援策及び経済的支援策などにより総合的な自立支援を推進します。

施策1 子育て・生活支援

5210 母子・父子自立支援員の設置（子育て支援課）

ひとり親家庭で児童を養育している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、関係機関と連携しながら悩み事の解決や自立を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 自立支援員数 | 1人(職員兼務) | 1人(職員兼務) | 1人(職員兼務) |

※ 目標設定根拠：現状の自立支援員数で生活支援や経済的支援等に対する対応が可能であるため現状を維持する。

5211 母子家庭等家庭協力員派遣事業（子育て支援課）

母子家庭等が自立を促進するために必要な事由若しくは疾病等の自由により一時的に生活援助が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合において、市が家庭生活支援員を派遣し、その日常生活の支援を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 延べ利用件数 | 0件 | 30件 | 30件 |

※ 目標設定根拠：市民からの要望に応じ利用できる事業であるため、事業周知を図り、利用者数を多く設定した。

5212 母子生活支援施設入所制度事業（子育て支援課）（再掲）

5213 母子・父子・寡婦福祉会補助事業（子育て支援課）

母子・父子・寡婦福祉の推進を図る佐久市母子寡婦福祉会の運営に対し補助を行い、母子家庭等の会員の親睦と生活の向上を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----|--------|------|------|
| 会員数 | 46人 | 60人 | 60人 |

※ 目標設定根拠：平成25年度から父子家庭も対象となったことから、会員数の増を見込み設定した。

施策2 就労支援

5214 自立支援教育訓練給付事業（子育て支援課）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座（医療事務、ホームヘルパー等）を受講した場合、講座終了後に受講料の2割相当額を支給し、自立を支援します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 支給件数 | 1件 | 4件 | 4件 |

※ 目標設定根拠：市民からの要望に応じて利用できる事業のため、過去の支給実績を参考に、利用者数を多く設定した。

5215 高等技能訓練促進費等給付事業（子育て支援課）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、2年以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等技能促進費等を支給します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 支給件数 | 50件 | 48件 | 48件 |

※ 目標設定根拠：過去の支給実績を参考に設定した。

5216 県就業支援員制度（子育て支援課）

就業活動が困難な母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の父母に対し、県就業支援員がアドバイスし就業活動を支援します。市では、就業を促進するために制度の周知を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 広報掲載回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

※ 目標設定根拠：過去の実績を踏まえ、ひとり親家庭等の自立に向けた本制度を含む各種制度の周知を年2回（10月及び4月）行う。

施策3 経済的負担の軽減

5217 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）（再掲）

5218 県母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を県が事業主体となり貸付けます。

市では、貸付制度の相談及び申請窓口の機能を担い、自立を促進するために制度の周知を図ります。また、滞納者については、訪問指導等を行い減少に努めます。

| 指標 | 25 年度実績 | 29 年度 | 31 年度 |
|--------|---------|-------|-------|
| 新規貸付件数 | 19 件 | 20 件 | 20 件 |

※ 目標設定根拠：過去の新規貸付件数の実績を踏まえ設定した。

**5219 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業（子育て支援課）
（再掲）**

5220 義務教育に係る費用の支援（学校教育課）（再掲）

(3) 障がい児支援

【施策の方向】

障がい児等特別な支援が必要な子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするため、在宅支援や就学支援を含めた教育支援の提供等総合的な取り組みを推進します。

また、保健・福祉・医療・教育分野等関係機関との連携を深め、年齢や障がいの特性に応じた相談支援体制の充実を図ります。

療育支援センター等による支援を強化するとともに、教育・保育施設等における受入れ体制を整えます。

施策1 母子育児支援

5310 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）（健康づくり推進課）（再掲）

5311 ダウン症をもつ親の会への支援事業（福祉課）

親の会からの要請がある際に、ダウン症児をもつ親への必要な支援及び助言を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 支援回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績に基づき実施する。

5312 重症心身障がい児をもつ親の会への支援（福祉課）

重症心身障がい児をもつ親への助言と支援を行います。また、定期的開催される情報交換会等への参加及び随時相談に応じることにより、保護者の精神的支えになるよう努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 支援回数 | 5回 | 5回 | 5回 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績に基づき実施する。

施策2 口腔歯科保健

5313 障がい児訪問歯科指導事業（健康づくり推進課）

在宅の障がい児宅を歯科衛生士が訪問し、歯科保健指導等を実施します。

また、対象児童の把握に努め、保護者に対して事業の周知を図り、口腔ケアの指導を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 訪問指導件数 | 0件 | 8件 | 8件 |

※ 目標設定根拠：重度の障がいをもつ全未就学児の数を目標値として設定した。

5314 障がい児施設等歯科指導（健康づくり推進課）

指導を希望される施設等の利用者を対象に歯科衛生士によるう歯・歯周病予防の話、ブラッシング指導等を実施します。

また、障害児を対象にするだけでなく、施設職員等に対する指導にも努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 実施施設 | 通所施設 6 施設 入所施設 3 施設 | 通所施設 10 施設 入所施設 5 施設 | 通所施設 10 施設 入所施設 5 施設 |

※ 目標設定根拠：歯科指導案内により全施設において歯科指導を実施する。

施策3 心身障がい児対策

5315 療育支援センター管理運営事業（福祉課）

児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」として、障がいを持つ児童や発達が気になる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、健全な親子関係の形成のための指導援助を行うほか、障がいや発達に関する相談、講演会、関係者の研修会、情報交換のための事業を行います。

また、支援関係者との連携を密にし、児の特性に合わせた療育を提供することにより、次のライフステージにつながる継続的かつ統一した支援に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|
| ①児童発達事業の実施日数 | ①210日 ②10回 | ①210日 ②10回 | ①210日 ②10回 |
| ②保護者及び関係者研修会実施回数 | | | |

※ 目標設定根拠：過年度の実績に基づき実施する。

5316 保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）（福祉課）

市内保育所・幼稚園、小中学校において、障がいを持つ児童や発達の良い気になる児童について、保健師、臨床心理士等の専門職が訪問し、保護者若しくは園、学校関係者からの相談に応じ、必要な助言、指導、発達検査等を実施します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| ①はぐくみ相談実施回数 | ①152回 ②152人 | ①130回 ②130人 | ①130回 ②130人 |
| ②延べ相談指導実施児童数 | | | |

※ 目標設定根拠：平成24年度より実施しており、これまでの実績を基に設定した。

5317 発達障がい児（者）支援担当者連絡会議（福祉課）

市市内の保健、福祉、教育の部署の関係者が一堂に会する機会を設け、発達の気になる児童等に係る支援施策の検討、情報共有、知識技能の向上等横断的な連携を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|----------------|--------|------|------|
| ①支援担当者連絡会議開催回数 | ①5回 | ①5回 | ①5回 |

※ 目標設定根拠：これまでの開催状況を参考に頻度を決め開催する。

施策4 障がい児福祉**5318 特別児童扶養手当給付事業（福祉課）（再掲）****5319 障害児福祉手当給付事業（福祉課）（再掲）****5320 心身障害児（者）タイムケア事業（福祉課）**

在宅で生活する心身障がい児（者）が、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護を委託し、利用者及びその家族の地域生活を支援します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| 利用実人数 | 178人 | 255人 | 255人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。
(年々増加)

5321 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付事業（福祉課）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、早期に補聴器を装用することにより、周囲とのコミュニケーション障害等の改善を図るため、補聴器の購入又は修理に係る費用に対し補助し、身体障がい児の日常生活の自立を促進します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| 利用実人数 | 6人 | 7人 | 7人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。
(微増)

5322 障がい児通園施設利用児療育支援事業（福祉課）

障がい児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減するため、同一世帯から2人以上の就学児童が通園施設又は保育所等に通園している場合2人目以降について利用者負担を軽減します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| 利用実人数 | 18人 | 23人 | 23人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。
(微増)

施策5 障害者自立支援

5323 補装具給付事業（福祉課）

身体障害者手帳所持者が購入する補装具の購入費を給付します。

また、障がいの内容や程度により、身体上の障がいを補い日常生活を容易にするために、医療機関等と連携し、障がい者のニーズに沿ったサービスを提供できるよう事業所に働きかけ、適正な給付に努めます。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 利用件数 | 307件 | 345件 | 345件 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。
(年々増加)

5324 居宅介護サービス事業（居宅介護事業ホームヘルプサービス）（福祉課）

自宅で入浴や排出、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| 利用実人数 | 186人 | 230人 | 230人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。
（障害程度の重症化による利用増）

5325 児童デイサービス事業（児童発達支援放課後等デイサービス）（福祉課）

児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等その他の便宜を供与します。

| 指標 | H25年度実績 | H29年度目標 | H31年度目標 |
|-------|---------|---------|---------|
| 利用実人数 | 124人 | 185人 | 185人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。
（事業所の増による利用増、利用希望の増）

5326 短期入所サービス事業（短期入所事業シートステイ）（福祉課）

保護者の病気その他の理由により短期間、夜間も含め施設に入所し、必要な支援を行います。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| 利用実人数 | 59人 | 87人 | 87人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。
（突発的事由による利用増）

5327 行動援護サービス事業（行動援護事業外出支援）（福祉課）

著しく判断能力が制限されている障がい児（者）の危険を回避するために必要な支援及び外出の支援し、障がい児（者）の社会参加、日常生活の向上を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-------|--------|------|------|
| 利用実人数 | 80人 | 100人 | 100人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。

施策6 障がい者地域生活支援

5328 相談支援事業（福祉課）

障がい児（者）の福祉に関する諸般の問題につき、障がい児者、保護者、介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、利用者のニーズに沿ったサービスに結び付けるマネジメントを図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|-----------|--------|------|------|
| 延べ対象者数（児） | 149件 | 100件 | 100件 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。

5329 日中一時支援事業（福祉課）

障がい児（者）の家族の就労支援及び介護者の休息を目的として、障害児者の日中における活動の場を確保します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 利用人数 | 120人 | 102人 | 102人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。

5330 移動支援事業（福祉課）

屋外での移動に困難がある障がい児（者）について、地域での自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出のための支援を行い、障がい児（者）の社会参加、日常生活の向上を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 利用人数 | 99人 | 126人 | 126人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。

（利用希望の増）

5331 障害者訪問入浴サービス事業（福祉課）

家庭において入浴が困難な障がい児（者）に対して、利用者宅で介助による入浴又は簡易浴槽による入浴サービスを行い、障がい児（者）とその家族への日常的な援助の充実を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|------|--------|------|------|
| 利用人数 | 96人 | 120人 | 120人 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。

（利用希望の増）

5332 日常生活用具給付等事業（福祉課）

重度障がい児（者）に対し、日常生活支援のための用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績件数 | 1,970件 | 2,165件 | 2,165件 |

※ 目標設定根拠：過年度の実績及び平成26年度の見込み数値から推計し設定した。
（利用希望の増）

施策7 教育支援体制

5333 障害児保育事業（再掲）

5334 児童館での養護学校児童生徒の受け入れ（子育て支援課）

児童館において、重度の障がいのある児童生徒に遊びや活動の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。

また、保護者、養護学校と連携を図り、児童生徒にとって過ごしやすい場所を提供します。

| 指標 | 25年度実績 | 29年度 | 31年度 |
|--------|--------|------|------|
| 延べ利用者数 | 0人 | 40人 | 40人 |

※ 目標設定根拠：養護学校の保護者からの要望が多い夏季休暇期間における受入日数を見込み設定した。

5335 就学支援事業（学校教育課）（再掲）

5336 特別支援教育支援員設置事業（学校教育課）（再掲）

5337 保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）（福祉課）（再掲）

5338 保育所巡回相談の充実（子育て支援課）（再掲）

第5章 計画の推進方策

1 計画の進捗状況の点検・評価（PDCA）

本計画は、地域の福祉関係団体等の代表者などで組織する「佐久市保健福祉審議会」並びに「佐久市保健福祉審議会児童福祉部会」及び「佐久市子ども・子育て支援専門委員会」において、PDCAサイクルに基づき実施事業の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果をホームページ等で公表します。

なお、本計画に定めた量の見込みが実際の必要量と大きく乖離し見直しが必要と考えられる場合、また、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正がなされた場合には計画の見直しを行います。この場合、見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間である平成31年度までとします。

2 計画の推進体制

（1）庁内の推進体制

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっています。

このため、計画に定める施策の推進には、庁内関係部局の連携・協力により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向等のさまざまな状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実な推進に努めます。

（2）計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する取り組みを示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

（3）地域社会全体の協働による推進

子どもと子育てを社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政などが一体となり、計画を推進する必要があります。

そのため、計画の実施にあたっては、家庭、地域、企業、行政などが、それぞれの役割において協働することが、何よりも大切です。

また、これまで地方公共団体等が主体となって担ってきた公共サービスや地域づくりなどについて、行政と市民、市民活動団体、企業等との協働による「新たな公」の考え方に基づく取り組みが、人的、財政的等あらゆる要因から必要となります。

このため、市では、協働の事業実施やまちづくりに市民がより参加しやすい環境づくりに努めます。

(4) 国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

資料編

1 佐久市保健福祉審議会委員

(敬称略)

| | 氏名 | 役職名等 |
|---------|---------------|-------------------|
| 会 長 | 宮 地 文 子 | 識見者 |
| 副 会 長 | 中 山 幹 夫 | 福祉施設 |
| 委 員 | 和 田 裕 一 | 識見者 |
| | 吉 川 徹 | 識見者 |
| | 山 田 啓 顕 | 識見者 |
| | 金 澤 秀 典 | 佐久医師会会長 |
| | 多 田 博 行 | 佐久医師会副会長 |
| | 宮 島 浩 | 佐久歯科医師会会長 |
| | 甘 利 光 治 | 佐久歯科医師会専務理事 |
| | 花 岡 幹 郎 | 佐久薬剤師会会長 |
| | 荻 原 周 子 | 佐久市学事職員会 |
| | 井 出 進 | 佐久市区長会会長 |
| | 山 崎 敏 明 | 佐久福祉事務所所長・佐久保健所次長 |
| | 角 田 恵 子 | 佐久児童相談所所長 |
| | 佐 藤 悦 生 | 佐久市社会福祉協議会会長 |
| | 小 平 實 | 佐久市民生児童委員協議会会長 |
| | 杉 山 初 夫 | 佐久市民生児童委員協議会副会長 |
| | 柳 澤 しめ子 | 佐久市保健補導員会会長 |
| | 羽毛田 良 子 | 佐久人権擁護委員協議会委員 |
| | 小 林 壽 夫 | 佐久市身体障害者福祉協会会長 |
| | 杉 田 義 夫 | 福祉施設 |
| | 鷹 野 正 子 | 佐久市保育協会会長 |
| 中 村 美登里 | 長野県栄養士会佐久支部顧問 | |
| 高見澤 秀 明 | 佐久市老人クラブ連合会会長 | |

2 佐久市保健福祉審議会児童福祉部会委員及び佐久市子ども・

子育て専門委員会委員

(敬称略)

| | 氏名 | 役職名等 |
|-------|---------|-------------------------|
| 会 長 | 小 林 喜久男 | 佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会会長 |
| 副 会 長 | 佐々木 均 | 佐久市区長会副会長 |
| 委 員 | 浅 井 莊一郎 | 識見者 |
| | 荻 原 周 子 | 佐久市学事職員会 |
| | 角 田 恵 子 | 佐久児童相談所所長 |
| | 杉 山 初 夫 | 佐久市民生児童委員協議会副会長 |
| | 両 沢 正 子 | 佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会副会長 |
| | 羽毛田 良 子 | 佐久人権擁護委員協議会委員 |
| | 鷹 野 正 子 | 佐久市保育協会会長 |
| | 篠 原 智 美 | 長野県栄養士会佐久支部 |
| | 大工原 俊 之 | 佐久市P T A連合会会長 |
| | 三 石 亜佐子 | 佐久市P T A連合会副会長 |
| | 竹 内 克 紘 | 佐久市保育園保護者連合会会長 |
| 専門委員 | 佐 藤 長 明 | 佐久市幼稚園連盟あさま幼稚園園長 |
| 専門委員 | 荻 原 深 | あさま幼稚園P T A会長 |

※児童福祉部会委員は子ども・子育て専門委員を兼務しています。

3 佐久市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

(1) 審議会

- ① 平成25年11月13日 保健福祉審議会
 - ・ 諮問「佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について」
 - ・ 児童福祉部会に調査・審議付託
- ② 平成25年11月13日 児童福祉部会及び子ども・子育て専門委員会
 - ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定について
 - ・ 子ども・子育て専門委員会の設置について
 - ・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
- ③ 平成26年5月15日 子ども・子育て専門委員会
 - ・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について
 - ・ 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」(ニーズ量)について

- ・子ども・子育て支援事業計画の構成について
- ④ 平成26年8月8日 子ども・子育て専門委員会
 - ・佐久市が条例で定める各基準案について
 - ・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について
 - ・子ども・子育て支援事業計画の構成案について
- ⑤ 平成26年12月2日 子ども・子育て専門委員会
 - ・教育・保育事業について
 - ・地域子ども・子育て支援事業について
 - ・子ども・子育て支援新制度における保育料について
 - ・子ども・子育て支援事業計画について
- ⑥ 平成27年1月21日 子ども・子育て専門委員会
 - ・佐久市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- ⑦ 平成27年2月26日 保健福祉審議会、児童福祉部会及び子ども・子育て専門委員会
 - ・佐久市子ども・子育て支援事業計画（案）について
- ⑧ 平成27年2月26日
答申「佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について」

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

- ・調査期間 平成25年12月20日～平成26年1月10日
- ・調査対象 就学前児童
 - 市内の就学前児童の保護者 1,000人 有効回収522件 回収率52.2%
 - 小学生児童
 - 市内の小学生児童の保護者 500人 有効回収256件 回収率51.2%

(3) パブリックコメント

- ・実施期間 平成27年1月28日～2月20日
- ・提出意見 1名 2件

(4) 庁内会議

企画調整委員会、市民意見公募手続審査委員会、事業検討会議等

4 諮問・答申

【諮問】

25佐子第230号
平成25年11月13日

佐久市保健福祉審議会会長 様

佐久市長 柳田 清二

佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

平成24年8月、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることなどを目的とした「子ども・子育て支援関連3法」が成立・公布され、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が本格施行される予定です。

新制度の本格施行に向けて策定する「子ども・子育て支援事業計画」については、教育・保育提供区域の設定をはじめ、幼児期の教育・保育の量の見込み、実施しようとする事業体制などが盛り込まれ、検討に当たっては、慎重な審議が求められております。

こうしたことから、本市の地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業計画」の策定に関し、子育て当事者や児童福祉・教育に関する分野など、様々なお立場からご審議をいただきたく、佐久市保健福祉審議会に諮問いたします。

【答申】

平成27年2月26日

佐久市長 柳田 清二 様

佐久市保健福祉審議会
会長 宮地 文子

「佐久市子ども・子育て支援事業計画」の策定について（答申）

平成25年11月13日付け25佐子第230号で諮問のありました「佐久市子ども・子育て支援事業計画」（案）について、別添のとおり答申いたします。

本計画は、平成27年4月に施行される「子ども・子育て支援新制度」の実施に向けて策定するものであり、佐久市の実情に応じた「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」と併せて、「地域における子ども・子育て支援の充実」に向けた施策などが盛り込まれております。

本計画の策定にあたっては、「子どもは、社会の希望、未来をつくる力」であることを改めて認識し、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境が整備され、子どもたちが家庭の愛情の下に養育され、成長を遂げていくことを強く望みながら取り組んできました。

新制度においては、本計画案が着実に反映され、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援が実現し、自然に恵まれた佐久の風土を生かした、「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」の実現に向けた取り組みが、より一層推進されることを望みます。

なお、詳細については、市当局において検討のうえ、計画を樹立願います。

5 施策体系

基本目標 1 幼児期の学校教育・保育

基本施策（1）教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備

| 施策 | 具体的な事業 |
|-----------------------------|---|
| 1 教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策 | ○1号認定及び2号認定【幼稚園】 ○2号認定【認定こども園及び保育所】（3～5歳児） ○3号認定【0歳児】○3号認定【1、2歳児】 |
| 2 幼児期の学校教育・保育の環境整備 | ○保育施設等整備事業 ○保育施設改修・維持管理事業 ○公立保育所運営事業 ○私立保育所委託事業○広域入所保育事業 ○私立幼稚園運営費補助金 |
| 3 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 | ○育休明け入所予約制度 ○保育士資格保有者の確保・活用 |

基本施策（2）幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進

| 施策 | 具体的な事業 |
|------------------|---|
| 1 教育・保育の一体的提供・推進 | ○認定こども園への移行の促進 ○教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援 ○幼保小連絡協議会○子育て支援4者連絡会議 |

基本施策（3）教育・保育の質の向上

| 施策 | 具体的な事業 |
|------------------------|---|
| 1 質の高い幼児教育・保育の提供 | ○教育・保育施設等の運営基準の設定○乳児保育事業 ○1歳児保育推進事業 ○保育所第三者評価の推進 ほか |
| 2 職員の職務能力向上に向けた取り組みの推進 | ○保育所職員等研修事業○保育士等処遇改善事業 |
| 3 障がい児等の受入体制の強化 | ○障がい児保育事業○加配保育士研修 ○保育所巡回相談 |

基本目標2 多様な子育て支援サービス

基本施策(1) 多様な子育て支援サービス

| 施策 | 具体的な事業 |
|----------------|--|
| 1 多様な子育て支援サービス | <ul style="list-style-type: none"> ○延長保育事業○一時預かり事業○休日保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○子育て短期支援事業(ショートステイ) ○ファミリー・サポート事業“ほっとホット” ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 |

基本施策(2) 子どもの居場所づくり

| 施策 | 具体的な事業 |
|--------------|--|
| 1 子どもの居場所づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○児童館運営事業(小学生) ○児童館の日曜開館(小学生) ○児童館建設事業○児童館に集まれ事業 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ○放課後子供教室の検討○子ども自習室の設置事業 ○子ども未来館管理事業 ○チャイルドライン支援事業 ○児童遊園遊具設置等事業 |

基本施策(3) 子育て相談・情報提供

| 施策 | 具体的な事業 |
|--------------|---|
| 1 子育て相談・情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業 ○教育相談員配置事業○就学支援事業 ○特別支援教育支援員配置事業 ○チャレンジ教室設置事業 ○民生児童委員・主任児童委員活動事業 ○利用者支援事業○子育て支援情報サイト ○子育てガイドブック ○子どもセンター情報誌「佐久っ子だより」 |

基本施策（４）経済的支援

| 施策 | 具体的な事業 |
|---------|---|
| 1 経済的支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童手当支給事業 ○中学校修了前の子ども福祉医療費給付事業 ○未熟児養育医療給付事業 ○私立幼稚園就園奨励費補助金 ○多子世帯の保育料軽減○コウノトリ支援事業 ○通園費補助事業○障害児福祉手当給付事業 ○特別児童扶養手当給付事業 ○児童扶養手当支給事業 ○母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業 ○義務教育に係る費用の支援 ○移住促進住宅取得費等補助金 |

基本施策（５）地域の子育て力向上のための支援

| 施策 | 具体的な事業 |
|-------------------|---|
| 1 子育て支援ネットワークづくり | <ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業○つどいの広場事業 ○保育所における地域子育て拠点事業 ○子育てサロン事業 ○多胎児をもつ親の会への支援「さくらんぼキッズ」 ○子育てサークル育成事業○児童館午前中開放事業 |
| 2 子育て家庭を応援する地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭優待パスポート事業 ○オールマイティ1年生事業 ○保育所の地域活動事業○保育キーパー事業 ○乳幼児学級事業○親子ふれあい劇場の開催 ○親子ふれあい学級○小学生の公民館体験学習 ○家族音楽会の開催○ジュニアリーダー研修事業 ○銀河連邦子ども留学交流事業 ○佐久市子どもまつり ○ふるさと創生人材育成事業（中学生海外研修） ○ふるさと創生人材育成スフバトル区子ども交流 ○青少年育成推進協議会活動費交付金 ○青少年補導事業 ほか |

基本目標3 子どもと子育て家庭の健康づくり

基本施策(1) 母子保健

| 施策 | 具体的な事業 |
|---------------|---|
| 1 健康診査事業 | ○妊婦一般健康診査事業 ○妊婦一般健康診査県外受診費用償還払い ○乳児健康診査事業○幼児健康診査事業 |
| 2 母子保健相談・指導事業 | ○母と子のすこやか相談室○いきいき相談事業 |
| 3 母子訪問指導事業 | ○養育支援訪問事業(子育てママさんサポート事業)、 その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業) ○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) |
| 4 母子育児支援事業 | ○産前学級事業(パパママ教室) ○離乳食教室(前期・中期)○のびのび広場 ○発達支援教室事業(元気っ子クラブ) |
| 5 口腔歯科保健事業 | ○お口の相談日 ○妊婦歯科保健指導事業(妊婦さんの歯の教室) ○歯の教室事業(子どもの歯の教室) ○乳児う歯予防事業(RDテスト) ○乳幼児歯科保健指導事業○幼児歯科健康診査事業 ○子育てサロン歯科講座・乳幼児学級う歯予防講座 ○保育所・幼稚園口腔衛生指導事業 ○小・中学校口腔衛生指導事業 ○フッ素洗口法によるう歯予防事業 ○う歯放置対策事業 |
| 6 不妊治療助成事業 | ○コウノトリ支援事業(再掲) |
| 7 予防接種事業 | ○定期予防接種事業 |
| 8 思春期保健事業 | ○思春期・赤ちゃんふれあい体験学習 |
| 9 食育 | ○食育の推進○食育講座キッズキッチン |
| 10 施設入所 | ○助産施設入所制度事業 |

基本施策(2) 小児医療等

| 施策 | 具体的な事業 |
|------------|--|
| 1 小児医療等の提供 | ○佐久地域休日小児科急病診療センター事業 ○佐久地域平日夜間急病診療センター事業 ○佐久市休日救急歯科診療所事業 |

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

基本施策（1）仕事と生活の調和のための働き方の見直し

| 施策 | 具体的な事業 |
|--------------|--|
| 1 働き方の見直しの促進 | ○雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用 の促進 ○企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主 行動計画策定の推進 ○仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり 「社員の子育て応援宣言！」の促進 ○子育て期の女性就業相談 |
| 2 男女共同参画の推進 | ○男女共同参画の推進 |

基本施策（2）仕事と子育ての両立のための基盤整備

| 施策 | 具体的な事業 |
|---------------------|---------------|
| 1 仕事と子育ての両立のための基盤整備 | ○延長保育事業（再掲）ほか |

基本目標5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

基本施策（1）児童虐待防止対策

| 施策 | 具体的な事業 |
|---------------------|---------------------------------------|
| 1 関係機関との連携及び相談体制の強化 | ○要保護児童対策地域協議会運営 ○母子生活支援施設入所制度事業 ほか |
| 2 虐待の発生予防、早期発見、早期対応 | ○児童虐待防止の啓発 ほか |

基本施策（2）ひとり親家庭等の自立支援

| 施策 | 具体的な事業 |
|------------|--|
| 1 子育て・生活支援 | ○母子・父子自立支援員の設置 ○母子家庭等家庭協力員派遣事業 ○母子・父子・寡婦福祉会補助事業 ほか |
| 2 就労支援 | ○自立支援教育訓練給付事業 ○高等技能訓練促進費等給付事業 ○県就労支援員制度 |
| 3 経済的負担の軽減 | ○県母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ほか |

基本施策（3）障がい児支援

| 施策 | 具体的な事業 |
|------------|---|
| 1 母子育児支援 | ○ダウン症をもつ親の会への支援事業 ○重症心身障害児をもつ親の会への支援 ほか |
| 2 口腔歯科保健 | ○障がい児訪問歯科指導事業 ○障がい児施設等歯科指導 |
| 3 心身障がい児対策 | ○療育支援センター管理運営事業 ○保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談） ○発達障がい児（者）支援担当者連絡協議会 |
| 4 障がい児福祉 | ○心身障害児（者）タイムケア事業 ○軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付事業 ○障がい児通園施設利用児療育支援事業 ほか |
| 5 障害者自立支援 | ○補装具給付事業○居宅介護サービス事業 ○児童デイサービス事業（児童発達支援放課後等デイサービス） ○短期入所サービス事業（短期入所事業ショートステイ） ○行動援護サービス事業（行動援護事業外出支援） |

| | |
|------------------|---|
| 6 障がい者地域生活 支援 | ○相談支援事業○日中一時支援事業○移動支援事業 ○障害者訪問入浴サービス事業 ○日常生活用具給付等事業 |
| 7 教育支援体制 | ○児童館での養護学校児童生徒の受け入れ ほか |